

目 次

第 1 号 (9月15日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告(全道議員研修会ほか)の件	6
○日程第 6 報告第 3号 平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	8
○日程第 7 報告第 4号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	9
○日程第 8 報告第 5号 平成21年度(平成20年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	9
○日程第 9 町の一般行政について質問	10
2番 村 上 和 子 君	10
1 町の活性化と人口減少を食い止めるために、企業誘致や婚活支援事業の推進を	
2 要介護認定基準見直し後、軽度の判定をされた人、また障害者認定も軽度の判定をされた人たちの再認定は	
3 新型インフルエンザが発生した場合の保育所での対応は	
5番 米 沢 義 英 君	16
1 新型インフルエンザ予防対策について	
2 細菌性髄膜炎ワクチンの予防対策について	
3 高齢者専用住宅の建設について	
4 中茶屋の運営について	
5 マイマイガ対策について	
3番 岩 田 浩 志 君	24
1 入札制度の見直しについて	
2 意見公募(パブリックコメント)の取扱いについて	
3 上富良野高校第2グラウンドの管理運営について	
10番 和 田 昭 彦 君	31
1 国内外交流推進基金の運用について	
2 町による表彰とまちづくりについて	
9番 中 村 有 秀 君	34
1 上富良野町郷土館の管理運営について	
2 閉校された小学校の歴史を語る物品等の取扱いについて	
7番 一 色 美 秀 君	42
1 共生型基盤整備事業の取扱いについて	
○散 会 宣 告	46

目 次

第 2 号 (9月16日)

○議 事 日 程	49
○出 席 議 員	49
○欠 席 議 員	49
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	49
○議会事務局出席職員	50
○開 議 宣 告	51
○諸 般 の 報 告	51
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	51
○日程第 2 選任第 1号 常任委員選任の件	51
○日程第 3 選任第 2号 議会運営委員選任の件	51
○日程第 4 議案第 4号 平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	51
○日程第 5 議案第 5号 平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件	51
○日程第 6 議案第 1号 平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	57
○日程第 7 議案第 2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	65
○日程第 8 議案第 3号 平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	65
○日程第 9 議案第 6号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	66
○日程第10 議案第 7号 上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例	67
○日程第11 議案第 8号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	68
○日程第12 議案第 9号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	68
○日程第13 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	69
○日程第14 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	69
○日程第15 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	69
○日程第16 議案第15号 上富良野町土地開発公社の解散について	70
○日程第17 議案第13号 副町長の選任の件	71
○日程第18 議案第14号 教育委員会委員の任命の件	71
○日程第19 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	72
○日程第20 発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議	73
○日程第21 発議案第3号 町内行政調査実施に関する決議	73
○日程第22 発議案第4号 生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件	74
○日程第23 発議案第5号 議員派遣の件	74
○日程第24 閉会中の継続調査申出の件	75
○閉 会 宣 告	76

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）	9月16日	原 案 可 決
2	平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月16日	原 案 可 決
3	平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	9月16日	原 案 可 決
4	平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月16日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
5	平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月16日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
6	上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
7	上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
8	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
9	上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
10	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	9月16日	原 案 可 決
11	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	9月16日	原 案 可 決
12	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	9月16日	原 案 可 決
13	副町長の選任の件	9月16日	同 意 可 決
14	教育委員会委員の任命の件	9月16日	同 意 可 決
15	上富良野町土地開発公社の解散について	9月16日	原 案 可 決
	行政報告	9月15日	
	町の一般行政について質問	9月15日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月15日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件	9月15日	報 告
3	平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	9月15日	報 告
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	9月15日	報 告
5	平成21年度（平成20年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	9月15日	報 告
	選 任		
1	常任委員選任の件	9月16日	選 任
2	議会運営委員選任の件	9月16日	選 任
	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
2	議会広報特別委員会設置に関する決議	9月16日	原 案 可 決
3	町内行政調査実施に関する決議	9月16日	原 案 可 決
4	生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件	9月16日	原 案 可 決
5	議員派遣の件	9月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月16日	原 案 可 決

平成21年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成21年9月16日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 9月15日～16日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件
第 6 報告第 3号 平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
第 7 報告第 4号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 8 報告第 5号 平成21年度（平成20年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
第 9 町の一般行政について質問
-

出席議員（14名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	4番	谷 忠 君
5番	米沢 義英 君	6番	今村 辰義 君
7番	一色 美秀 君	8番	岩崎 治男 君
9番	中村 有秀 君	10番	和田 昭彦 君
11番	渡部 洋己 君	12番	佐川 典子 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	高口 勤 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	新井 久己 君	総 務 課 長	服部 久和 君
産業振興課長	伊藤 芳昭 君	保健福祉課長	岡崎 光良 君
健康づくり担当課長	岡崎 智子 君	町民生活課長	田中 利幸 君
建設水道課長	北向 一博 君	技術審査担当課長	松本 隆二 君
農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君	教育振興課長	前田 満 君
ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 査	遊佐 早苗 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月11日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、8月28日と9月9日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を審議し、その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号から議案第15号までの15件と報告第4号と第5号の2件であります。

なお、人事案件の議案第13号及び第14号につきましては、あす配付いたす予定になっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

議員からの提出案件は、発議案第1号から発議案第5号までの5件であります。

議会構成として提出されている案件は、選任第1号と第2号の2件であります。

議会運営委員長から、議員派遣結果について報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果について報告がありました。

教育委員会委員長から、平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価結果について報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告(平成21年9月定例町議会)と、平成21年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、

本日、お手元にお配りしましたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告いたしております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

8月28日までに受理いたしました陳情、要望等の件数は6件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 岡本康裕君

2番 村上和子君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ます。

この機会に、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、定額給付金についてであります。8月末日現在、支給対象の全5,388世帯の約99%に当たる5,321世帯が、総額1億8,670万8,000円の支給申請手続を終えられ、残る67世帯が申請されていない状況となっております。

これまで未申請の世帯に対しましては、3月の申請書発送以降、防災行政無線放送や町広報誌を通じて申請を呼びかけてまいりましたほか、4月下旬、6月上旬、7月下旬に、それぞれの時期までに未申請の世帯に対して、はがきや封書で申請手続を促してまいりました。

申請手続は、受け付け開始から6カ月目に当たる9月16日が期限となることから、8月下旬に未申請世帯に対して、5度目の案内をした効果もあり、9月に入った2日間に13世帯が申請手続をされましたので、期限目前であります。1人でも多くの方が申請を終えられることを期待しております。

また、子育て応援特別手当については、既に6月17日に支給対象全世帯の175世帯へ、総額644万4,000円の支給を完了しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

次に、第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査については、7月21日に衆議院が解散され、8月18日に公示、8月30日に投開票が実施されたところであります。

当町選挙管理委員会においては、投票事務と開票事務の適正な執行に努めました結果、当日有権者数9,786人、投票者数7,698人、投票率78.66%と、4年前の前回投票率の75.59%より約3ポイント上昇する結果になりました。

期日前投票は、投票者数3,189人、投票率32.59%と、期日前投票制度発足以来、当町の最高の投票者数、投票率を記録したところであります。

次に、今後のあり方について協議を進めてきた上富良野町土地開発公社についてであります。去る8月17日開催の同公社理事会において、全会一致で解散の決定がなされたことから、今定例町議会に関係議案を上程しておりますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御議決をいただきました後は、北海道知事の解散認可を受けて、清算人による清算手続が進められる予定であります。

次に、自衛隊関係であります。6月28日北海道補給処、7月4日に旭川地方協力本部、8月9日千歳航空祭、8月30日第1特科団の記念行事に出

席してまいりました。

駐屯地の現状規模堅持の取り組みとして、7月10日当町において、富良野地方の6市町村で構成する富良野地方自衛隊協力が主催して、「現場を知るからこそ見えてくるもの」と題し、佐藤正久参議院議員による防衛講演会を開催し、町内を初め580名の参加をいただきました。

関連して、6月23日と8月25日、東京において、陸上自衛隊の幹部の方々に要請をしてまいりました。

次に、基地対策として、6月22、23日、北海道基地協議会の要望運動に参加し、北海道防衛局並びに防衛省、総務省、財務省に対して、防衛施設周辺整備事業に関する要望を行いました。

同じく23日には、上富良野町基地対策協議会の役員とともに、防衛省において、当町の防衛施設周辺整備の事業要望を行ってまいりました。

また、7月24日、防衛施設周辺整備全国協議会と、全国基地協議会総会に出席してまいりました。

次に、特定健診・特定保健指導の実施についてであります。2,366人の受診対象者に対し、現時点は、男性58.4%、女性63.41%、合計61.7%の受診率となったところであり、現時点においては、ほぼ前年並みとなったところであります。受診された方々には、個々の健診結果を理解し、生活習慣改善への取り組みを図るために、830人を対象に個別相談の案内を行い、相談に来られなかった方には、訪問指導等を実施したところであります。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。全国的に新型インフルエンザが流行期に入ったことから、蔓延防止を目的に、手洗い・うがいなどの感染予防法及び感染が疑われた際の受診療養法等を普及啓発するとともに、主な公共施設においては、速乾性アルコール消毒薬を配置いたしました。

今後も国が実施しているサーベイランス（監視）への協力を図るとともに、万が一、学校や福祉施設などでの集団発生が起きた場合には、町の対応方針を定めた上で、迅速な感染拡大予防に努めてまいります。

次に、町税等の収納対策であります。平成21年度上半期の町税等の徴収状況については、4月から8月にかけて所得税還付金6件の差し押さえを執行し、18万6,000円の換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトを1回実施し、延べ127名の臨戸訪問徴収により、町税等395万5,000円を徴収いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者43世帯、83

名に対しては、国民健康保険証の短期交付をして、納税勸奨をしたところであります。

次に、本年10月から始まります個人住民税の年金からの特別徴収につきましては、制度の趣旨等の周知が納税者に対して十分図れるよう、昨年から町広報誌において4回掲載するなど、制度の周知を図ってきたところであります。また、本年6月の納税通知書発送の折には、対象者に対してリーフレットなどを同封して、制度内容などの周知徹底に努めたところであります。

次に、町営住宅用火災警報器の設置状況についてであります。町営住宅管理戸数428戸のうち、既に緊急通報システム及び火災警報器が設置されている81戸を除く347戸に設置するため、本年12月22日を工期として発注を完了したところであります。このことにより、町営住宅入居者への火災等の安全・安心対策の充実が図られるものと考えております。

次に、上富良野町地域省エネルギービジョンの策定についてであります。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの補助金交付を6月16日に受け、その後、一般公募も含め10名の策定委員を決定し、7月23日に第1回策定委員会を開催したところであります。

次に、農業関係であります。7月の長雨、低温、日照不足の影響により、農作物の作況状況は、全体的に厳しい状況となっております。

収穫を終えた秋まき小麦については、平年並みの収量があったものの、発芽等による品質の低下が顕著であり、収入面で大きな打撃になると思われま

す。また、水稻については、8月上旬の好天によって生育のおくれをやや取り戻したものの、不稔障害が大きく、品質・収量とも懸念されているところであります。

一部の農作物を除いて、本町の主要作物である馬鈴薯や甜菜を含む農作物全体の収量は、平年を下回る見込みとなっております。今後とも各関係機関と連携し、生育状況について注視しながら、必要な対応を図ってまいります。

次に、観光関係について報告させていただきます。

昨年に引き続き、商工会、観光協会、農協、町で構成する「地産地消推進協議会」において、サッポロビール株式会社に醸造を依頼した上富良野産の大麦とホップを原材料とした「まるごと かみふらのプレミアム生ビール」による「まるごと かみふらのビヤガーデン」が、7月11日に開催されたところであります。

ことしは銀座通りを車両全面通行どめにした特設会場で催され、商工会まちづくり委員会、豚肉販売推進協議会などに御協力をいただき、地元農畜産物を食材にした「ぶた串・ぶた耳のから揚げ・ぼーむす（豚肉のしぐれ煮を挟んだおにぎり）」なども販売され、地産地消の推進と住民間の交流が図られ、盛況のうちに終えたところであります。

同時に、飲食店組合の協賛企画で、各個店独自の特別サービスも見られ、今後においてもこのような取り組みが、町民に活気を与える事業に発展することを願うところであります。

次に、7月26日に開催しました「第6回 2009花と炎の四季彩まつり」についてであります。当日、一時的な降雨に見舞われましたが、運営委員会を初め関係の方々の御尽力によりまして、町内外より約1万人の来園者をお迎えし、ステージショー・行灯行列・花火などの行事を予定どおり実施して、無事終えることができました。

また、昨年度までの臨時駐車場がないことから、本格的なラベンダー観光シーズンとなる7月11日から26日までの16日間、日の出公園の臨時駐車場として、東町の旧自衛隊官舎跡地を借用し、整地などの整備を行った上、300台の駐車スペースを確保し、加えてオートキャンプ場内の南側に仮設歩行通路を設けるとともに、日の出公園までのシャトルバスを運行するなど、対応を図ったところであります。

次に、8月6日のサッポロビール株式会社により「ふるさと北海道応援企画」における本町のPR活動についてであります。サッポロビールが札幌大通公園で開設しているビヤガーデンにおいて、「食」や「観光」を通して、北海道各地域のすばらしさを発信し、その地域の振興を図ろうとする取り組みであります。ことしで3回目の参加で、8月6日に、上富良野町をPRしてきたところであります。

会場の大通公園8丁目は、当日、3,500人以上の入場者でにぎわった状況にあり、このような中で上富良野町のPRも含め、安政太鼓の演奏で場内を盛り上げていただきました。

当日は、ふらの農協上富良野支所、かみふらの十勝岳観光協会、上富良野町商工会、かみふらの十勝岳旅館協会、ホップ生産組合、サッポロビールホップ会、豚肉販売推進協議会、安政太鼓保存会、札幌かみふらの会など、多くの方々の御支援・御協力をいただいて活動を行ってまいりました。

次に、市街地町道、水道管の改修についてであります。平成20年度国の第2次補正予算に基づく生活対策臨時交付金等を財源として、本年4月から

施工してきた市街地町道の簡易舗装と水道管布設替え15路線については、9月末を工期としてその大半が完了していますが、新たに8月中旬に今年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源として、11月末までの工期で、さらに16路線について追加発注したところであります。

春先から初冬まで、市街地各所で断続的な道路工事が行われることから、関係住民に対しまして工事説明会を実施するなど、御理解・御協力が得られるよう意を尽くしておりますが、議員各位におかれましても、円滑な工事促進への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公立病院に対する国の財政措置の充実に關する要請行動についてであります。御承知のとおり、新制度の中では道内で当町を含む4町で、現状から大幅な減額が示されたことから、この間も地域医療の崩壊につながるものとして、北海道と北海道町村会を通じて、国に財政措置の充実を求めてきたところであります。

特に、7月28日には、北海道、北海道町村会及び北海道自治体病院開設者協議会の三者合同による統一行動として、対象外となる当町を初め美幌町、新ひだか町、森町の4人の首長が直接要請行動に加わり、総務省を初めとする関係部署及び道内選出のすべての参議院議員に対し、「公立病院に係る財政措置の充実に關する要請書」を提出し、公立病院の経営改善と、財政基盤の強化が図られるよう激変緩和などの財政措置を求めたところであります。

今後におきましても国の動向を十分見きわめながら、北海道はもとより関係自治体などと連携して、対処してまいりたいと考えております。

次に、新しい英語指導助手の着任についてであります。昨年8月から本町の英語指導助手として、英語教育の振興に貢献されましたニコール氏の後任として、同じくカナダ国アルバータ州カムローズ市から、グレン・オグデン氏を迎え、8月1日から正式に活躍していただいているところであります。

彼は、いろいろなスポーツに親しむなど、明るく活発な方で、音楽やアウトドア活動に積極的に取り組む行動力の旺盛な青年であります。上富良野町の子供たちには、みずからの経験を生かし、国際理解と英語指導に当たっていただくとともに、本人が日本の文化や自然を学びたいという意欲を持っていることから、今後の活躍を期待しているところであります。

次に、これまでにおける学校部活動などの活躍について報告をさせていただきます。

上富良野中学校陸上部は、14名が帯広市での全道大会へ出場するなど、中体連の各競技において、

優秀な成績をおさめております。

また、上富良野中学校吹奏楽部が昨年度に引き続き、北海道吹奏楽コンクール旭川地区予選において金賞を獲得し、9月6日の全道大会に出場し、昨年度に引き続き金賞を獲得するとともに、東日本学校吹奏楽大会への3年連続の代表権も獲得しております。

次に、上富良野高校に係る事項について報告させていただきます。

7月13日に、平成22年度から平成24年度における公立高等学校配置計画案が、北海道教育委員会から示されたところであります。

その内容は、平成23年度に、富良野高校が5間口から4間口へと1間口の減となり、上富良野高校については、現状維持となっております。しかしながら、存続については、依然として厳しい状況にあることには変わりなく、今後においても上富良野高校の存続を継続していくため、さらに努力をしまっている所存であります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、8月27日現在、件数で33件、事業費総額で3億4,399万5000円で、本年度累計では40件、事業費総額6億827万5,500円となっております。

詳細につきましては、お手元に、「平成21年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

また、経済危機対策への対応に向けて、去る7月28日開催の町議会臨時会において予算化いただいた経済危機対策臨時交付金を活用して実施する14事業につきましては、31件に分轄して発注することとしたところであり、地域経済の活性化という趣旨に沿って、昨日(9月14日)までに入札執行を終えた24件は、すべて町内業者に受注いただきました。また、残り7件につきましても、学校図書検索システムのソフトのバージョンアップ以外は、町内業者への発注を予定しているところであります。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長(西村昭教君) 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 報告を申し上げます。

平成20年度5月分及び平成21年度5月分から7月分について御報告いたします。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成20年度5月分及び平成21年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件について報告を求めます。

議会運営委員長村上和子君。

議会運営委員長（村上和子君） ただいま上程されました報告第2号議員派遣結果報告の件につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成21年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。議会運営委員長村上和子。

記。先進市町村行政調査及び北海道町村議会議員研修会。

(1)調査及び研修の経過。

本町議会は、平成21年6月29日から30日まで、全議員14名による先進市町村である空知支庁管内奈井江町を訪問し、「空知中部広域連合」の視

察調査を行うとともに、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加した。

(2)調査及び研修の結果。

①先進市町村行政調査。

・調査地 空知支庁管内奈井江町。

・調査テーマ 「国民健康保険の取り組みについて」

・空知中部広域連合の概要。

1、設立 平成10年7月6日介護保険に関する広範な事務を行う広域連合として設立。

2、構成市町村 歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町の1市5町。

3、広域連合長 奈井江町長。

4、所在地等 空知郡奈井江町字奈井江10番地28。

・調査内容。

1、広域連合設立に至るまでの経過について。

平成8年10月、奈井江町と浦臼町の2町で介護保険モデル事業実施本部を設置。

平成9年4月、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、上砂川町の5町により、介護保険事業の中空知広域研究会を発足。

12月、歌志内市の加入を決定し、1市5町となる。

平成10年7月、空知中部広域連合として、知事より設立の認可を受ける。

平成11年4月、奈井江町と浦臼町の2町で、広域的国民健康保険事業の運営開始。

平成12年4月、介護保険事業を開始。雨竜町が国民健康保険事業に加入、あわせて老人保健事業も開始。

平成13年7月、残りの1市2町（歌志内市、新十津川町、上砂川町）が、国民健康保険事業と老人保健事業に加入。（介護保険、国民健康保険、老人保健の3事業を広域連合事業として開始）

2、広域連合で処理している事務について。

(1)介護認定審査会の設置運営に関すること。

(2)介護保険の事務に関すること。

(3)訪問看護ステーションの管理運営に関すること。

(4)介護予防対策事業に関すること。

(5)医療連携システムの開発及び管理運営に関すること。

(6)国民健康保険事業に関すること。（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く）

(7)老人保健事業に関すること。（医療等に限り）

(8)広域化に関する調査研究に関すること。

3、広域連合独自の取り組み（制度の上乗せ等）

について。

(1) 介護保険料の減免。(低所得者生活支援対策)

低所得者の生活支援を図ることを目的として、市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者「保険料区分第1段階(生活保護受給世帯を除く)」に対して、介護保険料の100分の50を減免している。減免額は、年額1万1,790円で、対象者は7人、予算額は8万3,000円。

4、広域連合で処理している事務のメリットについて。

(1) 介護保険関係。

ア、介護認定審査会の設置に伴い、各市町村間の公正・公平性が図られる。また、認定調査の平準化(統一化)も図られる。

イ、介護保険料の統一化が図られる。

ウ、規模拡大による保険財政の安定化が図られる。

エ、基礎自治体が残る、共存できる行政の広域化で、住民サービスが低下しない。

オ、市町村間のサービスの広域的連携により格差が是正され、介護サービスの幅が広がる。

カ、行財政のスリム化により、行政コストの削減が図られる。

キ、職員のスリム化により、人件費の削減が図られる。

次のページをお開きください。

(2) 国民健康保険事業及び老人保健事業関係。

ア、保険給付費について、会計規模拡大により、急激な医療費の増嵩にも対応が容易である。

イ、職員・行財政のスリム化により、人件費・行政コストの削減が図られる。

ウ、国民健康保険運営協議会委員の数が削減され、経費の削減が図られる。

5、広域連合で処理している事務の課題について。

(1) 国民健康保険事業の特定健診は、構成市町村ごとに実施しているが、構成市町村ごとの取り組みに歴史があって、健診料金がそれぞれ異なっており、受診率にもばらつきがあり、旧産炭地区の受診率はかなり低い。

(2) 国民健康保険料の算定は、広域連合では地方税法の取り扱いができないことから、賦課の基準となる額を分賦金として、構成市町村に賦課している。平成16年度までは平準化方式を採用していたが、特定の市町村に偏りが生じたため、平成17年度から自賄い方式としているが、平準化を図ることが課題である。構成市町の賦課方式は、保険税である。

6、議会の構成と運営について。

(1) 議員の数は12名(各市町2名ずつ)、任期は各市町の議会議員の任期。

(2) 議長・副議長は2年の任期。

(3) 定例会は2月と8月。定例会当日に、全員協議会を開催。

(4) 臨時会はほとんど開かれない。

(5) 一般質問の締め切り後に議案を配付。

最後にまとめといたしまして、空知中部広域連合は、平成10年7月に、介護保険に関する広範な事務を行う広域連合として設立し、平成13年4月から、介護保険事業に国民健康保険事業と老人保健事業を加えて、3事業を広域連合事業として実施してきている。

課題としては、国民健康保険事業の特定健診の受診率が、構成市町村ごとにばらつきがあり、旧産炭地区の受診率はかなり低い。また、国民健康保険料の算定は、賦課の基準となる額を分賦金として構成市町に賦課しているが、特定の市町に偏りが生じたため、平成17年度から平準化方式を自賄い方式としているが、今後、平準化を図ることなどが課題であると説明していた。

広域連合で処理している事務のメリットについては、4に記載しているとおり、介護保険関係では介護認定審査会の設置に伴い、各市町村間の公正・公平性が図られ、また、認定調査の平準化(統一化)と介護保険料の統一化が図られる。規模拡大により保険財政の安定化が図られるなど、国民健康保険事業及び老人保健事業関係では、会計規模の拡大により、急激な医療費の増嵩にも対応が容易である。職員・行財政のスリム化により、人件費・行政コストの削減が図られなどの効果を上げていた。

平成21年4月1日から富良野広域連合がスタートし、今まで一部事務組合で実施していた学校給食、串内牧場、環境衛生、消防の事務を継続して行っているが、介護保険、国民健康保険、老人保健の3事業は、今後の検討課題として調査・研究する事務になっており、今後、調査を進めていく上で大変有意義であり、参考になる点が多々あったことをここに報告いたします。

次に、2番目、北海道町村議会議員研修会を報告させていただきます。

北海道町村議会議員研修会。

北海道町村議会議員研修会では、山梨学院大学法学部政治行政学科の江藤俊昭教授より、「住民自治時代の議会の役割と課題」と題し、日本世論調査会のアンケートの結果から、議会に対しての信用度は60%だが、地方議会の現状については不満が60%となっている。

議会活動に対する満足度がどうなっているか、地方議会の現状を分析し、住民とともに歩む議会改革の条件整備として、次の3項目を挙げている。

(1) 議員活動とはどこまでをいうのか？ 会議・全員協議会・委員会への出席、議員派遣、自治体の公式行事への参加、一般質問の準備などがあるが、住民に明確にされているか。

(2) 議員報酬は高いのか？ 富裕層や時間のある人だけの議員（ボランティア議員）構成では、議員になれる人が限定されてしまい、地方自治と民主主義に逆行してしまう。議員報酬は、生活給にすべきである。

(3) 議員定数は適正か？ 議会は住民の多様な意見を吸収し、さまざまな視点から議論する場であるので、相当の人数が必要である。

議会は、住民にどのように見られているのか等の内容をもとに、今後、地方分権社会が進むにつれて、議会の役割と議員の権限及び責任は、ますます大きくなるだろうと述べられておりました。

また、読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏より、「どうなる日本の政治と経済」と題し、「衆議院の解散と選挙がいつになるのか？」、「麻生内閣の改造と自民党は役員人事をやるのか？」、「国会では議論の本位を定めるべきである」と、いろいろな事例を挙げて、聴衆にわかりやすい内容で話をしていた。

また、秋田県の田舎でひとり暮らしをしている母親の生き方を通して、政治と福祉について「政治とは人間を幸せにすることである。今の政治は国民のためになっているのか？」、「福祉とは何か？建物を建てるだけが福祉でない。ひとり暮らしのお年寄りに声をかけることである。」、「福祉は心だ。歴代総理大臣はすべて東京生まれの金持ちの子供だ。田舎の年寄りの生活を見るべきである。」そして、今後の政治について「原点に返れ。東京中心になりすぎている。地方にお金をかける。」と述べられていた。

最後に、「麻生内閣改造と衆議院の解散など、今後の政局についてテーマにしたが、全く先が読めない異常な毎日が続いている」と述べられておりました。

以上、議員派遣結果報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について報告を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田 満君） ただいま上程いただきました報告第3号平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年に改正され、同法律第27条第1項の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の点検・評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、公表することとなったところであります。

以下、平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

本報告書の目的は、教育委員会の責任体制の明確化を図り、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、教育に関する事務の管理及び執行に関する状況をみずから点検・評価を行ったところであります。

次に、点検・評価の内容であります。内容は平成20年度教育行政執行方針に示した事業の実績をまとめ、内部評価を行い、教育に精通している学識経験者の意見を聴取し、今後の課題や対応策をまとめ、本報告書を作成したところであります。

町民の皆様への公表につきましては、本議会が終了後に冊子として、役場情報提供コーナーに置き、閲覧していただく予定であります。

評価に当たっては、教育委員会議や教育委員協議会等の教育委員会の活動状況について、3ページから10ページに記載し、11ページにて教育委員会みずからの評価を述べさせていただいております。

また、12ページから66ページにわたり、平成20年度教育行政執行方針にてお示しの53事業を対象として、達成度、効果度による評価と、それをもとに総合評価を行ったところであります。

評価の結果としては、2ページの第1表から第3表に記載のとおりであります。

なお、3ページ以降につきましては、御高覧いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の内容説明とさせていただきます。

以上であります。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって平成20年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）について報告を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年6月21日午前7時35分ごろ、十勝岳線バス復路運行におきまして、郵便局停留所から上富良野中学校停留所に向かう途中の北1条通りと東2丁目通り交差点において、東2丁目通りを富良野方向に進行中の車両左前方とバス左後方が接触したものであります。

交差点であることから、速度的には低速でありましたことから、幸いにも双方にけがはありませんでしたが、相手車両の左前方に損害を与えたものであります。

この接触事故の処理に当たりましては、当方の安全確認が不十分であったため、過失割合を当方が80%、相手方車両20%の過失と確認し、示談が成立いたしましたことから、町側の過失の80%相当額28万9977円を損害賠償することで、平成21年7月29日に専決処分を行ったところであります。

旅客運送という業務の性格からも、このような事故を起こしてしまったことを深くおわび申し上げます。

当該路線は、運行業務委託路線でありますことから、委託事業者の責任者に対し、顛末報告を徴するとともに、従業員の安全運転の徹底指導につきまして、厳しく申し入れたところであります。また、この事故を契機に、職員全般の安全運転に対する注意・喚起を行ったところであります。

以下、朗読をもって説明といたします。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償

の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年7月29日。上富良野町長向山富夫。

記。1、和解の相手方。上富良野町

、。

2、和解の内容。(1)、上富良野町は、相手方、●●●●に対し、金28万9977円を支払う。(2)、相手方、●●●●は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって専決処分の報告を終わります。

日程第8 報告第5号

議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号平成21年度（平成20年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について報告を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました報告第5号平成21年度（平成20年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成20年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は21.1%、将来負担比率は134.4%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも生じておりません。各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられます。

以上、報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって平成21年度（平成20年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

10時10分まで、暫時休憩といたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時09分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番（村上和子君） あす、鳩山総理が誕生し、新政権がスタートしますが、自治体にとって今までと同じような流れで行くのか、ここへ来て補正予算、経済緊急危機対策の資金凍結とか言っておりますけれども、大変気がかりでございますが、私は、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

まず1項目めは、町の活性化と人口減少を食い止めるために、企業誘致や婚活支援事業の推進を。

1点目は、企業誘致をして働く場の確保。

人口減少に、どこの町村も歯どめがかからない状況にあります。特に、上富良野駐屯地はことしの12月が大きな一つのめどとして、削減問題の方向づけがなされると考えますが、上富良野町の将来を考えると、人口がふえる要素が見当たらず、今こそ町長のセールス力と役場内に職員の英知を結集した企業誘致班などを設置し、例えば捨てられているアスパラガスの擬葉にルチンなど栄養分が多く含まれ、粉末に加工すれば、食材やサプリメントになるという研究結果が出されております。こういった粉末加工場等企業に働きかけ、働く場所の確保をすれば人口の増加につながり、町の活性化になるのではと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、婚活支援事業の推進を。

未婚者や晩婚者の増加する中で、役場の中や社会福祉協議会の中に結婚相談所を設置したり、男女の出会いの場を町民に提供する婚活支援事業などに、自治体として取り組んではいかがでしょうかと考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

2項目めは、要介護認定基準見直し後、軽度で判定された人、また、障害者認定も軽度判定された人たちの再認定を。

1点目、4月に導入された新しい認定基準では、在宅利用者を中心に要介護度が旧基準より軽く認定される傾向があり、10月から認定方法が変更されることになりました。上富良野町での受給者は平成21年4月現在、在宅319名中、要支援1と要支援2の合計86名おられるが、ふえている状況にあり、現在は利用者が希望すれば、旧基準の認定を継

続できる経過措置がありますが、これは10月で終了します。希望がなくても5月認定調査後、軽度と判定された人が増加していると考えられるので、10月からの修正認定で、介護サービスの利用者の声を反映したものにしてはどうでしょうか。

2点目は、障害者の認定軽度者に再認定を。

障害者自立支援法が施行され、障害者に1割の自己負担を課すかわりに、国と都道府県が財政負担に責任を持つ義務的経費に変更されました。介護保険の認定と同じように判定が修正され、軽度に判定されていないか、また、障害者が負担増のためサービス利用を自粛していないか、再度、認定の見直しを図ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

3項目めは、新型インフルエンザで保育所に通う園児がかかって保育所が休所する場合と、その子供を預かる危機管理体制を早急に。

保育所等では、アンケート調査等により、こころ預けるところがなく、また、預かってくれる人もいないという保護者が多く、何%ぐらいで休所にするのか。施設では、病後保育室も未整備のため、新型インフルエンザにかかったことを想定した庁舎内の共通の情報として、そういった場合の場所、例えば看護宿舎など、冷静に判断できる危機管理体制が必要ではないか。通常かかった園児を別の場所で預かり、休所するのは難しいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の1項目め、町の活性化と人口減少を食い止めるために、企業誘致や婚活支援事業の推進に関する2点の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の企業誘致をして働く場所の確保に関する御質問であります。議員御指摘のとおり、町の三本柱であります陸上自衛隊上富良野駐屯地が、新防衛計画大綱において人員削減の対象となる可能性もあり、ことし12月には方向性が示されるものと存じます。

当町における人口の確保には、新規企業の誘致は欠かせないものと考えておりますが、経済が低迷する中、企業に進出していただくためには必要な条件整備も欠かせず、企業側に立った誘致戦略が必要であります。現在、未曾有の大不況の中にあり、企業の投資拡大意欲が縮小しており、誘致条件に高額補助や優遇措置を求められる傾向にあります。

当町の実態を見るとき、これらの対応については財政的にも大きな課題となり、私といたしましては、現在、町内一体で取り組んでおります地産地消

を初めとする地場資源の地元活用や当町既存の企業及び商工業者の皆様方に対して、事業内容の拡大や雇用拡大の要請を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の婚活支援事業の推進に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘にありますように、近年は全国的に晩婚化や未婚者の増加が顕著になり、社会問題としてマスコミ等に取り上げられておりますが、結婚相談や出会いの場を設けるなどの動きにも、都会を中心に民間事業者などが積極的に、かつ、幅広く活動されていることを承知いたしております。

それぞれの人生を左右するパートナーとの出会いにつながる取り組みにつきましては、引き続き民間の方々の活動に大きな期待をしておりますところであり、私といたしましては、行政主導で行うという考えは持ち合わせていないところであります。

これまでも当町では御承知のように、農業後継者対策といたしまして、農業関係団体が組織した「上富良野町アグリパートナー協議会」が、地域内の農業青年を対象にいたしまして、パートナーとの出会いを目的に農業体験や交流会を催す中で、出会いの機会を設け、一定の成果を上げてきておりますことから、今後も必要に応じて行政としても支援策は講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2項目目の要介護認定基準の見直し後の再認定に関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の要介護認定基準の見直しに関する御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、平成21年4月から要介護認定の基準が見直されましたが、このたび国において平成21年4月以降の判定結果をもとに、これまでの間、適用してきました判断基準の修正についての考え方が明らかになりました。

国の調べで、本年の4月以降に1次判定で非該当とされた方が、1年前に比べて大幅に増加したことなどが明らかになったため、その検証結果を検討していたものであります。その修正内容としては、74の調査項目中43項目について修正を加え、認定申請者の実態を適切に反映することができるよう、10月1日申請分から適用することとされております。

今回の修正に伴い、介護度が以前よりも軽度判定された方には、希望によりこれまでどおり介護サービスを維持できるようにしていましたが、ことし4月以降の経過措置が10月から廃止されることとなります。新しい修正内容を浸透させて、介護認定が公平かつ適切に行われるよう、現在、国におきま

しては、この内容を周知徹底するため、調査員テキストを修正し、関係方面に配付されているところであります。認定申請者の方々には、基本である介護の実態を踏まえ、新しい修正内容により、希望する介護サービスが適切に提供されますよう努力してまいります。

次に、2点目の障害者の判定区分に関する御質問にお答えいたします。

平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、身体障害・知的障害・精神障害の三障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障害程度区分の認定を受けることが必要となっております。訪問調査の聞き取り結果をコンピューターにより判定する1次判定と、富良野圏域の共同運営で設置している「富良野地区障害区分認定審査会」において、2次判定を行っております。

これまでの当町における認定状況につきましては、非該当や1次判定より2次判定が軽い結果となったケースはございませんので、再判定の必要性はないものと考えております。

また、判定を受けた障害を持つ方が、負担増のサービス利用を控えることがないかという御質問がありますが、本人があらかじめ利用したいサービスを確認した上で、その方が希望するサービス利用が適切に図られるよう相談支援に応じてございまして、利用者負担につきましても原則は1割でございまして、世帯の所得に応じまして軽減策が施されておりますので、御質問のようなケースは、当町においては生じておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目目の新型インフルエンザにかかわる保育所の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

新型インフルエンザの感染拡大により、全道の広い範囲で学校や保育所などの施設において、集団感染が確認され、学校閉鎖や保育所休所の報道がなされております。

国における保育所の臨時休業要請基準は、保育所等の利用者・職員等において、インフルエンザ様症状を有する者が、発生後7日以内に、その者を含めて2名以上が医師の診察を受けた上で、新型インフルエンザの感染を強く疑われる場合とされております。

なお、これまで町内3カ所の保育所を通じて、保護者にアンケート調査を実施してまいりました結果、保育所が休所になった場合、引き続き預かり保育を希望する向きもありますことから、臨時的措置をとるべく、他の公共施設を利用することも想定してございまして、反面、感染防止の大きな障害とな

らないかも知れ、現在、検討しているところがございます。いずれにいたしましても、慎重な判断を加えなければならない局面もあると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2 番村上和子君。

2 番（村上和子君） 1 項目めの町の活性化と人口減少の歯どめの件ですけれども、町長も町議の時には、よくこのような質問をされていたかと思いますが、町長になられますと、今度は財政力が無いのだと、これが課題だとおっしゃっておりまして、過去には、内田工業や北光電子、ファッションカ리카ワ、こういったところを誘致しまして、かなり多くの雇用や税収増につながって、今日に至っていると思うのです。

それで、どこの町村も人口減少してきてどうしたらいいのかなかなか、企業側も昔と違って、昔は5年ぐらい固定資産税を免除するというような形ではなかったかと思えますけれども、今は企業側もこういった経済状態ですので、なかなか投資にお金をかけるということもないということもよくわかりますが、土地と建物ぐらいを提供して、そしていろいろ上富良野の状況に合った、町長のセールス力で企業にアタック、今後ともやっていただくということを考えるべきだと、これは手を緩めないでやっていただきたい。大変難しいものもあると思うのですけれども、町長は今、それよりも地元の食材を生かした地産地消、既存の企業の拡大とかがあれば、それに力を入れていきたいということでございますけれども、上富良野にはおいしいお肉がありますし、米も、きのう作況調査させていただきました、ななつぼし・きらら・ゆめぴりか・おぼろづきとかいろいろ、ことしはちょっと去年と比べて悪いようですけれども、米もすばらしいなど。私、きのう銀の波打っているお米を見せてもらいまして、やっぱりこういった上富良野のお米も今後に向けて、町長がそのように地産地消こういったものに力を入れて、既存の企業も拡大していくのだというようなお考えがあるということを答弁いただいたのですけれども、こういったことにつきまして、町長としては肉や米を生かした地元の原料のほうの生産のほうに力を入れていくのか、また、販売とかそういったものに活路を見出していくのか、町長のセールス力というのをどのように将来に向けて考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2 番村上議員の企業誘致等を含めましての町の活性化についてのお尋ねだと思います。

議員御指摘のとおり、かつて経済状況がもう少し上向いていた時代は、企業誘致も大きな一つのファクターということで、私も関心を持っておりました。しかし、残念ながら現在の日本のみならず世界的な経済状況の中で、企業のそれぞれ地方への進出意欲というのは、残念ながら現在旺盛であるというふうな理解はできないのが、実態かなというふうに理解しております。むしろ海外へ移転するというような傾向のほうが、強い昨今だというふうな理解しております。

しかしながら、町の活性化を考えますと、やはり一番の根っこは、働く場所をいかにたくさん確保するか、これ1点に、私はずっと以前から尽きるといふふうに考えております。そういう意味におきまして、私、就任させていただいてから、上富良野町にゆかりのある企業、あるいは関連のところをほぼ、ごあいさつ回りもさせていただきました。その中で、それぞれ本州に本社がある企業などの皆さん方がおっしゃるのは、まず、それぞれ企業が営業活動の中で、さまざまプレゼンテーションをするような場面の「上富良野」という、こういうロケーションの中で企業活動しているということをやまず一番先に訴えると、非常に引き合いの問い合わせが殺到するというぐらい、上富良野という富良野という知名度は高いというふうに、異口同音に聞いております。

私はぜひ、我々は毎日ここで暮らしているがゆえになかなか気づかない、今、議員が言っていただきました米にしろ、ほかの農産物にしろ、畜産物にしろ、資源は本当に豊富にあるというふうに理解しております、これを農業者、あるいは商業者単独でそれを付加価値をつけたり、営業に結びつけていけるのかということ、これはまだまだ私もそれだけの知識を持ち合わせておりませんけれども、いずれにいたしましても豊富な資源に恵まれているということは、これは紛れもない事実だと思いますので、さらに関係団体、あるいはいろいろな業界等に御協力をいただいて、さらにさらにこのすばらしい資源を経済活動のために生かしていけるような、そういうまちづくりのために私も精いっぱい、これが上富良野が将来生き残るとともに、生き残っていくための何としても避けては通れない大きな課題だと思っておりますので、これから意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2 番村上和子君。

2 番（村上和子君） 大いに町長のセールス力を発揮されるように期待いたしておりますけれども、次に婚活のほうに、これも人口減少させないために、今、結婚は全く個人の問題ではあるのですけれ

ども、上富良野町で結婚され、いいパートナーに恵まれて、将来お子さんが誕生されますと、やっぱり上富良野町に住んでみようかなという気持ちになるのではないかと思います、今、各自治体で、奈良県では4年前から「出会いイベント」を開催、これは奈良県のほうで、自治体で取り組んでいるのですけれども、1,015回実施して106組が結婚したと。会費は3,500円だということで、それから大分県でも「出会い系応援センター」、結婚支援事業を開始しているということで、これは男女が登録をしてもらって、カップリングパーティー、食事券を発送して、結婚したくても出会いの場がないというような方もいらっしゃるようで、これが大分県でやっておりまして、何組か結婚に至ったということですが、群馬も「群馬赤い糸プロジェクト」、会員となった団体や企業で所属する男女の協賛団体がやっているということですが、各自治体でこういった婚活支援事業に取り組んでまいっております。

恐らく、私、答弁は行政主導しないと、これの答弁来るなと思って予想いたしておりました。それで行政主導しないということで、案の定答弁いただいたのですけれども、今、農業後継者のアグリパートナーですか、これをちょっと拡大したような感じで農業者に限らず、男女の方で結婚したいなという方は登録をさせていただいて、それで農業従事者ばかりでなくて、それを拡大するような、農業従事者ばかりでなくて商工関係、商工会の青年部あたりも働きかけたりなんかしまして、いつも行政主導しないと、こうおっしゃるわけですが、少し各自治体で、こういった晩婚化の時代でもありますので、こういったことを考えたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の2点目の婚活に関します御質問にお答えをさせていただきます。

行政主導で事業展開を図るということは、さきにもお答えをさせていただいておりますが、そういう考えにはなかなか至らないということで御理解いただきたいと思いますが、私も職業柄今まで農業関係のさまざまな町を訪ねさせていただいて、勉強させていただく機会なんかも得ました。

私は、現在、上富良野で結婚の適齢期を迎えてなかなか御縁がないという方が、農業だけにやらずほかの業種においてもおられるということは承知しております。まず、私は、人格的・人間的に、それぞれ皆さん方魅力は十分持っておられるというふうに考えておりますが、それを若い人が自信を持って

「ぜひおれのところへ来てくれ」と、「私のところへ来てほしい」というように、自信を持って胸を張って言えるようなそういう町の活力と申しませうか、それ以前のそれを私は解決しなければ、それを将来に向けて展望を開かなかつたら、若い人たちが自信を持って引きずってでも連れてくると、それぐらい魅力のある、人間的にももちろん魅力を持つことは大事でしょうが、地域としてもそれぐらい魅力を感じられるような活気のある町にすることが、行政が応援する一つの方法ではないかなというふうに考えておまして、先ほどの質問と重複する部分がございますが、全道的に見ましても後継者不足というものは生じてないというような町もございません。それは町の規模の大小にかかわらず、やはり町に活力があるところにおきましては、イコール後継者不足もそう深刻ではないというような事例もたくさん見させていただいておりますので、町としてはまずその根っこを整備するというに、私は力を注ぐべきではないかなということで考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういうことで働く場の確保、結婚しますと経済的に負担もかかりますので、町長がおっしゃるのは、そういうことで私は1点目と2点目の連動しているのですけれども、それが一番働く場所の確保、やっぱり経済的基盤がしっかりできることが、結婚の道にもつながるということで、すけれども、婚活支援事業推進というのは、住民サービスというのは、少子高齢化に向けてのこれからの地方自治体が果たすべき役割だというふうに、少しそういったところもとらえていただけないかなというふうに思っているのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、当然、行政といたしましても直接的なお手伝いはかなわないにしてもそういう事業を、例えば伴侶を求める事業に対する側面的なお手伝いは、これは当然するべきだと思いますし、そういう課題提供等がありましたら、現在もアグリパートナー協議会等についてはお手伝いをさせていただいておりますが、よりそれが効果が上がるような、あるいはそういう諸団体、あるいは機関から御提言もいただければ、本当に実行の上がるような支援は、これからもさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 2項目めの軽く認定された

要介護の件でございます。

要介護1、要介護2、介護の支援のところは、町長もふえているということは認識されているようでございますけれども、ここが本当に30名ぐらいふえてきておまして、また4月に導入された1次判定で非該当者が非常に多くなってきている中であって、また10月修正の認定が、必ずしも厳しくなるとは考えられませんが、そんなにどうでしょうか、ふえるのではないかと思うのですよね。

例えば、さっき43項目変わるとおっしゃいましたけれども、その一つには薬を飲むとき、薬の時間とか量なんか飲み間違っても、自分で水でお薬を飲めば、これが自立なのですよ。そういうことで、薬も間違えて飲んだら何の効果もないわけですが、それも判定では自立と判断されますし、買い物に行きましていろいろ商品を選んで買うときにお金を払うのですけれども、自分でなかなか区別がつかなくて、要らない物をいっぱい買ってしまっただけのも、これも買い物の介護なし、これは自立というような判定ですし、だから何というのでしょうか、もう1回4月に修正されたものが、さらにまた10月修正をするということはやっぱり軽く、医療保険の関係、介護保険の保険料の大枠の関係で減らしてきているものがあると思うのですけれども、そういった場合に、今、もう一度、希望者に限りということですが、そういうことでなくて、ケアマネージャーとか調査員の方が、直接そういった人のところへ行って生活実態を、家族の方もいる場合は、できないのに調査員が行くことができますと、こういうようなことを答える人が多くて、この判定でちょっとサービスの量が減っているということで、いろいろと変わることによって、またふえるのではないかと思っているのですけれども、ですから町としての対応は、生活状態を詳しく書き込んでもらう用紙を配付して、調査員が訪問していただくと。再度、そういったことをやっていただくと、こういったことでどうでしょうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の2項目目の介護認定についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御心配いただきました4月以降の介護認定におけます軽度に認定された向きがあるのではないかなという点については、全国的には、これはそういう傾向にあったということをごさいますて、そういう現実とのずれがあるということ国も認知いたしまして、10月からはもとの仕組みに戻すということをごさいますて、おかげさまで上富良野町に

おきましては、4月以降、軽度に認定されたというふうな事例はないというふうにごさいます。

しかしながら、今、議員が語る事例でお話いただきましたようなそういう実態と判定が、もしミスマッチがあるとすれば、これは不幸なことをごさいますので、それは町といたしましてもさまざまなケアをさせていただく人たちに、直接対面をしたとき以外のふだんの行動とかというものも十分参酌して、適正な評価をするということが前提でございますので、ただ、単純に会話をしたときだけのことがすべてではないということは、それは現場を見ております者には、そういうことにも十分配慮するようにこれからも指導してまいりますし、上富良野においては現在、そういうミスマッチが起きていないということご承知しておりますので、しかしながらそういうことが起きないようにということの配慮も大事でございますので、今後とも意を用いてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ミスマッチが起きたらとおっしゃいますけれども、今度、項目が修正されますので、13日に本町住民会の敬老会がありまして、私、中村議員も行かれたわけですが、何と足の悪い、足が悪い方が大変多いわけですね。これも今度は伝い歩きでもないとなるわけですね、足が動きさえしたら、歩ける歩けない関係なく。足の悪い方が大勢いらっしゃるの、足のところの伝い歩きでもないとなりますので、自立となりますから、ただ、足が動く。座っていて足が動けばいいという判定ですので、そういったところも十分ケアマネージャーと調査員で、そこら辺もう一度確認させて、細かく対応していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、私、先ほど申し上げましたが、そういう実態と介護の認定がミスマッチがあるということごさいますし、これは起こしてはならないということごさいますし、要するにさらに一歩も二歩も踏み込んで、ケアマネージャー等がその様子を調査する方々には、よくその辺は。ただ、見た目、あるいは示されたテキストだけがすべてでないというふうにごさいますので、そこら辺は十分に意を用いて、実態がきちっと押さえられるような評価ができるように、そういうことにはこれからも努力を続けていくようにごさいますし、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 障害者のほうは、軽い認定がないということでございますので、3項目めの新型インフルエンザにかかったことを想定しまして、保育所の子供さんをどうするかというところですが、御答弁では、2名以上が医師の診察を受けた上で、新型インフルエンザの感染を強く疑われる場合はということですが、他の公共施設とは、具体的にどこら辺を指しておっしゃられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 2番村上議員の3項目めのインフルエンザについての御質問にお答えさせていただきます。

現在、町が他の公共施設を想定しておりますのは、泉栄防災センターの2階を緊急の場合の場所というふうに押さえております。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 防災センターの2階ということですが、ここは草分住民会で、今、管理していらっしゃるかと思っておりますけれども、違いますか、そうですか。防災センターは、泉栄防災センター、間違いました。済みません。

泉栄防災センター、そうしますと、あそこを通常使っておりますあれとは、どんなような掛け合いに、そこら辺をちょっと心配する、緊急でないことを願っております。ですけれども、もしかかった場合、そのことちょっとお尋ねしたいのです。

議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(岡崎光良君) 村上議員の保育所のインフルエンザにかかわりましての泉栄防災センターの2階ということになります。

泉栄防災センターの建物は、防災センターでありますけれども、西児童館として使われていることは御承知かと思っております。また、その2階でありますけれども、もともとはひよこ学級、母子通園センターというのがあったわけで、子供たちが過ごせるというか、遊べるようなそういうつくりの場所になってございます。母子通園センターは、子供センターのほうに移転をいたしまして、そういった意味では、住民の方の使用というのは時々ございます。その辺は調整を十分図ることで、住民の方にも御理解いただいた上で、緊急の対応に入るということを考えてございます。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 今、そういった子供さんが出た場合には、泉栄防災センターをとということですが、そこは通常使っておりますので、そういった方によく話をしておっしゃいますけれど

も、即かかったことを想定して、そういう危機管理をきちっと前もって、これからそういったときには相談しますという感じではなくて、前もってきちっとやっておいて、使っていますから、あそこ。いろいろと通常使われて、住民会もたしか使ったりしていると思います。

そういったことで、話し合いをするということですが、すけれども、しておいてほしいですね。これからは、即、やるというのではなくてこういったときどうする。やっぱり混乱が起きないように、決まった日程、きちっと行事入れて使っていますから、そういったとき、よく話をしておいていただかないと。

学校と違いまして、学校ですと学級閉鎖、お子さん1人でお留守番もできるかなど。保育所は預けて、お母さん生活していますし、そこはずっと1週間ぐらい休所になると、ちょっと困るものですから。ちょっと学校と違う要素がありますから、使っているところに行くわけですので、通常そこ使われていますから。そういったときに、かかった子供さんをそこできちっと、マニュアル的みたいに危機管理体制をきちっとしておいていただきたいと思うのですけれども、この点もう一度。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 村上議員のインフルエンザに関する対応についての御質問にお答えさせていただきます。

泉栄防災センターの利用形態につきましては、ただいま担当課長から御報告をさせていただいたとおりでございます。いずれにいたしましてもまず現在利用をされております方々に、御迷惑等のかからないように、そういう措置は十分に講じてまいりたいというふうに考えております。

それから、万が一、そこを利用するというような事態に至ったときには、私、冒頭のお答えでも御答弁させていただいておりますが、まず、町としては感染拡大を防止するというのが、私はすべてに対して優先するよというふうに申し上げております。ですから、アンケート調査等によりまして、保護者の方々が未感染の児童については、預かってほしいというふうな希望を寄せられておりますことも承知はしておりますが、いずれにいたしましてもまたそこで、別な保育施設から保育をする保育士さん方々だとかスタッフを、またそこで手配もするわけですが、そこがさらに次の感染拡大の一つの場所になってしまつては、これは何ともなりませんので、ですから保護者の気持ちは120%事情もわかります。お困りになるということも想像もできます。

しかしながら、感染拡大を防止するというこ

は、さらにその上位に位置するというふうを考えておりますので、緊急対応はできるような体制は当然整えますけれども、まず接触者、接触する機会が最小限に食いどまるようなことを町民の皆さん方に御協力を求めているなど。あわせて、それぞれ働いておられる事業者の方々にも、こういう事態でございますので、もし事態が発生したときには、ぜひ御理解と御協力をいただきたいということもあわせてお願いをするようにということで、担当の方には指示してありますので、町を挙げて感染拡大を図る必要があるというふうに認識しておりますので、御協力賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

議長（西村昭教君） 次に、5番米沢義英君の質問を許します。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5点、町長に質問いたします。

第1番目には、新型インフルエンザ予防対策についてお伺いいたします。

新型インフルエンザの感染が、今、全国的にも広がりを見せているという状況にあります。厚生労働省の見通しでは、毎年の季節性インフルエンザの2倍程度に当たる国民の2割が発症した場合、ピーク時には1日当たり約76万2,000人が発症し、4万6,000人が入院することになると報道されています。また、現在の流行がピークを迎えるのは、9月下旬から10月上旬と見られるとも述べています。

新型インフルエンザは、多くの人に免疫力がなく、一気に広がっているのが特徴となっています。特に、子供たちが感染しやすく、ぜんそくや糖尿病など基礎疾患がある人や妊娠している人は重症化しやすいとされています。死に至る危険性は季節性のインフルエンザよりも、かなり高いともされています。当面、重視されなければならないのは、予防であります。多くの人が集まる学校・保育所・医療・介護施設を初めとする公的機関や多くの集会施設などで、集団感染をいかに防ぐか広がりを防ぐかということではないでしょうか。

また、そのためには基本的なことではありますが、うがいや手洗いなどに心がけるとともに、あるいは学級閉鎖、あるいは休所や休園などになった場合、親や家族の負担軽減をいかに図るかということも求められてきているのではないのでしょうか。さらに、医療機関のベッドの確保や相談窓口の充実など、必要な手立てをあらかじめ整えて対処することが、今、求められています。

さらに、新聞報道では、道がまとめた道内の集団感染の発生状況では、8月25日から9月11日までの間、発生件数では299件、患者数では1,942人になり、流行期に入った1週間前から比べて件数では72%、患者数では82%がふえたと公表されています。上富良野町においてもインフルエンザの感染予防対策が強化されつつありますが、個人や集団感染をいかに防ぐかの予防対策が、今、強く求められていると考えております。以下の点について、町長に答弁を求めます。

一つ目には、新型インフルエンザ感染予防対策についての住民への周知と、万が一、発症した場合の医療機関の対応についてお伺いいたします。

二つ目には、国が示したワクチンの優先接種順位の対象者についてお伺いいたします。また、学校・保育所・医療機関などの新型インフルエンザ対策等についてお伺いいたします。

さらに、保育所で感染者が出た場合には、閉所などを余儀なくされます。そういった場合の未感染児の保育所の確保が必要と考えますが、この点についても改めてお伺いいたします。

三つ目には、乳幼児・児童・生徒に対する新型インフルエンザ予防接種の公的補助の考え方についてお伺いいたします。

次に、お伺いいたします。

子供が、最近、細菌性の髄膜炎にかかるという状況があります。この点について、髄膜炎の予防対策はどうあるべきか、どう考えているのかについてお伺いいたします。

細菌性髄膜炎は、毎年、約1,000人もの乳幼児がかかる病気で、初期には発熱以外に特別な症状が見られないため、診断も難しいとされております。そういう意味では、診断も大変であり、病状が極めて悪くなった段階で発見されるということも今問題になっております。そういう意味では、あらかじめの予防対策が、今、問われております。ヒブとは、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型という略であります。インフルエンザとは全く違うわけがあります。

しかし、患者は健康な保菌者の鼻やのど、せきなどから生じた飛沫中に含まれていることがあり、これが飛散して口などに入り、そして病気になるという事態が広がっています。そういう意味では、死亡率は今では5%、後遺症の残る率については20%とも言われています。しかし、この病気の原因とされるインフルエンザ菌b型ヒブと肺炎球菌には、既にワクチンができあがっております。世界保健機構（WHO）では、1998年に世界中のすべての国々に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種を

推奨しています。肺炎球菌についてもワクチンが世界で77カ国承認されています。このワクチンを定期接種した国々では、細菌性の髄膜炎は、過去の病気となりつつあると報道されています。アメリカは発症率が約100分の1に激減したとも言われています。日本では、ヒブワクチンは2008年12月、ようやく接種できるようになりましたが、まだ任意の接種のため、4回の接種で約3万円もかかるという状況であります。子育て世代にとっては、大きな負担になっています。

そういう意味では、ヒブワクチンの公費による定期接種が、今、求められています。恐ろしい細菌性髄膜炎から子供たちを守るためにも、ぜひとも町においてもヒブワクチンを公費による定期接種と定期の公費による負担軽減を実現してはいかがでしょうか。道内では苫小牧市、あるいは浜頓別町、幌加内町、栗山町では既にヒブワクチンの助成を始めているという自治体が出てきており、町も積極的に将来の子供の命を守るためにも、公費の実現をすべきではないかと考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、高齢者専用住宅の建設についてお伺いいたします。

上富良野町の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画では、高齢者の人口は平成26年には3,051人になると推計しています。今後、高齢者が地域の人たちと安心して生活できる環境づくりや地域での支援事業の充実は、一層重要になってくるものと考えています。

今、町においても老人世帯の老夫婦、あるいはひとり暮らししている老人の世帯など多数、今、ふえてきております。そういう世帯では、食事がなかなか思うようにつけれない、あるいは閉じこもりがちになるなど、社会とはまた異質の中で生活せざるを得ないという環境も一部見受けられております。

そういう意味では、きちっと高齢者の方が安心して暮らせる、そういう環境づくりというのは何よりも重要であります。一部の自治体では、公営住宅に自立支援センターを併設して、24時間体制で高齢者の日常生活を支える動きが出てきております。また、デイサービスを兼ねたそういったところでのお年寄りを、24時間見守るなどのケースも見受けられ、お年寄りに対するケアつき公営住宅の建設も始まっております。

上富良野町においては、今後、公営住宅の建設とあわせた高齢者の日常の生活を地域の人と支え合う、支え合える高齢者支援機能を持ち合わせた高齢者のケアつき住宅というのも計画に入れるべきだと私は考えますが、この点について町長の見解を求め

ます。

次に、中茶屋の運営についてお伺いいたします。

地域活性化の事業として、中茶屋の運営は町が商工会に運営を委託していましたが、管理経費等の見直しにより、現在、NPO法人であるたんぼぼの会に運営を全面的に委託しているというのが実態であります。この間、会の努力もあり、宅老所や地元の農産物、工芸品なども販売し、地域とのつながりを重視した取り組みがなされ、盛況になっている多くの人たちが出入りするという状況になっています。今では、中茶屋の実質的な運営というのは、管理というのは、たんぼぼの会がしていると言ってもいいのではないのでしょうか。

そのことを考えれば、たんぼぼの会や商工会とも協議し、運営のあり方を見直して、宅老所の機能を持ち合わせた地域の人たちの交流の場として、運営をたんぼぼの会に委託するということが最善の策ではないかと考えますので、この点について見解を伺います。

次に、マイマイガ対策についてお伺いいたします。

環境の変化により、マイマイガの異常発生が生じるという事態になっています。商店街では、その駆除に、大変だという声が聞かれております。また、地域においてもそのような声が聞かれます。さらに、一部商店街においては、自費で電球をナトリウム灯に取りかえるなど、自衛策に出ているところもありますが、町において今後の対策等についての見解はどのようにされるのか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の1項目めの新型インフルエンザ予防対策に関する4点の御質問に、まずお答えさせていただきます。

初めに、1点目の予防策の住民周知についてであります。手洗い・うがい・せきエチケットなどの感染予防法及び感染を疑わせる症状がある場合の受診方法等につきましては、町の広報、ホームページ、防災無線放送、パンフレットの配布のほか個別相談に応じるなど、その周知に努めてまいっております。

今後、9月25日号の町広報に、特集記事の掲載を初め、継続して町民の皆様へお知らせしてまいりますとともに、富良野保健所管内において集団感染が見られた場合には、防災無線放送などを活用し、迅速にお知らせしてまいります。

集団感染者発症時の対応につきましては、町全体、あるいは各施設ごとにおける対応方針に基づき、感染拡大防止策を講じてまいります。

次に、2点目の新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者数についての御質問でございますが、当町におきましては、現段階で、おおむね2,000人が対象となるものと推定しております。

対象者には、10月下旬から、医療従事者・妊婦・基礎疾患を有する方・小児及び1歳未満の小児を持つ両親の順に、国と契約を結んだ受託医療機関において、段階的に接種が始められる予定であります。

次に、3点目の学校、保育所、医療機関における新型インフルエンザ対策についての御質問ですが、学校に関することにつきましては、後ほど教育長から答弁いたさせていただきますので、御了解をお願い申し上げます。

当町の主な公共施設につきましては、新型インフルエンザ対策として、速乾性消毒液を配置したところであります。

保育所におきましては、富良野保健所と連携を図るとともに、当町の対応方針に基づいて対応を図ってまいります。

また、感染拡大の場合の未感染児の1次預かりに関する御質問ですが、町といたしましては、一義的には感染拡大防止に最大限の意を払わなければならないと考えておりますが、保育所入所保護者のアンケートを実施いたしました結果、引き続き預かり保育を希望する向きもありますことから、状況に応じて、その必要性を慎重に見きわめ、判断してまいります。

医療機関における対策につきましては、北海道の方針に沿って、8月10日から町内すべての医療機関において、発熱者の事前電話相談など感染防止策に努め、新型インフルエンザ疑いの方が、診療を受けられる体制整備を行っております。町立病院におきましても、院内感染症対策会議を定期的に開催し、マスクの自動販売機設置、発熱者と一般患者の接触を減らす対応など、積極的に来院者の感染防止策を実行するとともに、院内医療従事者においても、サージカルマスクの着用・うがい・手洗いの励行など、基本的な感染予防策の徹底に努めているところであります。いずれにいたしましても、感染拡大防止が最も重要と考えますので、これを最優先に諸対応をしております。

次に、4点目の幼児・児童・生徒に対する新型インフルエンザ予防接種の公的補助についてですが、現在、国の方針としてワクチン接種は、個人予防を主たる目的としておりますことから、ワクチン接種を受けた者、またはその保護者から、実費相当額を徴収させていただく予定であります。また、低所得者の負担軽減措置につきましては、国におい

て検討することが示されておりますことから、その動向を見た中で対応を図ってまいります。

次に、2項目めの細菌性髄膜炎ワクチンの予防対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

脳や脊髄を守る膜に細菌が感染し、炎症を起こす細菌性髄膜炎の半数以上を占める菌であるヒブは、乳幼児の健康を守る上でワクチン接種による予防は、重要なことであることと認識しております。

国内では、希望者分のワクチン確保に時間を要しており、今後、接種対象者の拡大に見合う安定した供給体制に課題があること、また、国内における安全性、有効性についても、さらに情報収集や検討が必要な段階であると言われておりまして、今後も国内における検討状況や供給状況などの情報収集に努めてまいります。このようなことから、現在、定期接種による公費助成での接種は予定しておらず、課題の一つとして認識させていただきたいと考えております。

次に、3項目めの高齢者専用住宅の建設についての御質問にお答えさせていただきます。

高齢社会が進展していく中、当町におきましても年々高齢化率が上昇し、やがて4人に1人が65歳以上となる時代がやっております。これに伴って、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯がふえていくものと見込まれております。

社会情勢の変化や家族構成の変化に伴って、高齢期の住まいに対する環境が徐々に変化し、家族との同居や隣居が、可能な方が減少していくのではないかと考えられます。こうした社会情勢の変化や高齢者人口の増加の中で、今後におきましては、高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境の整備は、重要なことと考えております。

現在、町といたしましては、高齢者の身近なところで、介護予防を中心とする地域支援事業を一層推進することを初め、町営住宅の建設に当たりましては、入居者の高齢化が進展している状況から、高齢者に加えて乳幼児や障害者にもやさしい住宅として、ユニバーサルデザインによる町営住宅の建設を進めているところであります。

また、今後の建設計画といたしましては、自立生活支援センターの併設は別といたしましても、高齢者の入居者と、その高齢者の生活支援などを入居条件とした若い世帯の方が同一団地に入居する、いわゆる高齢者対応型町営住宅等につきましても、なお調査・研究を進めながら、高齢化社会に対応できる町営住宅の計画的な整備を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの中茶屋の運営についての御質問

にお答えいたします。

中茶屋の運営につきましては、商店街への集客力を高め、商店街の活性化を図る目的で、平成16年に商工会が開設いたしましたものでございます。平成18年に、商工会職員が退職いたしました、人員を不補充としたことによりまして、職員を常駐させることが困難となって、協議の結果、商工会がNPO法人「たんぼぼの会」に施設管理を委託することになり、現在に至っているものであります。

今後の運営方法につきましては、運営管理者であります商工会から、運営方法について特にお話もなく、私のほうから運営方法について申し上げる状況でないことを御理解賜りたいと存じます。

今後、商工会から何らかの考えが示され、協議の上、方向性が定まりました段階におきましては、議員御質問の運営方法について、選択肢の一つであると考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、5項目のマイマイガ対策についての御質問にお答えいたします。

昨年の夏ごろから大発生をいたしましたマイマイガは、町民の皆様には自然現象とはいえ、大変御苦労されておりますことは、十分理解しているところであります。

北海道におけますマイマイガの大発生は、過去の記録によりますと、昭和34年から38年までの5年間、昭和48年から49年までの2年間が記録されており、今回は33年ぶりに全道的に大発生し、大量発生はことしで3年目を迎えており、文献によりますと、マイマイガは森林で成長するため、その発生源が特定しにくく、根本的に駆除することは難しいとされております。

また、マイマイガは、局所的に10年間隔で大発生する傾向があると報告されており、過去の観測結果によりますと、「ウイルスや寄生蜂、天敵のカメムシの存在などにより、同一場所での発生は2年から4年で消滅的に終息する」と記述されているところであります。このことから、今回の富良野地方のマイマイガの大発生も、ことし、または来年を含めた2年間程度をピークに、急速に終息する可能性は高いのではないかと、予想されているところであります。

町の対応といたしましては、特に生活安全上の被害も報告されていない状況から、現在のところ、駆除対策について助成策を講じることは考えてございませんが、来年度の大量発生防止に有効とされる卵の除去など、自己防衛に取り組んでいただくことを基本として、自衛策に関して有効な情報がありましたら、積極的に情報提供してまいりたいと考えてお

りますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、今回の大発生において、交通安全など道路管理上での大きな支障もありませんでしたが、次の大発生への対応も考慮しながら、今後、町が設置管理する外灯の新設時や更新時におきましては、昆虫に対する誘因性の低いナトリウム灯や同じく誘因性が低く、消費電力を抑制できるLED照明などへの転換を計画的に進めていくべきと考えておりますので、あわせて御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の1項目目の新型インフルエンザの予防対策に関する3点目の学校に関する御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

学校につきましては、日ごろから保護者や学校医と連携して、児童・生徒の健康状態の把握に努め、健康管理を行うとともに、児童・生徒には、うがい・手洗い・せきエチケットの徹底のほか、せきなどの症状がある児童・生徒には、マスクの着用や早期病院への受診など指導を行っております。また、学校における対応方針を定め、感染拡大防止が的確、かつ迅速に行うよう徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 新型インフルエンザについて質問をさせていただきます。

町においては、インフルエンザの予防対策ということで、広報等周知するというところで、今、既に進められている部分もあります。いずれにいたしましても、やはり啓蒙・啓発ということを第一義的に考え、いかに個人のインフルエンザを広げないかということも含めた対策が必要かというふうに考えております。

そこでお伺いしたいわけですが、今回、インフルエンザの対策に当たっての予防接種等の公費負担についてお伺いいたします。

基本的には、たしかに自分で管理するということは、基本かというふうに思います。聞くところによりますと、七、八千円かかるのではないかという話も聞かれてきております。私は、この間感じているのは、せめても小中学生・乳幼児含めた、そういう義務的な高校生まで広げていただければ一番ありがたいと思うのですが、やっぱりそういったところにきちっと公的な補助を、町としても考える必要があるのではないかというふうに思います。

国のほうでは、低所得者等いろいろと対策も今始められようとしておりますが、いずれにしてもこう

いった感染というのは、とどまることは知らないわけで、所得あるなしにかかわらず、この病気というのはかかるわけですから、そういう意味では、健康を守る、町の健康管理を第一義的に考えた場合、公的補助というのはどうしても必要な部分ではないかというふうに思いますが、ただ、国の動向を考える前に、町独自の対策として当然あってしかるべきだと思いますが、この点について伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員のインフルエンザの接種に関します公的負担の件に関しましてお答えさせていただきます。

すべての住民の皆さん方に、該当される皆さん方に接種を公費で負担、すべてと申しましょうか、対象者ですね、今、議員がおっしゃいましたような小中学生含めてという。形としては、そういうあり方として考えるということは、考えの一つとしては、そういう考えもあるのかなということで理解は十分できます。

しかしながら、今回のインフルエンザにつきましては、額の多寡はありますが、国におきましてもその負担の低所得者に対します軽減措置等もまだきちっと示されていない状況でございまして、町といたしましては、定期接種等のワクチンにつきましては、公費負担をもって対応させていただいております。今回の新型インフルエンザにつきましては、任意接種という位置づけをさせていただいております。それぞれ実費負担をお願いするという考えで臨む予定でございまして。

対象者すべてが、公的な助成を受けて接種をするということは理想的な方法ということでは、先ほど申し上げましたように理解いたしておりますが、やはりそこはきちっと負担のあり方というものは、これによらず個人の受益者の方々が負担をする、あるいは公が負担するということは、あらゆるものについて共通して言えることではございますが、今回の新型インフルエンザにつきましては、接種者によります負担をお願いするという方向で取り進めをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうしますと、今回の動向を見た中で対応するということと、今、町長が対応できないということ、矛盾するのだと思うのですが、この点はいかがなかなというふうに思います。

例えば、小中学生1,200人ぐらいとした場合、仮に6,000円、7,000円とした場合、半額町が持ったとしても360万円ぐらいで、この財

源を基金など取り崩しながら、こういったところに充てる、そういう対策をやりながら健康を守ることが、私は、町に求められている課題だというふうに思います。

特に、新型インフルエンザということで、いろいろな危険性も取りざたされている中で、そういったことはせめてもやっても、これは本当に罰は当たらないし、小中学生・乳幼児に至っては、お母さん方にとっても本当に健康を守る立場から、お金の使い方としても価値あるお金の使い方だと思いますが、この点について伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 公費負担のインフルエンザワクチンの接種に関します公的補助についての御質問に再度お答えさせていただきますが、公費負担のあり方そのものの基本的なスタンスは、しっかり見きわめなければならないと。やはり多くの町民が公平感を持って暮らしていただくことが、私は、やはり大前提になければならないと。ただいま議員からお話ありました財源をどこに求めるとかという以前の基本的な立場に立脚して、判断しなければならないのではないかなというふうに理解しているところでございまして、そういう面におきまして、このたびの新型インフルエンザにつきましては、任意接種という性格もございまして、通常の季節型インフルエンザと同等の対応をとることが、私としては、町の取るべき立ち場だというふうに理解しておりますことと、先ほどの御質問の中で若干お答えに不足があったかと思いますが、町の対応を見きわめるという意味合いは、低所得者に対します国の対処方針が、公的助成がどのようにあるのか、まだ示されていない状況でございまして、それらの状況の中から公的負担というものが、国の対処の仕方によって一考を有するような状況が国から示されるのかどうか、そういったこともまだ十分見きわめがつかせないので、そういった意味を含めまして、町として今後の経過を見きわめたいというような意味で御答弁させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 国の低所得者の負担も憲法25条の国民は、文化的、健康な生活を送るという立場から、全部こういう趣旨の中から、こういう負担軽減だとか来ているわけで、私はその趣旨から言ってもやはり住民の健康を守るという立場から立てば、別に不公平感は恐らく住民は持たないと思うのです。子供ですから、将来の町を支える子供たちに、少しでも元気でいてほしいという思いは共通だと思うのです。

そういう意味では、町長、こちら辺については異論ないと思うのですが、そのことを考えたときに、私の発想というのはそういう形になると思うのですが、どうお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

考え方、思いに対しましては、何ら議員のお考えに異を感ずるものではございません。しかしながら、先ほどもお答えさせていただきましたが、あらゆることに共通する部分もございますが、やはり公的負担・公的補助ということは、回り回って皆さんがまた負担をするということに連動して来ることでございます。そういう一連の流れの中で、公平負担、公正な負担のあり方ということをおこななければならないということで、私は、やはり負担を求めながら、たとえ幼児教育である、幼児医療であろうとも適正な負担を求めながら、お互いに町をつくっていくということは、これからもあるべき姿ではないかというふうに、私は理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この点、ぜひ検討課題として加えていただきたいと思いますが、もう一度確認しておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

1点、まず繰り返しになりますが、考えそのもので米沢議員と基本的な考えで特に違いは、そのすべての皆さんが負担がなくてできればいいなということは、これは私も何ら異を感ずるものではございません。

ただ検討を、この対策におきまして検討の課題になるのかどうかということ、やはり国におきまして低所得者等を含めて、どういう負担が望ましいのか、あるいは軽減策が望ましいのかという、私は一定の方向性が示されるというふうに期待しております。その方向性がどういう方向性かということが予見できないものですから、それを見きわめた上で、検討する必要があるれば検討するという認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、保育所の問題なのですが、確かにそこで感染がまた開設して広がる、そういう可能性もあるかというふうに思いますが、再度確認したいのは、そ

ういうことも含めた2段構えで保育所を開設する用意はあるのかと、ここはあるということで承ってよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員のインフルエンザ蔓延時の拡大時の保育所の対応につきましてお答えさせていただきますが、非常に議員も今御質問の中で申されておりましたが、開設することが必ずしもベストかということになりますと、非常にそこにまた原因が起因するようなことも想定されますことから、非常に私としては悩ましいというのが正直な心境でございます。

しかしながら、実態の中には、アンケート調査の中にもありましたように、やはり何としても未感染児につきましては、ぜひ預かってほしいというような希望もあることも、これは一方で事実でございますので、私としては、先ほどお答え申し上げましたように、感染防止拡大を何にもまさる最優先といたしまして、その次において一時預かりも必要で、避けて通れないということでありましたら、そこがさらに感染の源にならないような最大限の配慮をしながら、対応を進めていくという準備はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう方向で進めるということではありますが、ただ、これ後ろ向きなそういう方向で考えるというのではなくて、やはりそういった状況に置かれているお母さん・保護者の方があるわけですから、実態として、休むことができないという場合もあるでしょう。例えば、身近に見てくれる方がいないという場合も想定されるわけで、そういうことを考えたら、やっぱりきっちり、いついかなることがあっても当然間口は開くということが課題としてのぼってきているのだと思いますが、この点は、そういうことを考えれば、当然、開所ということも必要になってくると思いますが、この点もう一度確認しておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

緊急避難的な対応といたしましての一時預かりにつきましては、そういうことが想定される、先ほどもお答えしておりますが、そういうことが想定されるという想定をしまして、諸準備を進めているということは、はっきり申し上げておきたいと思えます。

具体的に、では保育に当たる人をどなたに特定するということは、それは考えは持ち合わせておりま

せんが、発生が仮に閉所するような事態に至ったときに、閉所する保育所の中で感染をしていない保育士さん等が、一時預かりについて対応するというような方法になろうかと思いますが、あらゆることを想定した準備は整えておりますので、後ろ向きな考えでないということ。ただ、さあどなたもどうぞいらしてくださいというようなそういう取り扱いでないと、極力、やはり自宅で静養するのが、未感染児と言えども自宅でなるべく外部との接触を少なくするというのが、感染を防止する上においてはベストだと思っておりますので、そこら辺とそれぞれの個々の事情を考慮した最善の対策がとれるような諸準備は、既に行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） やはり基本的には、こういうアンケート調査の結果もおわかりのように、やっぱり預けてもらいたいと、見てもらいたいという声があるわけで、きちんと公的な機関で、努力もせずにはだめだという話にはなりませんので、これはきちんと窓口として、公的機関としてやるということをぜひやってほしいと思います。

次に、細菌性髄膜炎の対策についてお伺いいたします。

今、日本国内においても年間600名ぐらいの方、あるいは1,000名ぐらいの方がこういった症状にかかるという報道をされています。かかった中で、手足に障がいが残るなどが、25%に上るとい形になっています。特に、いわゆるゼロ歳児や5歳未満児等の低年齢の中で、非常にこのウイルスに冒されて重症化するということが報道されております。上富良野町においてもあるお母さんは、ヒブワクチン予防をしたという方も既におられます。

そういう意味で、子供たちの健康を守る上でもこの病気というのは死の病って、いつどうなるかわからないというような事態を招きかねないという状況下というふうに思います。

そういう意味では、私は、改めて町が今後課題の一つとして認識しているということであれば、これをきっちりとして他の自治体も、これから広がりを見せるのだらうと思いますが、行っていますので、この公的補助をきちっと制度化させてやる構えがあるのかどうなのか、もう一度、考え方を求めたいと思います。あとで麻痺が残って、20年も30年も寝たきりだという話も全国的な事例で聞きますので、そういうことになれば親も本人も寂しい思いをするわけで、この点、町長の見解を求めておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の2項目めの細菌性髄膜炎ワクチンの予防接種についての御質問にお答えをさせていただきます。

このワクチンの公費助成に、予防対策につきましては、現在、ヒブワクチンそのものの入手が非常にまだ困難であるということと、それぞれこの病気が流行するものでないというようなこともございまして、公費助成をもって接種するという、あるいはそういう状況ではないということで、国内的に見ましても意見が非常にまだ分かれているというような報道も聞いております。

そういう観点から、またワクチン自体の入手も容易ではないというふうなことも聞いておまして、全国的に見まして、公費助成によって接種をされているところもあることは承知しておりますが、町といたしましては、今後、このヒブワクチンが国としての正式な見解も発表されていないというふう聞いております。そういった推移も見きわめながら、まだ、これはヒブワクチンに対します考え方は、双方、賛否両論まだまだ双方があるということで、一定の方向づけが明確でないというように私認識しておまして、町もさまざまな情報収集をしながら検討する課題の一つとしての認識は、持ち続けたいというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 広がる可能性はないけれども、かかる可能性はあるわけですよ、これ。そういうことを考えたら、行政の対応としては国の動向を待たずとも、これに対して敏感に対応している方も上富良野町にも実際にいるわけですから、やはりそういうところを先取りしながら対応するという必要だというふうに思いますし、何よりもかかってからでは遅いわけで、ワクチンの取りようによって、重症を軽度化になったということも聞かれますので、ただ国の動向待ちではなくて、事実として、保健薬として認証されていないだけで、国もこれに対しては重要な課題だというふうに認めているわけですから、そのことを考えたら行政として、自治体として行っても何も不思議ではないと思いますが、この点お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、このヒブワクチンに対しましては、先ほどのお答えに重複いたしますけれども、まだきちっと国としてのまず位置づけが明確でないということは、その判明にまだこれに伴うリスク等もきちっと解明されていないというようなこと

も情報として聞いております。

そういうことから、積極的に町が今、感染はしなくても罹患はするという事は、そのとおりでございます。これについては、それぞれ該当されるお客様をお持ちの方が、現在のところ自己判断で対応されることがあるべき姿だというふうに考えておまして、十分な国の見解、あるいはそういったものが、我々が町民に説明できるような前提条件が整うような状況を迎えたら、これはまたその時点で町民の皆さん方にいろいろ御意見をいただきながら、町としての対処方針は定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長、地方分権の時代だと言われているのです。町長、わかるように。それだったら、地方分権の時代だったら行政が独自で判断して、それだけの動き、自治基本条例もつくっているわけですから、そういうまちづくりをしようではないかということの自治基本条例ですから、積極的にやって、先取りした中で子供たちのとにかく健康を守るという、町長の姿勢としてなくてはならないのだと、私、基本的な姿勢としてこうだと思っております。都合悪くなったら、これは自己負担ですよなんていうのはとんでもない話で、ぜひ見直していただきたい、ぜひ検討していただきたいというふうに述べまして、次に移らせていただきたいと思いません。

高齢者住宅の問題ですが、本当に高齢者が多くありました。障がい者の方もふえてきております。そういう意味では、私、地域で安心して暮らせるサービスも形として、ああいう形が地域にあれば、本当にいいのだと思います。

私の構想としては、そういうものが地域にあって、何カ所か数カ所あって、地域の人たちと交流が深められる。そこへ行って、食事もできるというような形の中で、やっぱり体制づくりというのは、これからの上富良野町の地域福祉計画に基づけば、そういう体制づくりも必要だというふうに思います。

公営住宅の建設が、これから進められようとしています。それ以外のところでも、そういう設置が必要かというふうに思いますが、私は、こういった考えというのは、町長の基本的な考えをお伺いいたしますが、将来は当然必要になるというふうに考えるのであれば、これからそういう考え方についての検討を加えるという形の認識をしておられるのかどうなのか、もう一度確認しておきたいと思いません。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の3項目めの

高齢者専用住宅の建設に関するお尋ねについてお答えさせていただきますが、これから高齢化時代はますます進む中で、町民の暮らし方はどのようにあるべきか。特に住まいはどういうふうにあるべきかということは、大きなテーマであることは私も認識しております。そういう中で、自立支援センターを併設したような高齢者が暮らせるような環境を整えることは、これは財政的に許せば、私もすばらしいものだというふうに理解はしております。

しかしながら、現実には行政を取り進める中におきましては、なかなかそういったわけにいかない現実もございます。そういう中で高齢者住宅が、高齢者の暮らし方・住まい方がどうあるべきかということは大きなテーマでございますので、現在、公営住宅の建設については、先ほどお答えさせていただきましたように、ユニバーサル住宅を建設しておりますが、これからは暮らす場所も大いに検討をする課題だろうと。暮らす場所、暮らし方、あるいはどういう町の世代構成の中で住宅街を形成していくかと、非常に大きな課題がいっぱいあります。

ただ、単純にそこにそういう施設が、住まいが整備されればいいということではなくて、町全体の暮らし方のあり方をこれからは一つ大きなテーマとして押さえながら、高齢者も含めてどういうふうに安心して暮らせる住環境を整備していくかということ、町の方針として定めていかなければならないというふうに考えておまして、今現在は、それぞれ既に取り組みをさせていただいておりますが、それぞれ弱い立場で暮らしておられる高齢者の方々が、目が行き届かないようなことがないように、これには最大限意は用いているつもりでございます。

そういった日々の課題を克服しながら、将来の高齢者を含めた若い世代も含めた住まいの暮らし方については、町の大きな課題としてこれから位置づけてまいるのでございますので、御理解を賜りたいと思いません。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ考え方を膨らませていただいて、既存の施設は使えないのかとか含めて検討していただければというふうに。

次に、中茶屋の問題ですが、商工会の議事録等を見ましても、この運営等については大変苦慮していると。仮に、別な会が実質的な運営をする場合においては、それも一つの方法ではないかというような商工会の方針というか、その内容の話も述べられております。既に町長も御存じのように、あそこは実質宅老所という形の機能を持った中で使われておりますので、やはりこれは相手がいることですから、商工会も、当然、宅老所においてもたんぼぼの会にお

いても、了解を得ないのだめな話でありますので、やはりそういった部分については、宅老所の機能を持ち合わせた中で地域との交流をつなげられるような場所に今なってきていますので、その点、より運営の委託についてもぜひこれを検討していただきたいと思いますが、この点どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の中茶屋の運営についての御質問でございますが、現在、これの設置につきましては、既に御案内のとおりございまして、商工会が事業を通じまして設置した事業で、運営している事業でございます。

いろいろ御努力をいただいております中で、現在、たんぼぼの会が主体的に運営をしていただいております、宅老所としての機能は十分、本当に成果としてあらわれるような実績を積んできていることは、私も承知しております。

ただ、運営主体が、事業者が商工会でございまして、現在、たんぼぼに委託していただいておりますが、それが今後、町が直接委託云々とかそういうことになると、その前段に商工会が現在運営主体としておりますし、商工会がその意義を十分感じて運営してきてくれておりますので、商工会のほうからぜひ町も中茶屋の運営について、ぜひひとつ協議の仲間に入ってほしいというような御提言がありました段階では、当然町も参画してまいります、現在のところ商工会さんのほうに対して、こういう考えで考えませんかというような、私のほうから御提案申し上げる状況にないということだけは御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番岩田浩志君の一般質問を許可いたします。

3番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してあります3項目について質問させていただきます。

まず1項目め、入札制度の見直しについて。

全国的にも公共事業が減少する中で、今回、国の経済危機対策が講じられたものの、我が町においても今後公共事業の創設がますます厳しくなることが予想されます。そのような状況の中、無理な入札が

急増し、建設業界も重大な危機に直面しています。このような状況が続けば、工事の手抜き、安全対策の不備や雇用者に対する労働条件の悪化が懸念されるところです。

公共事業の入札については、透明性の確保と公正な市場づくりの観点から、その事業者が町内に本店の登記があるのか、事業実績及びボランティアなどの地域貢献度の評価、町民の雇用者の割合など点数制度を設定し、総合評価制度の導入を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2項目めに、意見公募の取り扱いについてお伺いをいたします。

記憶に新しいところでは、日の出公園臨時駐車場の意見公募がありましたが、意見公募の取り扱いについてお伺いをいたします。

町民から寄せられた意見等は、課長会議等で協議された形跡が見られないが、町長、職員間でどのような協議がなされて、町広報及びホームページで町の考えを示しているのか。また、町の考えの中で今後検討するとあるが、いつまでに検討して答えを出すのか、今後の検討過程、結果も報告すべきと考えますが、町長に見解をお伺いいたします。

続いて3項目めの質問ですけれども、上富良野高校第2グラウンドの管理運営についてお伺いいたします。

北海道所有の用地と聞いておりますが、以前は、上富良野高校野球部の練習や町の行事で利用していましたが、現在の状況は、土石が堆積され、雑草が生え、やぶ化している状況にあります。住宅街の中にあつて、非常に景観・環境的にも悪く、また、事件・事故につながりかねない状況にあり、北海道に対し適正に整備・管理運営を申し入れる必要があると思われませんが、町として、北海道とこれまでどのような協議が行われているのか、また、今後どのように整備され、利活用される予定なのか、町長に所見をお伺いいたします。

以上、3項目について、答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1項目めの入札制度に関する御質問にお答えさせていただきます。

公共工事の入札につきましては、これまで標準的な技術や工法を前提とした仕様を規定し、価格のみで落札者を決定してきているところでございますが、議員御指摘のように、公共事業が減少する中で、受注をめぐる価格のみの競争が激化し、技術力を持たない建設業者のダンピング受注による工事事

故や手抜き工事、さらには下請業者や労働者へのしわ寄せなど、公共工事の品質低下について、全国的には一部懸念されているところがございます。

そこで発注者が、工事内容や周辺の状況などに応じて、さまざまな評価項目を設定し、企業からすぐれた技術やノウハウの提案を募り、価格と価格以外の要素を総合的に評価する仕組みとして、総合評価方式が制度化され、その活用も拡大しつつあります。

現在のところ当町におきましては、さきに述べたようなダンピング受注等公共工事の品質低下を招くような状況は見受けられませんが、今後に加え地域貢献度なども評価項目といたしました総合評価制度の中の一つであります特別簡易型の総合評価方式の採用も、入札手法の一つとして持ち合わせていることも必要と考え、検討するよう指示しているところがございます。

現在、指名選考委員会を中心に、当町に合った制度のあり方について検討を進めているところがございますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目のパブリックコメントに関する御質問にお答えいたします。

パブリックコメント制度は、町民生活や事業活動等に重大な影響を及ぼすと認められる政策などの策定時及び改定時におきまして、政策決定過程に町民の行政参画機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性を図りつつ、町民参加型の公平・公正な町政の実現を目指すことを目的に、平成17年3月から実施しているところであります。

私といたしましては、町民との情報共有及び町民参加を目指す手法の一つとして、極めて有効な手段であると考えているところであります。

さて、議員御質問の町民からいただいた御意見に対する町の考え方の決定方法についてであります。パブリックコメントの対象案件が全課にわたる場合には、課長会議等での意見を参考として、また個別の案件の場合には、担当課などから意見聴取及び協議を重ね、できる限り町民の御意見を反映させることを基本としながら、私自身において最終的に決定させていただき、町の考えを公表しているところでございます。すべて課長会議で協議を行うという形態でないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、「今後検討する」との表現に対する検討過程の報告に関する御質問でございますが、基本的には「検討する」といったような抽象的な文言は、極力使用しないように心がけているところであります。しかしながら、パブリックコメントの御意見の内容によっては、直ちに対応が可能なものと、中長

期に検討を加えなければならないものもございますし、短期的に検討過程を報告するに至らないケースもございますが、今後は、町民との情報共有の観点から、寄せられましたコメントの検討経過についても、適切にお知らせできるよう改善してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの上富良野高校第2グラウンドの管理運営についての御質問にお答えいたします。

上富良野高校の第2グラウンドは、北海道の所有地で、上富良野高校が管理しているところで、以前は、上富良野高校野球部の練習グラウンドとして使用されておりました。町の行事にも利用させていただいたことや、町の排雪場として利用させていただいた経緯もございます。

現在の状況といたしましては、議員が御指摘のとおり、土石が堆積され、雑草、雑木が生え、景観や環境上からも好ましい状況でないところであります。こうした中で、町といたしましても第2グラウンドの適正管理について、教育委員会を通じて上富良野高校に申し入れを行い、第2グラウンド周囲の草刈りなどを実施していただいた経過にあります。

また、周辺地域住民の皆様にも、草刈りなどの御協力をいただいていることもお聞きしており、感謝申し上げるところであります。

現在、上富良野高校において、北海道教育庁に対して、第2グラウンドの環境整備に係る予算の要求を行い、大きな石の除去と雑木・雑草の除去に要する費用が予算化され、ことし10月中旬ころから、環境整備の実施を行おうとしているとお聞きしております。

上富良野高校によりますと、今後の整備及び利用計画につきましては、従来どおり、年2回程度の雑草刈りを実施し管理に努めていくものの、高校としての利用は考えていないということでもあります。

私としましても、今後、適正な管理運営をしていただくよう、上富良野高校に対しましてお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） まず1項目めの入札制度の見直しについて再質問をいたします。

ただいま町長の御答弁では、非常に前向きな答弁をいただいたなというふう感じ取っていますけれども、さて、今、社会的にはどのようなことが起きているかということ、北海道では以前公共工事の落札率が70%から90%であったものが、本年、上限の90%に設定されました。この90%を下回る入

札については失格ということで、このことにより道の予算が20億から30億円膨らんだと、膨らむとといった予想も書かれているところでもあります。

このことから見て、これまで公共事業においては単に価格競争させていたものが、余りの勢いで企業の倒産がふえ、その影響により本当に大量の失業者が発生したと、このような状況を考えると、ハローワークの状況を見ておきますと、受け皿が3割、求人募集の3倍から5倍の失業者だといった情報も聞いているところがございます。

このことから、失業保険等で保護されている期間はいいのですが、その後においては本当に仕事がない中で、生活保護者が本当にふえていると。こういったことを改善する、対応する上では、国も道もやはり適正な入札が行われて、ある一定の業者が守られなければ、国も道も各自自治体も存続はあり得ないと、こういったことで道が動き出したものと考えます。

今回、国の緊急経済対策においても失業者の緊急雇用対策と地域経済の活性化を図ることを目的としたもので、自分たちの町は自分たちで守るのだといったことを道の建設部の指導のほうからも、最低落札率の引き上げ及び総合評価制度の導入は、各自自治体の担当者に推進されている状況は、町長もよく御存じのことと思います。

そのことから、これまで町の入札制度においては、尾岸町長時代に、指名競争入札の中で町外の業者を1社、2社入れるといった経緯もございましたけれども、先ほどの町長の行政報告の中では、できるだけ町内の業者に仕事をしてもらいたいのだと、そういった意を感じましたので、その点については私も同感でありますので、そういった方向で進めていただきたいなというふうに思います。

それで、総合評価制度の導入については、町長もよく御存じのことかと思えますけれども、近隣は旭川市、鷹栖町、富良野市といったところが、既に導入をされているところです。富良野市の内容については、総合評価制度、地域限定型一般競争入札総合評価制度という状況で、2,000万円以上の工事に対して、本年度から試行的に導入を図ったところです。

この内容を見ますと、本社が富良野市になく、雇用者の割合が20%未満で、地域精通度の低い地方の業者が入札に参加した場合、おおむね入札率で5%近く、差がつくというような内容だと聞いています。実際問題として、これだけ差がつくと、ほとんど富良野市以外の業者が入札するのは、非常に難しいというように私は受けとめています。

それから、この制度が認められているという背景

には、その地域に本社があり、雇用率も高いということは、地域への貢献度もあり、そのことが入札に評価されていることが、まさしく公平なことだと判断できるところです。我が町においても現在のところ、指名競争入札がほとんどのことでもありますけれども、指名競争入札の中にあっても特に町内になく業種及び入札の中で、町外の業者をやむを得なく入れなければならないような事業に関しては、特にこの制度を早急に導入する必要があるのではないかとというふうに考えております。

この問題については、業者と、それから行政だけの問題ではなくて、広く町民がこの制度を理解していただいて、できるだけ町内の仕事は町内の業者にやってもらうのだといったことが、やはり今後のまちづくりには大きな力になると考えますけれども、この点について、ただいま町長の御答弁で特別簡易型の総合評価制度という御答弁がありましたけれども、この制度は、富良野市で導入している総合評価制度とどのような違いがあるのか。それから、現在、検討されているというお答えでありましたけれども、どれぐらいの時期をめどにこれを制定しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の入札制度に関します御質問についてお答えさせていただきます。

議員から御提言がございました総合評価方式の入札制度の導入を図ってはという御意見でございますが、総合評価制度の採用は、当町にとりましても今後大いに検討していくべき課題だということでは、全く考えを一つとするところでございます。

ただ、お答えの中でも御説明申し上げましたように、我が町におきましては、現在、ダンピング落札とかというような傾向はないということで、御承知おきいただきたいと思えます。おおむね95%を超える落札率となっているなどというふうに理解しておりますので、私といたしましては当然、予定価格も適正に決定させていただいておりますことから、この落札率が町内の経済循環にとっては、適正に機能しているというふうに理解しているところでございます。

それから、お尋ねの中でいろいろ評価制度導入の意義についてお話がございましたが、お答えが少し横に逸れるかもしれませんが、私も実は公共工事等を通じまして、いろいろな工事等を通じまして、北海道がランダムカットと申しませうか、特に農業土木について一時指摘をされた時期の入札が、非常に広範な地域から業者を募って入札をしたという経緯の中から、工事を経験した経過もございしますが、非

常に本当にその時は身をもって地域に根差していない業者の方々が参加されるということは、我々、受益を受ける地元にとってどれだけ不便だったかということ私をも実感しております。今、岩田議員がお話、御提言にありましたような地域性を考慮した入札制度を取り入れることは、我が町にとっても有益であると。導入の時期につきましては、現在、平成21年度に入りましてから国の補正予算等において、地域の活性化等を促すという趣旨で行われております事業につきましては、国のほうもなるべく地域が活性化するように配慮するようというところでございますが、今後、通常の事業展開の中では、こういう方法を取り入れることが地域のためにいいことにつながるというふうに考えておりますので、新しい、ことしの平成21年度では予定しております事業以外に想定できませんので、22年度以降に対応できるような準備だけは、それぞれどういう事案が起きてくるか、ちょっと今のところ想定できませんけれども、広く業者を求めなければならないような事案が、一般的に申しますと大型事業かなということが想定できますけれども、そういうときに備えた準備は、十分備えておきたいというふうに考えております。

それから、お尋ねの中で簡易型と総合型、その区分けは厳密にちょっと私承知しておりませんので、担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

総合評価方式、今、国のほうから提案されている形式四つあります。まず一つに、高度・技術提案型、これにつきましては技術的な工夫の余地が大きいものを言っております。あと景観だとかライフサイクルコスト等の観点、これを総合的に評価しようとするものです。もう一つが、標準型というものでありまして、これも技術的な工夫の余地は、最初言ったものと同じように大きい工事について行うとしております。ただ、最後のほうで言いましたライフサイクルコストだとか景観との調和、それらの項目がないものが標準型ということでは言われております。三つ目が簡易型というものです。これにつきましては、技術的な工夫の余地が小さい工事ということで、あとは簡易な施工計画や種類類似工事の経験、工事性質等に基づく技術力と価格等の総合評価を行うものを簡易型と言っております。

それに、さらに特別簡易型でありますけれども、今、言いました簡易型から施工計画を評価項目としないで、工事成績や施工実績等に定量化された事項

等入札価格による総合評価を実施するというものがあります。ちなみに特別簡易型につきましては、総合的に評価する項目でありますけれども、評価項目として企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献度、その他というような四つの項目で評価をしようとするものであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの課長の説明、それから町長の御答弁で、簡易型総合評価の中で、私が一番危惧するところが地域精通度、ボランティアだとか、それからそこに本社が、本店があるかという部分について、もう一度、町長のお考えをお聞きしたいのと、それから今年度は無理だけれども、来年度に向けて検討しているのだということでありませけれども、そうしたら来年度早々から取り組めるような方向で町長はお考えなのか、あわせてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の入札制度の見直しについての御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問の導入時期、あるいは導入に当たりましての考え方でございますが、こういう制度を導入する方針を定めましても、受注側となります企業のほうに、そういう予告をしておりませんので、当然、企業の例えばボランティア活動にいたしましても地域貢献度にいたしましても、そういう前提での今まで企業活動は、要するに同じ土俵で相撲をとってくださいというような提示を今までしてきた経緯にないものですから、やはり企業の方々にそういうことに備える準備と申しませうか、そうかと、今度はそういうようなことの評価をしていただけるなら、ぜひ会社としても貢献をしていくように頑張ろうという、そういう助走期間も与えるべきかなと思っておりますので、22年度から導入できるような準備をさせていただければいいかなというふうに、今現在考えております。

それから、本店の所在云々等につきまして、まだ検討の過程でございまして、申しわけありませんけれども、具体的なまだ考えに至っていないので、考えが煮詰まり次第、また皆さん方に御相談申し上げて、取り進めさせていただきたいと考えておりますので御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 非常に前向きなお答えをいただいたというふうに理解しております。

次に、2項目めの意見公募について再質問をいたします。

日の出公園臨時駐車場の意見公募を例にとりますと、当然、町長の魂がここに入っているのだろうなというふうに思われますけれども、担当課から意見を聞いて協議を重ねたと、町長の御答弁にありましたけれども、どうしても私は、課長会議等でさまざまな角度から、多くの職員によって協議されないのかなというふうに考えます。

当然、担当課はもちろんその件に関しては詳しいですし、さまざまな意見を持っておられますけれども、さまざまな関係ない方から聞くことも観光客の目線で見れたり、そういったことで当然そういった協議が必要でないかなと、私は感じます。

日の出公園臨時駐車場の回答を見ますと、どうもその辺が協議のあとが感じられず、また町民の意見を何とかみ取ろうという姿勢がどうも伝わってこないような気がいたします。

「検討する」という文言については、ただいま町長の御答弁で、できるだけ使いたくないのだというお答えがありましたけれども、私は決して検討することが悪いわけではなくて、必ず検討するという答えには、いついつまでの期間必要なのだと、検討する期間が、ということを必ず提示して、その検討過程をしっかりと伝えるということが大事で、決して検討することがだめなわけではないので、今後、検討という言葉については、以前、同僚の議員からも「検討」という対応について御指摘ありましたけれども、そういったことではきちっとそこに明示することが必要だなというふうに感じます。検討するということが、結果を先送りするものではなくれば、検討という言葉の扱いについては、私は何ら問題ないなというふうに思います。

そこで日の出公園臨時駐車場の意見の中で、何点か気になる点がありましたので、ちょっとお話しさせていただきますと思います。

1点目は、日の出公園のネーミングですが、町民の御提言で、日の出公園がラベンダーのネーミングをあらわしていないという御意見でありましたけれども、この件について、「ラベンダーの丘とか、上富良野丘のラベンダーというネーミングに変えてはいかがですか」という御意見がありました。現在、日の出公園ラベンダー園という扱いになっておりますけれども、この提案者はなかなかおしゃれだなと、私は思いました。これまで使っていた言葉からすると、ラベンダーの丘という言葉は、これは私の主観なのですが、何か穏やかに咲くラベンダーをイメージすることができて、逆に丘のラベンダーというただ言葉を入れかえただけなのなのですが、何か風薫るようなイメージが私には伝わってきました。

こういった町民の提言に対して、十分な協議がされない中で、現在、こういうふうに使われているからこのままいくのだということではなくて、こういうことに対しては、本当にもう少し時間をかけていろいろな方々から意見をいただいて決めると。ホームページで検索する上でも、何らかの言葉を入れても検索する上で全然支障がなくて、例えば丘のラベンダー日の出公園とかという名前になっても、何の問題もないなというふうに私は受けとめました。

2点目に、「噴水の部分を駐車スペースにはいかがですか」という町民からの御提言がありましたけれども、回答は必要なものだ、否定的な回答でありました。こういう素気ない回答だと、質問者からすると、どのような協議を行われてこの結論を出したのだと、十分な協議が図られているのかなというふうな感じがいたします。

特に、この下のせせらぎの部分、噴水の部分はそう大きなスペースでもないところですけれども、せせらぎの部分は確かに動線の部分も有しておりますけれども、この部分の面積が既存の駐車場の大体60%から70%近く、動線を除いてもあります。今、前の臨時駐車場がなくなった現在、ここをせせらぎを優先するのか、それとも臨時駐車場がない中で駐車場を拡張するのかという点については、私の気持ちの中では、やはりそこを駐車スペースとして活用するのが、優先順位だと思えます。

これが、町長並びに職員間では、せせらぎを優先されたというふうな判断をせざるを得ないのですけれども、こういった部分についても当然、現場を見て課長会議等並びに関係機関ともしっかりと協議を重ねて決めるべきではないかなというふうに思いますけれども、この部分について、町長、どのような意がそこに入っているのか、ちょっとお答えいただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員のパブリックコメントにつきましての御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

パブリックコメントにつきましては、冒頭申し上げましたように、平成17年度からこの制度がスタートをしております、概して申し上げますと、都度、方針は明確にお答えしているというふうに私も議員の立場でいた時代も、当時の町長から報告をしている中で、都度、方針だけは明確に示されていたのかなというふうな理解をしているところでございます。

それで、方針を定めるまでの過程の問題でございます。例えば、今、議員お説の日の出公園の駐車場にかかわりますパブリックコメントの中身について

の協議等につきましては、主体的は、担当課を中心として協議を進めてきた経過でございます。ただ、定例的に行っております課長会議等については、これは都度、担当課に及ばない部分でも広く、それぞれ課を越えて意見を求める機会は毎回ございます。そういうことで、皆さんが管理職のそれぞれが共通の認識、共通の価値観を持つということに対しましては、私は、そういう情報の共有はなされているというふうに理解しております。

ただ、結論を導くまでの途中で、そういう段階も経た中で担当課と協議をすることが適当な事案については、そういう形をとらせていただいております。また、全課にわたって結論を導くことのほうが望ましいようなものについては、そういう形をとるということで対応をさせてきていただいております。

私が、就任させていただきましてから、まだ現実にそういう場面に遭遇した事案は1件しかございませんので、これから、今、岩田議員がお話ありましたように、やはり協働のまちづくりを宣言したわけでございますから、当然、町民の皆さん方から寄せられるさまざまな御意見に対しては、それから答え方の表現一つとっても、やはりお尋ねの方々に誠意を持って答えている、くれているというふうに印象を持たれるようなそういう工夫は、これは努力すればできることです。それはそれぞれ原課において対応していただくように、これからは指導してまいりたいと思います。

それから、具体的な日の出公園の駐車場に关します部分につきましては、ちょっと想定しておりませんが、私の考えで述べさせていただきますが、私といたしましては、駐車場のあり方というのは、やはり駐車場と銘を打つからには、広く訪れてくれる皆さん方に、その用に供するような条件を整えて、初めて訪れる方の期待にこたえるものだというふうに理解しております。どちらかと申しますと、もう一步機能が満たされていないというような状況の中での位置づけは、一方ではまた非常に御不便や何か誤解を与えるものになってしまうということで、そこはきちっと皆さんがある程度認めていただけるような機能を果たせるかどうかというようなことで、今回はそういう位置づけをしなかったということで御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 岩田議員の御質問に、町長の回答に加えてちょっと補足させていただきます。

先ほど、エントランスゾーンを駐車場として拡張するという計画につきまして、その意見に対するお

答えをしておりますけれども、この中でちょっと口足らずのお答えを掲載してございます。

実際上といたしまして、公園整備に当たりましては、国の補助金とかいろいろな起債事業を起こして継続して、その償還に当たっております。このため既につくられた施設、これを加工してほかの用途に変えるということについては、かなり制約が加わるという部分がありまして、難しいという観点から、こういうお答えになっているということを御承知おきいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま課長の答弁は、やはりそういうことはきちっと伝えなければいけない。どうしてできないのかと聞いているのだから、それが果たして本当にできないのかどうかということも含めて、できる可能性があるのであればできる方向で検討すればいいことだし、完全にできないのであれば、こういう理由でできないのですということを真摯に伝えなければいけないと思うのですよね。

先ほど、町長から御答弁をいただいたのは、やはり町民に誠意を持って答えるのだという姿勢が、一番大事だと思うのですよ。先ほど、質問の要旨にない質問をしてお答えをいただいて申しわけありませんでしたけれども、やはりそういったものが書かれている内容に、伝わってこなければいけないと。その陰では、もっと慎重に十分に協議することも非常に重要なことだと、私は思います。町長から、そういう心温まる御答弁をいただいたので、今後は、そういったように改善されるのではないかなというふうに考えています。

また、既に改善されたもの。例えば、上がっていく通路の傾斜地の部分に、「腰かけをつくってもらえませんか」という質問に対して、その質問を受けてだと思うのですけれども、既に丸太を埋め込んで腰かける場所が何点か用意されました。こういったことについては、もっともっと町広報を通じて、町民からこういう御意見いただいたので、こういうふうにさせていただきますと、利用者から大変喜ばれています。来年からは、二人かけのいすも用意しますと、こういったことをもっと積極的にやったことについては伝えていくべきだと、私は考えます。こういった早急に対応できる部分もありますので、そういった場面で伝えていかないと、本当にわかっていない人はほんのわずかで、広く町民が知っているような内容ではないかなというふうに思います。

私も腰かけているおばちゃんに、「どうですか」と言うと、「ちょっと小さいけれども、いいよね」というお答えをいただいたので、こういうほのぼの

したことについては、もっと積極的に広報の隅を用意してでも写真を載せて、ぜひ伝えていただきたいというふうに思います。

いずれにしても即答できる答え、そして協議が必要なものと、もっともっと慎重に御協議いただいて、できるだけ熱意を持って回答に当たっていただきたいというふうに思います。

それから、3項目めの上富良野高校第2グラウンドの管理運営について再質問をいたします。

高校として、今後、利用目的がないということでございますけれども、どのような管理運営を高校自体がしようとしているのか、町は、どのような形を望んでいるのか。

地域住民に聞きますと、本当に草刈りも十分にされていないのだと、そういった中で自分の前だけ自分で草刈ったよと。現在の状況を見ても、本当に昼間でも中へ入っていけないような、気持ち悪い状態です。それで、そこに立入禁止も何もない中で、バックネット・小屋があって、そこに岩だとか土だとか堆積されていて、非常に危険な状態でないかなと、私は思っているのですけれども、何か聞くところによると、予算づけられてある程度改善される方向にはあると思うのですけれども、実際、町が求めているのがどのような状況で、高校側はどのような対応をしようとされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の3項目めの高校の第2グラウンドの件についてお答えさせていただきます。

実は私も近くでございまして、かねて私もあの高校の教員住宅も含めまして、環境はよくないということで、実は私も過去に申し入れた経過がございまして、グラウンドのみならず、住宅の周辺も草刈りが十分なされていないかというような実態にあることを承知しております。

高校の当局も、それは認識しておられるようでございまして、ただ、先生方、あるいは職員の方々が、みずから行って整備をするというようなレベルのものでもございませぬし、大変苦慮しているのではないかなというふうに考えております。また、地域の住民の方々も南側については、草刈りをしてくれておりますのを私も承知しております。

それで再三、教育委員会を通じて高校のほうには、安全上も問題あります。大きな石ころがありますので、それらも解消してほしい。当然、美化にも努めてほしいということで、申し入れをしている実態にございますが、高校のほうからのお答えですと、非常にその予算化されなくて、期待にこたえ

ないということで回答があったわけでございます。今年度、お聞きしますと、100万円には届かないのかなというぐらいの予算らしいのですが、それをもって整備を、整備というか美化ですね、整備まで恐らくいかないと思うのですが、大きな石を取り除いたり、草を刈ったりというような、多分、その程度の予算でできる範疇というのは大体想像つきますけれども、そういう程度でのお答えをいただいているというふうに聞いております。

町といたしまして、町が独自に今後利用計画は先ほど申し上げましたように、持ち合わせておりません。ということで、これは北海道の考え方一つということになりますので、町といたしましては、とにかく再利用をしてほしいということは特に申ししておりませんが、とにかく住民に不安を与えない、環境衛生上もいい状況を保ってほしいということは、これからも言い続けてまいりますので、利活用については現在、町としての考えは持ち合わせておりません。もし、高校の今回の対応についての詳細について、必要でしたら教育委員会のほうからお答えをさせていただきますが、私のほうからは以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 今、町長のほうから、具体的な話は教育委員会のほうからというお答えいただきましたので、ちょっと高校とどのようなやりとりの中で、どういう整備をされようとしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 3番岩田議員の御質問にお答えしたいと思います。

高校との協議の中では、ことしの6月ごろから、住民の方からの御意見もいただいた中で、まず周辺の環境整備に力を注いでほしいということで、私どものほうから高校のほうに一応申し入れをしておりました。

その結果としては、高校のほうでもなかなか予算がつかない状況の中で、通常予算ベースでいくと、年2回程度の草刈り程度という状況しかない中で、今回、ことしの4月に新しく事務長さん、それから校長先生赴任されたわけですが、北海道教育庁のほうに、ぜひ整備をしていかなければならない部分が相当あるのではということで、6月ごろから道教委のほうには申し入れを行っていたそうです。

やっとなら、9月の当初に、今、先ほど町長が申し上げました一定程度の金額の予算がいただけるということで、ただ、全面的な整備までには至らない

部分はあるけれども、とりあえず土石の除去ですとか、雑木の撤去とか、できる限りのことはしたいということで伺っております。ただ、今後においてもこれが既定路線の中で、これぐらいの金額が常時つくのかということの確認もさせていただいたのですが、それについてもなかなか難しい状況にあると。あくまで年2回程度の周辺の草刈り程度の予算しか、今のところはないということで、高校のほうからは回答いただいております。

ただ、私どもとしてもできる限り、その安全性も含めて適正な管理をお願いしたいということでは、再三、お願いをしているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま2回程度の草刈りというお答えでありましたけれども、現状においても全然、そんな2回草刈りされているような状況がありません。これまでそういったことは行われてないのだろうなどは推察しますけれども、今回の整備も含めて、今後、そういった部分で適正に管理運営していただけるようお願いしたいなというふうに思います。

私としては非常に景色のいいところで、ああいふふうな状態で非常に残念だなというふうに思うのですけれども、移住者等々に解放して、あそこを整備できるのであればなというふうな気持ちもありますけれども、いずれにしてもあの地域住民に不安が及ばないように、適正に管理していただきたいなと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君の一般質問を許します。

10番（和田昭彦君） 私からは、さきに通告した2項目について、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

まず1項目の国内外交流推進基金の運用についてですけれども、同基金は、平成元年のふるさと創生資金の1億円を原資として積み立てられたということですが、インフラ等には使わず、人づくりを目的とした基金として積み立てられたということで、当時の理事者、議会の決定を高く評価するところです。

この基金は、平成10年に追加して積み立てられた2,180万円と、これまでの利息の合計3,135万4,000円と合わせて1億5,315万4,000円となり、そのうち現在まで友好都市との交流や児童・生徒のカムローズ市や津市の派遣等に6,

776万6,000円が運用されてきました。

この基金が、これまでのような運用の仕方をしていくと、現在、残高の8,500万円の基金が最後に使われるのが、20数年後になります。子供たちの教育に対する投資の効果があらわれるのは、さらに10年から20年後になるということを考えると、この基金がもっと有効なまちづくりのために運用されてもよいのではないかとということで、次の2点についてお聞きしたいと思います。

これまでカナダへ派遣された児童・生徒のうち、何%が現在、地元に残り就業しているか。

2点目は、この基金条例第6条の(2)の「青少年が国内外を通じて広く見聞を深め、もって人材育成に寄与すると認められる事業」に積極的に運用し、農業や商業の後継者の国内外研修や若い町職員の国内外留学などに運用してはどうか。

2項目の町による表彰とまちづくりについてお尋ねします。

町では、毎年、文化の日に自治の振興発展に尽力された人、行政の各分野において功績を上げた人などの労苦に敬意を表し、表彰しているところです。自治功勞表彰、社会貢献賞、勤続表彰は、対象となる方は漏れなく表彰されていると思いますが、善行表彰は必ずしもそうではないと思います。

報酬をいただいてする仕事は、私は当たり前だと思うのですが、私たちの見えないところでこつこつと活動を続けている人たちこそ、もっとたたえてあげるべきではないかと思います。町の財政がだんだん厳しくなっていく中で、町民の奉仕に頼らざるを得ないことが、これからもふえてくると考えられます。町が、ボランティア活動にもっと関心を示し、評価を高めるならば、活動の励みにもなり、ボランティア活動もますます盛んになっていくと思うのですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

1項目の国内外交流推進基金の運用について、2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めの1点目の御質問ですが、平成元年度から現在まで5回にわたりまして、カナダへ派遣した青少年の数は105名で、うち49名、率にいたしまして47%の方が現在も当町に在住し、各方面で活躍をされております。

次に、2点目の御質問ですが、現在、本基金を活用した事業といたしましては、3年ごとに実施をしております「青少年海外派遣交流事業」とし

て、小中高生を対象に20名を友好都市であるカナダ国カムローズ市へ派遣しているほか、周年交流事業として、おおむね5年ごとに周年記念行事に約10名程度の町民を派遣している現状にあります。

さて、本基金を積極的に活用して人材育成をさらに進めるため、農業者や商業者の後継者を派遣してはとの御質問であります。過去においては、基金の果実運用などにより、一般町民も含めて広く海外派遣等に対する助成策を講じて、積極的な人材育成事業を展開してきたところであります。

しかし、近年の低金利の影響によりまして、果実運用が困難な状況となりましたことから、平成16年度に国内外交流推進事業補助を廃止した経過がございます。

議員からも御指摘ありますように、国内外への派遣等を通じて広く見聞を深め、もって人材育成に寄与することは、極めて重要な施策であることは全く同感でございますが、昨今の町財政状況が逼迫している現状を考慮しますと、コンスタントに基金の追加積み立てを行うことは大変困難でありますことから、今後も基金を長期にわたって有効活用を図ることを前提に、これまでと同様、次の世代を担う小中高生を中心とした人材育成事業を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの表彰とまちづくりについての御質問にお答えをさせていただきます。

町の表彰は、議員が述べられましたとおり、町の政治・経済・文化・社会、またはその他各般にわたって町政振興に寄与し、または衆人の儀表と認められる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的に表彰条例を設け、毎年11月3日の文化の日に自治功労表彰、社会貢献賞、善行表彰及び勤続表彰等を行ってきているところであります。

御質問の善行表彰については、ボランティア活動も含めて、その善行が町民の模範となる者について表彰しているところであります。この間も同様の御意見をいただいた経過にありますことから、行政内部はもとより住民会を初め、各関係団体に対しまして、その推薦をお願いしていることに加え、さらにより広く多方面からも推薦していただけるよう、町広報誌を通じて推薦をお願いしているところであります。

いずれにいたしましても善行表彰に当たっては、推薦をしていただかなければならず、善行の行いを表彰することによって、その活動の励みになることは、議員と同様に大変好ましいことだと考えておりますし、今後もボランティア活動に限らず、多方面

の多様な方々から善行表彰の推薦をしていただけることが、第一であると考えておりまして、引き続き広報を行いたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 私、国内外交流の会の仕事をしているものの一人としまして、子供たちのカナダへの派遣がわずか10日ぐらいの日数で、一回り大きくなって帰ってくる姿を見て、この事業は本当にすばらしい事業だなというふうに認識しているところなのですが、これがまちづくりにどれほど生かされているかなということが知りたくて、ちょっと地元でどれだけその子供たちが残っているかを聞いたかったわけなのですが、私の認識している数字とちょっと違うのですが、青少年の海外派遣は1回から5回までですけれども、5回目は平成18年ということで、まだ親元を離れていないで、就職していないので、それを抜かしますと、1回から4回まででは101名だと思っております。これは上富良野高校へ行ったら、カナダに行けるよという高校の振興のことで、そういう予算枠を取ったはずなのですが、それも希望者がいなくなって平成3年で終わりにになりました。

ちなみに、希望者がなくなったということでブラスバンド部をつくって、楽器の購入にということで300万円、高校に渡した経過がございます。これは問題がちょっと離れますけれども、そういうことで、上富高校の生徒45人を含めると、150人近い数の子供たちが行っているかと思えます。ちょっと予期した数字よりも今回49名だったですか、高くて、うれしく思っているのですが、ちょっとこの数字は間違いないでしょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 和田議員の御質問でございますが、実はこの105名につきましては、基金の事業にしてから以降の数字を拾いまして、この数字になってございます。

議員先ほどおっしゃいました45名の対応につきましては、基金にする以前のいわゆる一般会計の予算で予算措置をしながら派遣した生徒については、この数字に入れてございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 平成18年度の18名の数字も入っていないですか、この中に。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 先ほど申しました

ように、御質問の趣旨が国内外交流推進基金の関係だなどというふうに思いましたので、5回については平成18年に実施したものについてもカウントをしてございません。

以上です。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） そうすると、若干まだ数字は低くなるということですね。私、若いころヨーロッパに2週間ほど行ったことあるのですけれども、大きなカルチャーショックを受けたわけなのですけれども、数日間だけのかいま見るような派遣も、もちろん効果はあろうかと思えますけれども、それだけでなく半年とか1年の長期の研修でじっくりと勉強してくる、そういう体験を若者たちにしてもらおうということは、必要でないかなと思うのです。そのことによって、本人の生き方が変えて、町の活性化につながっていくのではないかなと。その意味で、商業とか農業の後継者、あるいは町の職員などを国内外に研修並びに留学をさせて勉強をさせてもらってはどうかということなのですけれども、町長どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の国内外交流基金の運用についての関連の御質問にお答えさせていただきますが、私も議員と海外のみならず町から出て、さまざまところで勉強したり経験したりということは、その意義の高さというか、その意義の深さというものは全く同感でございます。少なからず議員の方々につきましても、恐らく若い時代からそういうさまざまな経験を通じて、今日それぞれまちづくりに奮闘されているあらわれではないかなというふうに理解しております。

そういう意味におきまして、特に若い人たちにそういう勉強の機会を与えるということは、これは私も諸般の事情が許せば、ぜひかなえてあげたいことだということでは、考えを同じくするものでございますが、いずれにいたしましても町が限られた予算、あるいは基金の中でこれらを満たしていくということは、非常に物理的に手が届かないのかなというふうに考えております。

特に基金につきましては、都度、積み増しをしていくというような状況が、なかなか想定できない状況にございまして、限られた基金を私といたしましては、小中高生の皆さん方に役立てるように長く利用していくことが、町民のためになることかなというふうに理解をしているところでございます。

それから、農業青年、あるいは商工業等の若い人方、若い人たちの勉学の機会、経験の機会、留学を通じて積まれるということも、これも仰せのとおり

でございます。今後、どういう財政事情になるかということも考慮するべきでございますが、例えば商業団体、あるいは農業団体についても直接農協等、あるいは商工会等が事業を展開していなくても関係団体、あるいはいろいろな関連組織等で派遣事業などが現在もあります。特に酪農、和田議員は御案内だと思いますが、酪農関係についてもさまざまなそういう勉強する機会は、民間で用意されているようなことも承知しておりますので、そういうことに参加を希望されるような動きが町の中で出てくれば、それは状況に応じてサポートできるような点がありましたら、サポートをさせていただくことも一考に値すると思えますが、今、この基金を利用してということになりますと、大変ハードルが高いということで御理解賜りたいと思えます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 私は、人づくりに対する投資は先行投資なので、町民の理解を得るためには強い信念を持って実行しなければならないと思うわけで、人づくりに対する投資を出し惜しみをしては、いけないのではないかなというふうに思います。

さきに述べたとおり、最後の基金が使われるのは20年後、20数年後、そしてその成果があらわれるのは、さらに20年となると、この議場にいる人は、その成果をだれも見ることができないというような、そんな長い期間になります。そういうことで、少しでもまちづくりに生かすために、この基金を使っていきたいと思うのですけれども、町長も前向きな意見が出されたので、了解したいと思えます。

続いて、次の表彰とまちづくりについてなのですが、一昨年、私、勤続表彰ということで御案内をいただいたのです。その時にちょっと考えたのですけれども、会議は1年に1回しかなかったはずですし、費用弁償もいただいている、それで表彰に値するのかなというふうにちょっと考えたのですけれども、それより町内の清掃美化とか草刈り、登下校時の児童・生徒の交通安全支援とか、あとは観光ボランティア、環境ボランティア、それから先生の中でも職務を離れて地域の活動に大いに貢献している先生もおられると、そういった人たちこそ表彰というか、褒めたたえられていいのではないかなというふうに考えたわけなのですけれども、表彰を公職者に重点を置いた表彰から善行表彰にも、もっと重きを置いた表彰にしてはどうかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の町によります表彰についての御質問にお答えさせていただきます

ます。

町の表彰の形態につきましては、先ほど御答弁させていただきましたような形態があるわけですが、必ずしも公職者に限って、公職者にどちらかというシフトしたような表彰の形態というような認識、私は持っておりませんが、和田議員おっしゃってありました善行表彰につきましては、例えば社会貢献だとか、そのほかの行政に御貢献いただいたような表彰につきましては、定量的に図ることが、期間だとか、そういう基準で客観的に判断できますが、善行表彰につきましては、なかなか自薦ということにはならないかと思ひまして、先ほど申し上げましたように、広く皆様方から御推薦いただいた中で、一定のルールの中で表彰をさせていただきたいということで、善行表彰で表彰させていただく方がふえることは、まさしく望ましいことと思ひまして、広く皆さん方になかなかふだん目が届かないところで、ひたむきに頑張っておられる方もいっぱいおられますので、そういう方にもぜひ目を向けて、光を当てて、その活動にまた励みになるようにというようなことは、町も当然考えておりますので、ぜひ皆さん方、和田議員も含めましてそういう方々を御推薦いただくような、町も努めて広報してまいります、そういうような形で、特にどちらの分野に軸足を置いたというような表彰の形態はとっておりませんので、ぜひ善行表彰をさせていただく方が1人でも2人でもふえることをむしろ望んでいるわけだと思ひまして、ぜひその点御理解賜りたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 善行表彰というと、推薦する立場から考えると、ちょっとハードルが高いのかなというようなことも考えるわけなのですが、そのために例えばその一つ手前として、例えばボランティア賞というのを設けるとか、そういったこともいろいろ考えながら、善行表彰をしていただきたいと思いますというふうに思ひます。

福祉事業の推進には、ボランティアの支援が欠かせないはずですし、今回の全道フットパスの集いの成功もボランティアの応援なしには、あり得なかったと思ひます。自治基本条例に掲げる協働のまちづくりを進める上で、ボランティアは大切な分野だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 答弁は、よろしいですか。

（「はい、よろしいです」の声あり）質問、もうございませんか。（「はい」の声あり）

以上で、10番和田昭彦君の質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時29分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番中村有秀君の一般質問を許します。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました2項目、10点について、行政の一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、上富良野町郷土館の管理運営についてでございます。

上富良野町郷土館は、上富良野町開基80年記念として、第6代町長和田松エ門氏の特別な郷土愛への思い入れと、子々孫々に郷土上富良野の歴史を伝えようと、旧上富良野町役場を模して、昭和53年5月31日に開館されました。総事業費9,019万6,000円のうち、町民の篤志寄附は15団体、52個人より、3,138万7,844円と総事業費の35%の多額な金額が寄せられるとともに、郷土館への資料としてさまざまな生活用具・農耕具等を含めて寄贈物品、貯蔵品預かり（寄託）は、239名の町民より1,050品目ありました。昭和53年5月の開館以来31年が経過し、歴史の館としてのその使命と目的を果たしてきております。

寄贈物品、貯蔵預かり物品、収集物品等の取り扱い記録と収蔵状況、展示状況について、次の点について教育長の見解をお伺ひいたします。

1、寄贈物品、貯蔵預かり物品（寄託）、郷土館独自の収集品を開館時と現在までの増加分に分類して、その実数を明らかにしていただきたいと思ひます。

2点目は、上記の記録はどのように処理をされているかお伺ひをいたします。

3点目、収蔵室は3カ所あるが、その収蔵状況は（主な収蔵品名を含めて）、①郷土館の1階、②郷土館地下、③郷土館前庭の第2展示室に分けて、その収蔵状況を明らかにしていただきたいと思ひます。

4点目は、収蔵物品等の資料データベース化の考えはあるかということをお伺ひをいたしたいと思ひます。収蔵品の増加と資料整理促進のためにもぜひ必要と考えております。

5点目、来館者数は開拓記念館を含めて年々減少の傾向であるが、平成10年度から平成20年度までの両館の来館者数を年度別に明らかにしていただきたいと思ひます。

6点目、両館の来館者増のために、特別展示等を含めて具体的な対策はどう考えるかということでお

伺いをいたしたいと思います。

7 点目、収蔵物品の新たな資料収集とその対策はどのように考えておられるか伺いをいたしたいと思います。

次に、2 項目め、閉校された小学校の歴史を語る物品等の取り扱いについて伺いをいたします。

町内の小学校は、旭野、創成、江花、里仁、日新、清富、各小学校が統合、閉校されたが、それぞれの学校は地域との強いきずなで結ばれ歩んできているが、各学校の歴史を語る物品等はどのような手続で取り扱いされ、現在、どのようになっているか、各学校ごとにその状況を、1、校旗、2、校章、3、校門の状況について、教育長の説明を求めます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9 番中村議員、1 項目めの上富良野町郷土館の管理運営について、7 点の御質問にお答えします。

上富良野町郷土館は、昭和 53 年に開館し、31 年が経過しておりますが、開館から現在までの間に、議員御指摘のとおり、多くの寄贈物品、寄託物品等があります。

まず、1 点目の寄贈物品、寄託物品、郷土館購入等の収集品を開館時と現在までの増加分に分類して、その実数を明らかにとのことですが、寄贈物品は開館時 2,675 点、増加分 2,724 点、計 5,399 点です。

寄託物品、開館時は 103 点、増加分はございません。返還分が 11 点で計 92 点。購入等物品は、開館時 4 点、増加分 122 点、計 126 点であります。

次に、2 点目のこれらの記録はどのように処理をされているかとの御質問であります。ただいま申し上げました物品につきましては、郷土館に備えております郷土資料分類内訳台帳に、収蔵年月日、収蔵番号、名称、数量、寄贈・寄託、購入の明記、出品者名等を記録し、さらに所蔵カードを作成して管理しております。

次に、3 点目の 3 カ所にある収蔵室の主な収蔵品についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、郷土館 1 階収蔵庫には、町の歴史的各種文献の書籍などがあり、次に、郷土館地下収蔵庫には、開拓以来、農業に使用されていた道具や古式日常生活用品、旧式の事務機器など。次に、第 2 展示室には、古い自転車や農業に使われていた発動機、馬が引く保道車などが収蔵されております。

次に、4 点目の収蔵物品等の収集データベース化の考えとはの御質問にお答えさせていただきます。

さきの 3 点の御質問にお答えさせていただきますし

たデータにつきましては、郷土資料分類内訳台帳及び収蔵カードから抽出したものであり、また、寄附等により新たに収蔵物品を受けたときには、手書きで台帳に記載しているところでもあります。

長年にわたる管理の中で、収蔵物品の未整備が多く見受けられることから、議員御質問のデータベース化と合わせて収蔵物品の確認と整備が必要となっているところでは。

さらに、データベース化することにより、収蔵されている資料が即座に検索することができるとともに、より正確な収蔵品の状況を把握できますが、導入するに当たっては、3 カ所ある収蔵室に多くの歴史的な資料が収蔵されていることから、収蔵品の確認及び整備の作業に長時間と専門知識が必要であります。

このことから有識者の御協力を含め、パソコン操作を行う人員の確保が必要であり、現在、収蔵品の確認及び整備と資料のデータベース化に向けて、実施計画の策定に取り組んでおりますので、御理解賜るようお願い申し上げます。

次に、5 点目の郷土館及び開拓記念館の平成 10 年度から平成 20 年度までの来館者数についてお答えします。

平成 10 年度、郷土館 670 名、開拓記念館 1,082 名。平成 11 年度、郷土館 710 名、開拓記念館 1,196 名。平成 12 年度、郷土館 664 名、開拓記念館 1,008 名。平成 13 年度、郷土館 1,495 名、開拓記念館 1,173 名。平成 14 年度、郷土館 1,619 名、開拓記念館 1,605 名。平成 15 年度、郷土館 1,536 名、開拓記念館 999 名。平成 16 年度、郷土館 826 名、開拓記念館 1,016 名。平成 17 年度、郷土館 674 名、開拓記念館 762 名。平成 18 年度、郷土館 1,117 名、開拓記念館 484 名。平成 19 年度、郷土館 461 名、開拓記念館 151 名。平成 20 年度、郷土館 330 名、開拓記念館 664 名であります。

次に、6 点目の両館の来館者増のための特別展示等を含めて、具体的な対策はとの御質問にお答えさせていただきます。

郷土館及び開拓記念館の来館者数につきましては、減少している状況であり、町の歴史等を多くの方々に知っていただくためにも、何らかの対策が必要と考えており、例年、文化祭に合わせて郷土館特別展示を実施しております。

しかしながら、郷土館及び開拓記念館の来館者をふやすための特別展示を行うには、現在の郷土館 1 階の展示スペースや収蔵物品等の整理状況の中では困難であり、収蔵物品等の資料データベース化と収

蔵物品の整理が終了した時点で、新たな対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうにお願ひ申し上げます。

7点目の収集物品の新たな資料収集とその対策はとの御質問についても、6点目の答弁と同様に、収蔵物品等の資料データベース化と収蔵物品の整理後に、新たな資料収集に向けて取り組みたいと考えております。

いずれも、近年中に資料等の整理、保存について再構築し、町の貴重な財産がしっかりと受け継がれていくように進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目目の統合された町内小学校の校旗・校章・校門の状況についてお答えいたします。

これまで上富良野町においては、昭和37年に旭野小学校が上富良野小学校へ統合してから、創成、江花、里仁、日新、清富の各小学校が統合されてまいりました。こうした中で、統合された各小学校の校旗・校章・校門については、地域の集会施設や公民館、各分館に保存されていたり、統合先の学校へ引き継がれております。

それぞれの状況は、次のとおりであります。

旭野小学校の校旗・校章につきましては、地域住民会から、上富良野小学校に移管されているとお聞きをいたしました。物品の確認はできておりません。また、校門については、現在、公民館旭野分館所在地にあります。学校名の表示板は不明の状態となっております。

次に、創成小学校及び江花小学校の校旗・校章につきましては、統合先の上富良野西小学校に移管されたと、それぞれの住民会からお聞きしましたが、平成9年の校舎改築の際に、処分されたと思われま。また、江花小学校の校門については、現在の公民館江花分館所在地にあります。学校名の表示板は不明の状態となっております。

創成小学校の校門については、草分防災センター建設の際に、処分されたと思われま。

次に、里仁小学校の校旗については、里仁会館に保存されており、本年度に計画しております里仁会館建設の際には、校章を記した記念誌などとともに、展示スペースを設けて展示する予定であります。校門については、現在の運動広場の入り口であり、学校名の表示板も存在しております。

次に、日新小学校の校旗については不明ですが、校舎に備えつけられていたと思われる校章につきましては、校旗寄附芳名版とともに日新会館に保存されており、校門についても現在、日新会館の入り口にあり、学校名の表示板も存在しております。

次に、清富小学校の校旗及び校章につきましては、旧校舎であります清富多世代交流センターに保管されており、校門については、旧教員住宅の入り口と清富多世代交流センター入り口の2カ所にあります。

以上のとおり、平成18年に西小学校に統合した清富小学校の物品につきましては、把握できているものの、他の学校につきましては統廃合後、長い年月が経過しており、十分な把握ができていない状況にあります。

今後におきましては、現在、確認できている物品等につきましては、管理簿を作成するなど適切に処理してまいりますので、御了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 1項目目の1点目についてお伺いをしたいと思います。

寄贈物品が開館時2,675点、増加分が2,724点ということで、合計5,399点ということで、本当にこの整理は大変だろうと思っておりますけれども、53年オープン時に2,675点を上回る増加分2,724点の寄贈を受けた経過について、どうなっているのかということをお伺いをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の寄贈の経過でございます。

私も社会教育時代に、当時の時も携わってございましたけれども、あくまでも一般の方が自分たちが保存しているものをこれからの歴史の中で、郷土館にあるないは別にいたしまして、ぜひ教育委員会で使っていただきたいということで、品物ダブリはいろいろございましたけれども、同じようなものも含めて寄贈していただいて、現実に保管をしていたという状況で、自分の中で今、そういうことで記憶をしております。改めて、うちのほうからということにはなかったと思っておりますけれども、あくまでも町民の方からの寄贈という形で理解しているところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 増加分は寄贈が中心だということで、後ほど郷土館として、いかに収集策をしなければならぬよということ、後ほどまた質問をいたしたいと思います。

ただ寄贈をされ、追加の部分もそうだし、それから開館時のときの寄贈品もある。例えば重複するも

のが結構あると思うのですね、そういった場合に、寄贈を申し出た場合にはどう対処しているのか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 中村議員の御質問でございます。

寄贈の重複分については、そのまま正直なところ、同じ物何点もあるのが、正直な現実でございます。寄贈していただくものについて、断り方といえますか、そういうことはあの時点ではなかったと思いますが、そのまま同じ物であっても町民の方が寄贈したいということであれば、受け入れたというような状況になってございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） オープン時に、自在かぎというのが、記録を見れば11件あるのです。恐らくその後も来ているだろうと思いますし、富良野博物館の杉原先生に聞きましたら、やっぱり申し出したら、受けざるを得ないよというようなことを言っていましたので、町民の好意は好意で受けておいて、その後の処理がどうするかということがまたあれなのですけれども、それはまた後でちょっと申し上げたいと思う。

それから、昭和45年11月に豊里郷土館というのができたのですね、その後、53年に上富良野郷土館ができるということで、上富良野の歴史年表の中に、豊里郷土館のものがすべて郷土館に寄贈したということになっているのだが、記録上はどういうことで処理をされているのか、ちょっと確認をしたかったのです。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 豊里の資料について、私も受けたという記憶ございますけれども、ちょっとその中身が余り把握できていませんけれども、それも含めてさっき申し上げましたように、これからちょっと確認をしながら対応していかなければ、それに伴いましてデータベース化も全部含めて整理したいというふうに思いますので、豊里の部分についての認識は今ございませんので、お答えは差し控えさせていただきますと思います。今後の確認はさせていただきますたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ある人から、豊里郷土館につくるというから、昭和45年の11月オープンですけれども、夏の間におあげしたよと。それがなくなったので、どうなっているのかという問い合わせがあったのですね。それで上富良野の歴史年表を見ますと、そういうことでちゃんと残っているものですから、恐らくなっているのだろうけれども、言うなれば記録上どう残されているかということで、豊

里郷土館から来たと言うのか、豊里郷土館に個人が出した人が、個人の名前でそのまま行っているのかということが確認したかったので、ちょっと調べていただきたいと思います。

それから、寄託物品なのですが、合計で92点、返還が11点ということなのですけれども、返還理由はどういう内容になっていますか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 寄託物品の返還の関係でございますけれども、担当に聞きますと、やはり軍服の関係が、軍事的なものがどうしてもまた戻して欲しいという形が、やはり一番多いようにということで聞いてございます。

先ほど申し上げたように、かなり寄託物品がございますので、年数も31年たつてございますので、今後その整理も、御質問にはちょっとございませんけれども、それも含めながらもちょっと動き方していかなければならない。今の御質問の内容については、軍事的なものが多いというふう聞いてございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは返還分の関係なのですが、返還した時に、受領者から受領書等を取っているのでしょうか。というのは、博物館の杉原先生に聞くと、年代が変わって行って、それこそ預託という、寄託というものの預かり証が出てきましたよ。それで、これがどうなっていますということが、恐らく贈った人は大事にしまって、うちもこういうものもあったということだろうと思うのですけれども、そういうケースもあるものですから、中村さん、この関係についてはきちっと取っておかないと、後で、言うなれば預託したのにどこへやったのかというようなことも含めて出てくるから、したほうがいいよというアドバイスを受けたものですから、その点どうされているかということで確認したかったのです。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 大変申しわけございません。その確認も実は私のほうでしてございませんので、今、それも含めながら、きちっと対応しなければ……。当然、寄託分ではお預かりの部分ですから、所有者のものでございますので、その分も含めながら、そして時代も30年という長い年月もたつてもございますので、そのところもきちっと整理もしていかなければならないし、いただけるのであればきちんと寄贈してもらような形。本当にお返ししなければならぬものについては、お返ししなければならぬというのが必要になってくると思います。

当時、この郷土館が開館するというので、そういう珍しい物もあるということで寄託物品等についても収集した経過で、そのままになってございますので、そんな部分も整理していかねばならないというふうに思っております。議員、言われたことについても十分に協議しながら進めたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私、今回の質問というのは、平成21年6月29日に、議員で奈井江町へ広域連合の関係で調査しに行った時間に、議員の皆さん方とともに砂川市の郷土資料室を見学させていただいて、非常に整理されているのと、収蔵庫もきちっとなっていて、きちんと分類されているということをおっしゃってびっくりしまして、これはうちの郷土館も何とかしなければ、31年たってもまだまだという状況を、私も郷土史に興味を持っていますから、その状況を逐次見ていたものですから、そんな関係で今回質問をさせていただいた機会でございます。

次に、2点目の今言った収蔵・寄贈等を含めての記録の関係なのです。

それで、今、内訳台帳に、収蔵年月日、収蔵番号、名称、数量、寄贈、寄託、個人の購入の明記、出品者等も記録し、さらに所蔵カード作成して管理しているということなのですけれども、この分類方法はどのようにされているのかということなのです。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 分類方法でございますけれども、今、開館時と変わらなく、石器・土器・行政ですとか教育・宗教・社会ですとか、軍事の部分、十勝岳、自然、林業、農業も当然そうですけれども、その形の当初の分類と変わらなく、今も分類等に分けて対応している状況でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 昭和53年に上富良野郷土館という資料で、私もこれを参考にして質問をしているのですけれども、ただ、砂川の教育委員会や資料記録表というのを見ますと、一応、分類番号、収蔵番号、収蔵年月日、それからどこに収蔵しているかという所在地を入れたり、それから資料名、数量、測定、受け入れ方法、写真、これは寄贈者か寄託者かの住所・氏名・職業欄、それから受け入れ経過等というようなことであって、その裏に全部それぞれ写真が張ってという形なので、恐らくデータベース化するということになると、基本的にこんな形のものなのかなとは私自身感じているのですけれども、今の段階では写真貼付等はしていないということ

ことで理解していいですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 収蔵カードに、本来は裏面にきちんと写真をつけるということで、やっぱりなければならぬのですよ。それで当初はきちっとつけているのもございましたけれども、やはり長い年月の中で、収蔵カードはつくるにしても写真がつけてない、はがれた部分もあるのかもしれませんが、それが無い部分もございますので、それも含めてきちっと今整理をしておかなければならないということを考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） この分類内訳台帳と所蔵カード、それから現物と対査をされて、どこに所蔵ということは、はっきりわかるようになっているのでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 今の御質問でございますが、所蔵場所が確認ちょっとされていない部分、うちの場合は所蔵場所どこことということは書いていないものですから、今、一番問題になっているところが、所蔵場所がどこにあるということが、正直な話できていない状況でございますので、本来は所蔵場所をきちっと明確にしておかないとだめだということでございますので、それも含めて今後対応していかねばならないというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） できればそういう形でやっていただきたいということと、それから衣類だとかそれから古書ですね。砂川は湿気があったり何だりしてだめだからということで、何か3階に収納庫を持って行って、うちの場合は、衣類、それから古書等は1階の収蔵庫に置いてあるなど認識をしているのですけれども、それで例えば衣類あたりの防虫対策だとか虫の関係ですね、そういうものを含めてどういう体制をとっておられるのか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 大変申しわけございません。衣類等、図書についても第1収蔵室に入っております。防虫対策等も含めて、それは正直でございます。そういう関係も十二分に対応していかねばならないなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは地下の所蔵庫、実際、私も何回か入ってみたのだけれども、言うなれ

ば扉1枚で、外から湿気から何からいろいろという状況なので、今後はあそこに湿気を嫌うようなもの等の収蔵というのは、基本的にどうかということで、ただ、町長、場所がないのですよ。現実の問題、これだけのものが集まって、収蔵する場所が。だから、基本的には収蔵する場所、例えば品物一つは置いておいて、あと旧清富小学校のところのどこかへ置くとか、何か基本的に考えていかないと、大変なのかなという気がしますけれども、その点。今回データベース化しながら、そうやって所蔵する場所についても十分配慮した形でやっていただきたいと思います。

それで寄贈物品で廃棄や何かは、処分はあったかないかということで。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 廃棄につきましては、今のところ、こちらに上がってきているのはございません。廃棄はしてございません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 砂川もそうですし、富良野もそう、美瑛もそうですけれども、寄贈されて廃棄する場合、必ず寄贈した方が上富良野におられれば、一応、こういう状態で廃棄をしたいというようなことを、富良野も砂川も皆、一応、寄贈したのにどうなのだと訪ねてくる方がいらしゃると。そうしたら、一方的に勝手に廃棄したと言ったらあれなものだから、できればそういうことも気をつけたほうがいいよというようなお話がありましたので、恐らく今度はデータベース化する段階で物品対査をしたら、そういうものが出てくるのかなという気がいたしますので、その点配慮いただきたいと思います。

それから、次に、収蔵物品の資料のデータベース化の考え方、基本的にこういうことでやるということなのですけれども、現在、今の郷土館、それから図書館のスタッフでは、この作業は当然できないだろうという、私も十分認識をしております。それで、作業に長時間を要する専門知識が必要、それから有識者の御協力ということでございますけれども、問題は実施計画の策定に取り組んでいるということなので、私は31年間これらの収蔵の対査確認等は行われていなかったのではないかという気がするものですから、できれば一気に来年度あたりやっていただきたい。そのための実施計画の策定、当然、この予算措置が出てくるものですから、こういう関係で実施計画の策定の中で、どのような組み立てを今考えているのか、教育長の考えは。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） ただいまの御質問でござ

います。

今後のデータ化含めて、実施計画を策定させていただきます。とにかく、今、中村議員おっしゃるとおり、ただ、人を入れて整理できる状況でございません。当然、有識者等含めながら、その専門知識が必要でございますので、その組み立てもどのような形で進めるべきか、今、正直検討中でございます。

そういう中で、どれだけまた費用がかかるかというところを町長のほうにまたお願いをしながら、対応していかねばならない。数字的には、一人工何ぼということは単純には出せませんが、そういう形でできませんので、もう少し精査しながら地道にそういう対応を進めていく、私のほうも22年度に向かって要求をしていきたいというふうに今思っている状況でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実に寄贈の部分と寄託の部分で5,491点あるのですね、現実の問題。そうすると、これを分類、それからカード、対査確認をとると、膨大な作業量だと思うのですが、基本的に、今、教育長が早い時期にということでございますけれども、町長、これらの関係で来年度実施できるような体制がとっていただけるかどうか、具体的に検討は、教育委員会等のあれはないだろうと思います。町長の見解としてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の郷土館の関係の資料の整理等についての御質問にお答えさせていただきますが、私も現場の状況がどのようになっているかということは十分承知はしておりませんが、教育委員会サイドからいろいろ情報を聞いておりますが、非常に一方的にたまり放題たまっているといったような実態だということは聞いております。

それで明年度に向けまして、きっちりデータも電子化するなり、データベース化を図ることが望ましいということでは、認識をともにしておりますので、具体的にどういう作業がいいのかということとはちょっと今考えを持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましてもこれを機会にきっちり1回整理しよう。残すものは残す、整理をするものはしようということで、教育長とは、そういう情報交換をしておりますので、何とか来年具現化できるように、私も意を用いてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長がそういう見解という

ことで、私も郷土をさぐる会の幹事長という立場で、もしそういうことでお手伝いができるのであれば、我々のスタッフがお手伝いをさせていただいて、できるだけ多くのもの、こんなものもあるのか、こんなものもあるのかというようなこともあるかと思っておりますので、そういうことで協力をさせていただくということで、なお、町も予算化について特段の配慮をいただきたいと思っております。

それで5番目の来館者数の関係ですが、特に郷土館は昭和53年にできたときは7,184人いて、その後、微減といえますか、減っていった、最終的には平成20年度は330人ということで、したがって開拓記念館も教育長の答弁では、平成10年からオープンしたけれども、1,082人と言いますが、平成10年度の教育要覧の73ページには、1,310名となっている、恐らく数字の間違いでないかなと思います。というのは、オープン時は非常に来館者が多いのですよ。ですから、そうなのかなという気がします。

いずれにしても郷土館は平成20年度330名、それから開拓記念館の一番少ない数字は、平成19年の151名ということなので、いかに展示内容・展示物等も含めてやって、来館者に上富良野の歴史を振り返ってもらおうと。そうすると、そのまま展示したものがずっと置いておくというようなことはすべきでない。平成21年度の予算特別委員会の意見書は、郷土館・開拓記念館の展示物及び展示方法の充実に努められたいということで、意見書が出されております。

したがって、私は、来館者のための特別展を含めて、具体的な対策は必要ではないかという気がします。それで例えば、教育長は、この整理が終わればやっていきたいということなのですが、一つは1階の収蔵庫、郷土館の地下の収蔵、第2展示室もある時期によっては、開放するというような方法をやっていったほうがいいのではないかと。我々、砂川へ行って地下収蔵庫に、すごい品物が分類されてあるということで驚いたわけです。したがって、できればそういう方法。

それからもう一つは、土別の博物館は、個人のコレクションやその家庭につながる何かを、一角を展示しますよというようなコーナーがあるのですね。ですから、そういうような活用をして、また郷土館に寄っていただくというような方法。例えば、石川清一さんの割りばしのコレクションあたりは、あれにいろいろ書いてあるものもありますので、できればああいうのも一つの方法かなという気がしますし、それから軍事関係もいろいろ上富良野には寄贈が多くされていますので、そういうものだと

いうようなことで、一つはある面で整理された後の段階だろうと思えますけれども、そういうことを参考に進めていただきたいなという気がいたします。

それから、次に、7点目の収集物品の新たな資料収集ということです。

それで、僕は収蔵物品の資料データベース化と収蔵物品の整理に新たな資料収集に向けてということですが、これは並行してやっていくと。というのは、例えばふじや呉服店が店やめましたよというようなときに、そこに何かあるのか。例えば、富良野も松浦先生、杉原先生に聞きましたら、つかがみという薬局店があれししたときに、そこの看板だとかほかのものを行って、そこのおじいちゃん、おばあちゃんに了解を得て、言うなれば住宅だとか店舗の解体前にそういう情報を得たら、みずから足を運んで収集、もしくは寄贈のお願いに行くというようなことをしていかなければならないのではないかと。

それで砂川の郷土資料室を見たら、看板がいろいろあるのですね。そうすると、今、私ちょっと気がついたのは、衛生センターの看板があるのです。裏に村上国二さんが、その時の町長ですね。ですからああいうものとか、それから中茶屋の営林署の小屋だとか、そういうものをある面で担当する者は丹念にそういうものの目を見張らしながら、それからもう一つは、郷土をさぐる会の会員や何かにも具体的をお願いして、そういう情報を取るといような方法も一つの方法だろうし、収集の手段にもなるのではないかという気がしますので、その点、要望をいたしたいと思っております。

それから、次に2項目めの小学校の歴史を語る物品等の取り扱いです。

教育長の答弁の中で、旭野小学校の校旗・校章についてはということで、地域住民や上富良野小学校に移管されてということなのだけれども、現実に私も上富良野小学校へ行って校長先生とお会いし、それからふだん見られない大事なものをおさめているというそこも見てもらったのですが、現実にはないのですね。ですから、ほかの学校もあるところ、ないところありますけれども、基本的にはやはり閉校する段階で、この物は教育委員会に置く、この物は地域の分館に置く、これは教育委員会に置くとかというようなきちんとした分類をした形のものをしていって、それが分館に置くなら分館長や何かにもちゃんと残るような形で書類をやっていかないと、だめでないかなという気がいたします。

特に、校門の関係ですね、江花、里仁、日新、清富等もそれぞれ、上富良野町公立江花小学校、里仁

も公立里仁小学校、日新も公立、この点ですね、昭和21年につくったというのですけれども、町制執行は昭和26年8月なのでですね。すると、どうも後でつけたのかなという気がしますが、それはそれなりに歴史があればいいのかなという気がいたします。

ただ、建てたということで、いろいろ課長に聞きましたら、あれは教育財産だということでございますので、できればそういうものもここに入れたということをしちっと写真にとって地図の中に入れて、できれば置いておいていただきたいという気がいたします。

上富良野小学校の3線のところにも校門があるのです。恐らくあれは戦前に建てたもので、恐らく学校の校名が尋常小学校から国民学校になって、それから上富良野小学校になったり、いろいろな経過がありますから、そういうことで削られたのかなと。ただ、学校がそこにないと、この地域はそのまま、ここにあったのだよという歴史のあかしということで必要な気がいたしますので、できればそういうことでしちっと整理をしてやっていただきたいという気がいたします。

それで旭野の小学校は、昭和31年4月に閉校になったのですよ。上富良野小学校には、旭野小学校の永久保存の書類がありまして、その時1年生から3年生までの38名、4年生から6年生までの39名で、77名いて、なお統合ということになったので、校長先生も私も今では全然考えられませんねというような話でございましたので、やはりこういうことで歴史を語るもの。というのは、札幌かみふらの会の発足20周年の中に、上富良野町と思い出の学舎という冊子が出て、その中に各学校の写真、新と旧とも一つは校歌、それから学校の変遷が全部載って、いかに札幌かみふらの会の人にも上富良野町との思い出を、やはり学舎として残しておきたいということで、こういう資料になったと思うのですね。ですから、何とかそういう形でやっていただきたいというような気がいたします。

それから、次に、創成小学校、江花小学校の関係なのですが、創成は明治33年に簡易教習所となって、67年で1,411人の方が卒業生として送ってということです。したがって、ここも言うなれば校門もない、言うならば上富良野の学校の草分けですから、これはその当時の皆さん方関係ないけれども、教育委員会や学校関係者や地域の人の思いが、十分発揮できなかったのかという気がいたします。

ただ、創成小学校の沿革を見ますと、校旗は明治44年7月、それから大正11年6月、これは住民の皆さん方が寄附で。それから、昭和13年に本校

卒業生、吉田ちさと氏、結婚記念として校旗一式寄贈というようなことになっている。恐らくこれが最後の物なのかなと、こう感じはいたします。やっぱりこうやって学校の記録には残っているのだけれども、現物はないということで、できれば残念な気がいたします。

それから、江花小学校も59年たって、905名の皆さん方が卒業されている。これもやっぱり校門があるということですが、校旗は西小学校に移管されたということだけれども、西小学校では校舎の改築もあつたけれども、どうなのかなということで、これも行方不明ということです。

里仁小学校は62年たったけれども、卒業生が556名で、校旗は公民館の里仁分館に保存してありまして、私も見てまいりました。

したがって、これらを見ていくと、やはりこういうものをいかに維持管理していくかということを含めて、現在、今あるものについては教育長の答弁では、管理簿を設けてということも含めてしちっと、どこにある、どこが所管ということでやっていていただきたいという気がいたします。

それで旧里仁小学校の公印の取り扱いはどうなっていますか、学校印は。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 公印につきましては、里仁会館の建てた、建てるところの展示物のところに置くということで対応していきたいというふうに、今考えています。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 里仁小学校校長の印というのは、そのままそこに置いておいていいものなのかどうかというのは、ちょっと僕、疑問に思っているので、例えば清富小学校の校長印は、そうしたらどういう取り扱いになったのかということ。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） その当時の校長印としての権力は、今もう廃校になりましたので、一つの一線は終えましたが、次の使う用途はないのではないかと、うちの判断の中で、そこに展示をしていきたいということで里仁のところに置きたいというふうに考えているところでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一般的に、役場の公印の取り扱いの規則を見ました。だけれども、それはそういうことで役場とは異質ですが、現実の問題として、そこに置くのが適切かどうかという感じするのですけれども、一応、基本的に新しくなった分館のところに置くということですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 里仁のそこに置くということで、今、考えてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、公印のあれはそんな形で置いておくべきか、もしくはきちっと施錠された形で保管しておくべきだなという気がするものですから、ちょっとそういうことで申し上げました。

それで、旧創成小学校の校章の額というのが、郷土館に収蔵されているのですね、昭和53年のオープンのとときに。題名だけ見ますと、草分2の広川義一さんが、旧創成小学校校章の額を寄贈されているという品名があるものですから、今、教育長に言っても、すぐ「はい、ありました」ということにはならないのはあれですけども、ちょっとやっぱりあるということで、この資料の中に載っていますので、ちょっと見ていただきたいなと思います。ただ、やっぱり学校のそれぞれ記録は、学校がなくなればなるほど校門だとか校旗だとか校章だとかそういう思いがあるのが、札幌かみふらの会の皆さん方がつくられた資料が、その思いを語っているのではないかなという気がいたします。

したがって、そういう点で早い時期に現在ある校門・校章の関係も含めて整理をして、一応、書類としてつくっていただきたいというのがあって、それからもう一つ、東中小学校の校門があるのですね、これは僕も驚いたのです。多世代交流センターにあって、こっちに駐車場があって、その横にあるのです。これが大正15年12月10日に建立されているのです。これを同僚議員の岩崎さんに聞いたら、東中小学校が新築したときに、それを全部取ってきて、業者が廃材置き場のところに置いておいたのです。それで岩崎さんが発見して、これは大事なものだからと、岩崎さんが機材を持ってきて、今のあそこに建てたのです。裏に大正15年12月10日、これを建てるということで、ちゃんと裏に刻まれているのですね。表の額は全部取られているのです。恐らく学校の変遷があったから取ったのだらうと思いますけれども、できればあれを小学校の門に置くわけにいかないから、現在ありますから。できればどこかの一角にでも置いておいて、歴史のあかしとしてやっていただきたいなという気がするのですけれども、その点いかがですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 今、東中小学校の校門の問題ですけども、ちょっと現地確認させていただきながら、今のふぐあいの場所であれば、また問題でございまして、今、言われたようにどういう形になるかわかりませんが、今後の対応図って

いきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 郷土館の管理の問題、それからそれぞれ廃校・統合になった学校の歴史を語るあかしになるいろいろなものについて、私、質問させていただきました。

何とかそういう感覚で、担当職員も恐らく今のスタッフでは大変だろうと思うので、町長が先ほど申し上げていただいたので、何とか来年はそれらの予算等も含めて、それから我々も、郷土をさぐる会の会員にも働きかけて協力させていただくということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の質問を許可します。

7番（一色美秀君） 共生型基盤整備事業の取り扱いについて、町長にお伺いいたします。

町の市街地に多機能共生型施設の整備を行い、「高齢者の生きがいがづくりと介護予防」、「障がい者の地域生活移行と地域生活援助」、「子どもの居場所づくりや世代間交流」などを目標とした、高齢者、障がい者、児童がともに支え合い、交流する各種事業の活動拠点づくりを行う「共生型」事業の展開方法として、1、既存の介護保険関係施設などの活用、2、新たに受け皿施設を整備する国庫補助の活用。補助メニューとしては、「地域介護、福祉空間整備等交付金」（先進的事業支援特別交付金、国10分の10の補助3,000万円）が考えられる。

上記の事業について、町として計画を立て、本格的に取り組んでいただきたいと思うが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の共生型基盤整備事業の取り組みについての御質問にお答えさせていただきます。

本件につきましては、昨年度に子どもセンターを活用した共生型基盤整備事業を実施したところであります。

その内容として、子どもセンターにおいて、子育て支援など通常の事業のほか、高齢者の閉じこもりを防止するための宅老所を実施していること。さらに、障がい者団体の小規模授産施設として使われていることや、併設の発達支援センターの指導課程を修了した障がいを持つ児童の一時預かりの場を確保するため、地域介護・福祉空間整備推進交付金3,000万円の交付を受けまして、施設機能の向上を図り、さらに児童、高齢者、障がい者の触れ合いや

交流の場を確保するため、施設の改修を実施したところであります。

また、今年度にはソフトメニューとして、高齢者と障がい者や子どもとの共生型サービスを行う事業及び障がい児の日中一時支援事業を実施するための事業採択も受けたところであります。

この事業は、8月20日付で正式内示を受けまして、障がい児の日中一時支援事業については、既に2名の児童を受け入れており、共生サービス事業についても逐次事業展開していく予定であります。

今後につきましては、改修後の子どもセンターを効果的に活用した共生型サービスや日中一時支援事業の一層の推進を図るよう考えておりますが、現在、ほかの施設での事業計画はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 私は、一般質問の案件を提出した後、大変私の勉強不足でありまして、昨年、この国の補助事業を使いまして、子どもセンターを実施されたということでございました。早速、現地を見てまいりました。3,000万円と言いましても、どこに使われたのかなというような感じいたしましたけれども、具体的な内容はわかりませんが、その中で子育て支援センター、にこにこという形で、ここでは大変きれいになりましたプレイルームにおいて若い母親、お母さんたちです。それと1歳、2歳、3歳ぐらいまでの親子の大勢の方がにこやかに触れ合いながら楽しんでおられました。また、その中で多少大きくなった子供たちには、仲よしサロンというところがありまして、そこでグループ的な指導をされておりました。

また、発達支援センター、ひよこ学級でございます。これは特別に個別の部屋におきまして指導、多少の障がいのある子供たちを個別的に作業を対応、指導をされておりました。

そのほか、障がい者小規模授産所ということで、これは毎週木曜日、2名の方が、つばさ会だとか手をつなぐ親の会の方が使われている部屋がございました。

そのほかに多目的ルームがありまして、そこで子供たちが大勢集まって、遊具を使ったゲームなどをして楽しんでおりました。

そういった中を目にいたしまして、ただ、高齢者のための宅老所なのですが、現在の中で日曜日にやっぴらっしゃるようですね。約15名のお年寄りの方が毎週日曜日に集まりまして、大体500円の子供を持ち寄りになりまして、400円ぐらいのお弁当に、あと100円ぐらいのおやつや何か。こ

れはNPO法人のたんぼぼの会のメンバーの方々が協力されまして、いろいろな形で食事をしながら楽しさがなされているということでもあります。

ただ、この共生型の事業ということは、あくまでもやはりこういった高齢者だとか障がい者また子供たちが、各分野の垣根を越えて交流するというような立場であります。ただいまの上富良野の支援センターの場合では、今の現状の中では具体的に交流するような場所は非常に少ないのではないかと、高齢者の方も日曜日しか使えないと、そのような形。

ただ、今年度に、先ほど町長の答弁の中に8月20日に新たなソフトメニューとしてのいろいろな形がとられている。もしよろしければ、これからの本当の各分野の垣根を越えた取り組みをどのようになされているか、具体的な面がありましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の共生型基盤整備事業の件につきまして、基本的な部分について私のほうから御答弁をさせていただきまして、今後、ソフト事業の事業展開につきましては、担当のほうから補足をさせていただきたいと思っております。

議員お説のとおり、さまざまな子供たちから高齢者に至りますまで、さまざまな形で共生をしながら暮らしていくということは、午前中の質問にもございましたが、全くまちづくりを進めていく上におきましては、基本的なことをごさいます、こういうことの積み重ねが、ともにつくる町の原動力になるというふうに考えおります。

また、障がいを持たれている方々に対しても、ノーマライゼーションを果たすべく、そういう環境づくりに、このセンターが十分機能していくことを目的に整備をさせていただいた事業でございまして、御案内のとおり、スタートをさせていただいたばかりでございまして、なかなかまだ十分にその機能を果たしきれない、魂がまだ十分に入っていないというような点は、これは反省しなければなりませんし、まさしくこれからその中身を充実していくというふうに、私も認識しております。

それと、今度、ソフト事業として取り組む点につきましての詳細につきましては、担当のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 7番一色議員の子どもセンターの共生型事業につきましての御質問にお答えを申し上げます。

ただいま町長が申し上げたような概要で、子どもセンターの改修を行ったという、昨年度実施した状況であります。その補助採択のきっかけとなりまし

たのも共生型事業ですが、現状の子どもセンターにおきまして特徴的な使い方として、子供だけに限らずお年寄りであるとか宅老所、それから老人クラブの土曜日の活動、集まりがあります。

また、障がい者の授産施設というようなことで、それらを現状といたしまして、それぞれが都合のいい時間に使っている状況にありますけれども、それらをとといいますか、主に北海道の考え方としましては、障がい者の方の効果的な使い方、ともにお年寄りや幼児と触れ合いの場を設けることによって、障がいを持つ方の閉じこもりとといいますか、活動が、場所が広がるということが採択の主な中身でありまして、また、我が町におきまして発達支援段階の子供さんが、指導段階を終えた中で家庭での生活の中で一時的な預かりを実施することによって、家族の短い時間であっても取り持った時間をつくるための一時預かりというものも課題となっていたところでありまして、この点につきましては、先ほどの質問のとおり、2名の方をお預かりいたしまして、そういった預かりの場を設けてございます。それらの事業を展開しているところでございます。

また、ソフトメニューの事業展開でありますけれども、今年度の採択の中身といたしましては、まず障がい児の預かりの場、それから子どもセンターの本来の一つの発達支援という中のそういった機材の整備を図っていくことと、また、宅老所におきましてもさらにお年寄りのひとときを過ごしていく場において必要な備品も整備するように考えているところでございます。

そういった後において、本来の目的でございます障がいを持つ方、それからお年寄りの方、子供たちとの触れ合いの場を持つ行事等を展開することによって、採択を受けた事業メニューの町における効果的な事業を図られるようにということで、今年度の後半に向かうわけですけれども、事業展開を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ただいま説明を受けたわけがありますけれども、確かに一つのこれがきっかけとなりまして、共生型の基盤整備のきっかけが生まれたわけがございますけれども、現状では非常にやっぱり手狭であるということ、まだまだ整備しなければならない、広げなければならない。当然、予算づけも必要となってきますし、それと同時に、何が大事なのか、これからのソフト面ですね。現在は、ボランティアだけに頼っている形ですけれども、実際に具体的なサポートする人方を充ててやっていかなければならない、そのために対する町の取り組みに

についても具体的にこれから詰めていかなければならない。ただ、一つ一つのきっかけができたということは、非常にすばらしいことだと思います。

ちょっとここで方向を変えて、高齢者の実態ということでひとつ、この後につながりがあるわけなのですが、先般の広報によりますと、今現在、平成21年度の高齢者の実態調査によりますと、人口が現在1万2,098名のところ、65歳以上の方が2,978名、約3,000人近くがいます。その中で、認知症高齢者、これは家庭内とか社会的には自立できるけれども、何とかひとり暮らしも可能という方から始まって、専門医が専属の医療が必要であるということを含めていらっしゃる方が377名でございます。それから、虚弱で寝たきりである高齢者の数は、これも何らかの支援は必要だけれども、ほぼ自立できる方から、一日じゅうベッドで生活と寝たきり老人という方を含めまして495名、約3,000人の中に、これだけのお年寄りがいらっしゃるということでございます。

先般、これは私どもの町内会の話なのですが、いろいろな町内会の会議の中で私も現在、町内会長をしているものですから、先輩の、同じ町内の中で「おじさん、もう若いものに少し任せてほしい」とお願いしたところなのですが、その方に一喝されまして、「何をいつているのだと、たかが20ぐらいしか違わないのではないかと。人生5年、10年、20年あつという間だと、年寄り扱いするのは甚だしい」と怒られまして、事と次第によっては町のため、町の人口増加のため子づくりの参加もオーケーだとか言ったとか言わないとかございますけれども、とにかく元気なお年寄りの方でございませう。

そのときに初めて私も気がついたわけなのですが、これは高齢者の方を保護するということではないのだと。むしろより積極的に参加していただくのだということに位置づけて、それを生かすまちづくりをしなければならないのではないかと、そういうふうに考えられたわけでありませう。

そこで、先ほど町で取り上げられました共生型の基盤整備事業のあれですが、各分野の垣根を越えたまちづくりに取り組むということで、一つは高齢者や障がい者がともに助け合いながら、自由に住む共生型グループホームの整備、また、障がい者の雇用を確保するとともに、高齢者との共生による授産事業、例えばパンの製造宅配等、そういう施設をつくる。また、地域の高齢者、障がい児、子供たちが触れ合うことができる地域交流スペースの整備をする。このような建物をつくることは、非常に大切になってくるのではないかとと思われませう。

現在、我が町では介護が必要な高齢者は、朝、郊

外にある施設の迎えの車が自宅にやってきて、日中はデイスーパーで過ごし、夕方に送りの車で戻ってまいります。送迎のため、郊外の施設の車が市街地を行ったり来たりする、これが今現在の高齢者介護の実態でございます。でも私は何となくこれを不自然に感じております。もっと身近な町の中に、例えば空き店舗を利用したり、そういった中で日ごろから暮らしている市街地の中に、歩いて通える場所があればいいと思っております。

障がいのある人が働く、これはたとえでありますけれども、喫茶は2階でくつろぐ、高齢者にコーヒーや昼食を届ける、高齢者と障がい者が補完しあってというのも一つであります。また、認知症の高齢者が自閉症の人たちと違和感なくともに過ごしたり、赤ちゃんを上手に操ったりする、こういった分野を越えた取り組みが必要でないかと思うわけがあります。

こういったような取り組みについて、町自体の取り組みは、今後どのように考えているか、もし一端でもそういったあれがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の共生型の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、基本的な認識といたしまして、私は、先ほどもお答えさせていただいたかと思いますが、やはりまちづくりの基本は、どういう立場で暮らしておられようと、どういう境遇におられようと、まちづくりに対します取り組みは、全く同じだというふうに考えております。

とりわけ障がいを持っておられる方々、あるいは高齢の方々が孤立化してしまうというような傾向は、現在、上富良野に寄らず全国的にそういう傾向かと思えます。町といたしましても、特に私の政治課題として弱者に対しまして、特に光を当ててきちっと目配りをするよということ、常々、職員の現場には申しているところでございます。

そういうような基本的な考えの中で、それぞれ高齢者の孤立化を防いだり、あるいは障がいを持っておられる方の社会参加を促したりと、これは一朝一夕にできることではありませんが、しかし、そのギアを前進に入れるかニュートラルにしておくかということ、将来これは大きな差が出てまいります。

そういう意味におきまして、たとえ歩みは小さくても確実に一步一步前へ進めていくような取り組みを、町としての責任として果たしていかなければならないというふうに考えております。そのために、さまざま町だけで対応できない、一色議員お話の中

にありましたような授産施設等につきましては、こういったものにつきましては、やはり民間の力をおかりしなければなかなか実現できないというようなものもございますし、障がい者を一時預かるというような事業展開、今もさせていただいておりますが、そういうことにつきましては、町が取り組める範疇として取り組まさせていただいたという。

それから、お年寄りが交流を深めていただいて、まちづくりに参加しているのだというような意識高揚のためには、既に中茶屋の事業を通じて、宅老所の事業を通じましてお年寄りに対してもそういう生きがい、あるいは交流の場も提供させていただいております。

また、元気で活躍されております高齢者の方々ににつきましては、いろいろなしずえ大学等を通じての社会教育、あるいは高齢者事業団を通じての勤労もサポートさせていただくというようなさまざまな形で、それぞれがきちっとつながりが、もっと体系立てたものということは、なかなかまだそこまで成熟しておりませんが、一つ一つの取り組みとしては、現在も取り組みをさせていただいておりますので、さらに取捨選択を重ねながら精度の高いものにしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御支援を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ただいま町長の答弁にございましたけれども、確かに中茶屋にこだわらず、もっと市街の町の中において、そういった施設を持ってきていただきたい。

例えば、これ一つの例なのですが、今、私たちの地域には泉栄防災センターがございます。以前は、子育てセンターも併用しておりましたけれども、今回のあれによって今は西児童館だけで、あとは地域の我々が利用したり、また2階はあいております。そういったすぐ裏の地に広い空き地がございます。さらに、その隣りに、きょうは高田幼稚園の専修寺学園の園長さんもいらしておりますけれども、西保育園がございます。

そういうような立地条件の中に、町の中にもしできれば多機能型の共生の高齢者も障がい者もともに住めるような住宅をつくるのだと。そして1階の大きな広場の中に、先ほど申し上げたようなともに助け合いながらできる共生する授産事業だとか、いろいろな交流スペース、子供たちとそれからまたお年寄りが交流できるようなスペースをつくれないうるか。具体的なそういう予算づけをこれから図って、また、国の財源を引っ張ってこれる資金を使えるものはさらにないのかと、そういうことに対して

の再考をお願いしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の共生型社会に対する取り組みについての御質問にお答えさせていただきますが、かなうものであれば、それぞれの地域にさまざまな交流機能を持った施設が整備されていることは、これは望ましいことは私も全く同感でございます。

しかしながら、現在の町が運営しております子育てセンター等につきまして、その機能が不足していると、あるいは拡充してほしいというような強い御要望等は、現在寄せられている状況にないことや宅老機能を持ち合わせております中茶屋等につきましても、手狭であるとかというような具体的な要望も寄せられている実態にはございません。

ただ、利便性を考えますと、それぞれの地域にある施設等を活用して、そういう機能を持たせるということは、これは形としては望ましいことは私も100%理解できますが、やはりそういう機能を持たせることによるコストも当然発生することなどから、やはり上富良野の町の器に合った機能というものもある実態もございますので、そういうニーズが非常に強い力、大きな動きとなってあらわれるようなそういう事態になった段階では、また、皆さん方に御提示申し上げまして、御意見を賜りながら、我々の町の進むべき方向を定めてまいりたいと思っておりますが、現在のところ、そういう差し迫った物理的なキャパシティーが足りないというような状況ではないというふうに私認識しております、利便性をさらに高めるといことは十分理解できますが、現在の町の状況を勘案した中で、精いっぱい取り組みをさせていただいているということで、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 私、今回で3回目の一般質問になりますけれども、絶えずいつも不満に思うことは、町長の答弁は絶えず商工会が動けば、それに対してサポートします。民意の意向があれば、それに対して私たちも動いていきたいと、絶えずその意見だけでございます。一步踏み込んでいただけないでしょうか。先ほど、町長は、私の一つの基本理念として、弱者に対して光を当てていくのだと、そういう政策を私の任期中にやっていきたいのだということであれば、なぜ我々に対してもこういったものを具体的な例を挙げたいのだと、このことに対して議会も協力してほしいのだと。予算の裏づけはあるのかどうなのかと、お互いに協議しようというそういう姿勢が見当たらないと、それが非常に残念で

ございます。今後、そういう意思があるやなしやについて答弁を願いたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えをさせていただきます。

あらゆることを行政のほうから御提案をさせていただくという手法は、私としては、やはり町民の皆さん方のやっぱり力を出していただくことがまず第一義だと。行政のあり方としては、そういう町民の皆さん方の行動に対して行政としてサポートさせていただくというのが、本来、町の取るべきスタンスでないかなというふうに理解しているところでございます。

ただ、そういう中で行政が主体的に御提案を申し上げ、町民にサービス提供していく例えば今の子どもセンターなんかについても、まさしく町が御提案させていただいて、具現化を図ってきたというような事案でございまして、これは都度、行政ニーズに合わせて検討しながら選択をしていくという手法だと考えておりますので、すべて行政が提案させていただいて御協議いただくというような手法が必ずしもベストだと、行政を支える上でベストだというふうな選択肢は、私は、ちょっととっておりませんので、やはり町民の皆さん方から知恵も出していただきたいということをこれからも続けてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

これで、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を全部終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす9月16日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

午後 3時54分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年 9月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岡 本 康 裕

署名議員 村 上 和 子

平成21年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成21年9月15日（火曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 選任第 1号 常任委員選任の件
- 第 3 選任第 2号 議会運営委員選任の件
- 第 4 議案第 4号 平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 議案第 5号 平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第 6 議案第 1号 平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 3号 平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 6号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第14 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第15号 上富良野町土地開発公社の解散について
- 第17 議案第13号 副町長の選任の件
- 第18 議案第14号 教育委員会委員の任命の件
- 第19 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第20 発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議
- 第21 発議案第3号 町内行政調査実施に関する決議
- 第22 発議案第4号 生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件
- 第23 発議案第5号 議員派遣の件
- 第24 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	新井久己君	総務課長	服部久和君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	田中利幸君
建設水道課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
公園整備担当課長	菊地昭男君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	前田満君		ラベンダーハイツ所長
大町壺病院事務局長	松田宏二君		

議会議務局出席職員

局長 中田繁利君 主査 深山悟君
主査 遊佐早苗君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第13号及び第14号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩 田 浩 志 君

4番 谷 忠 君

を指名いたします。

日程第2 選任第1号

議長(西村昭教君) 日程第2 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務産建常任委員に村上和子君、岩田浩志君、今村辰義君、一色美秀君、中村有秀君、和田昭彦君、西村昭教。

次に、厚生文教常任委員に岡本康裕君、谷忠君、

米沢義英君、岩崎治男君、渡部洋己君、佐川典子君、長谷川徳行君をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

日程第3 選任第2号

議長(西村昭教君) 日程第3 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に村上和子君、岩田浩志君、谷忠君、米沢義英君、中村有秀君、渡部洋己君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

日程第4 議案第4号から

日程第5 議案第5号まで

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第5 議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、会計管理者新井久己君。

会計管理者(新井久己君) ただいま上程されました議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定を受けます平成20年度各会計の当初予算時の財政状況を振り返りますと、全国的な景気回復面では地方格差があるものの、全体として一部に弱い動きが見られるものの穏やかな回復が続いていると見られております。北海道においては横ばいと見られるものの、厳しい状況が続いており、改善の動きに足踏み感が見られ、景気回復の兆しを実感できない状況にあり、依然厳しい地域経済の概況でありました。

こうした中、政府は経済財政改革の基本方針2007年において、平成23年度における基礎的財政収支の黒字化を確実にを行うことに重点を置き、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、引き続

き歳出改革路線を強化することなど、厳しく抑制が図られることが示されたところでもあります。このことは、地方財政においても地方公務員人件費や地方単独事業の徹底した見直しを行うことなどにより、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する内容にあったところです。

当町におきましても、これらの国の方針で新たに地方再生対策費が創設されたことにより地方交付税の増が盛り込まれましたが、地方譲与税、臨時財政対策費などが総じて減少が見られ、町税においても収入の伸びが見込まれない中、厳しい財政状況が続いておりますが、行財政計画実施計画に掲げた諸改革を着実に進めることで安定した財政構造への転換を目指した予算編成であったところでもあります。

このことから、一般会計における当初予算は71億5,200万円、前年度対比14.4%の増、金額では9億200万円増の予算規模であり、その後、状況変化によりまして、最終予算は79億1,971万3,000円となったところでもあります。

その予算に対する決算状況であります。一般会計及び特別会計に後期高齢者医療特別会計がふえ、七つの特別会計となり、全体の決算総額では歳入総額が113億5,763万円、それに対し歳出総額が109億8,229万円で、差引額3億7,534万円となったところがございます。また、七つの特別会計においても黒字決算となったところでもあります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明いたします。一般会計の歳入決算額は78億8,159万2,000円で、前年度よりも15億2,805万2,000円の増となっております。その主な要因としまして、歳入では、畜産担い手育成総合整備事業の増加や富町町営住宅整備、障害防止の事業費の増、定額給付金、地域活性化・緊急安心実現総合対策、生活対策臨時交付金事業などの実施による国庫支出金が大幅に増加した一方、道河川の橋梁架替工事の完了や農業センターの用地の売却済みでの減、また、国営事業負担金の一括償還に伴う基金などが減少したものの、補償金免除繰上償還金の財源として減債基金の取り崩しの増で、繰入金の総体では増加となったところでもあります。

また、主たる一般財源につきましては、経済状況の悪化などにより、町税、地方譲与税など減少した一方、地方交付税は地方再生対策費が徴収されたことなどにより1億4,208万2,000円の増、また新たな税収補てん特例交付金や地方税等減収補てん臨時交付金などが創設されたことによる地方特別交付金が増加になったところでもあります。

町債では、町営住宅の整備、興農橋架替えの事業

に伴い6,920万円の増加となったところでもあります。歳出におきましては、76億1,989万1,000円で、前年度よりも13億5,426万2,000円の増となっております。その主なものにつきましては、投資的経費の抑制を図られた中で、歳入でも申しあげました畜産担い手育成総合整備事業の増加、定額給付金の実施、富町町営住宅の整備、障害防止事業などの補助事業が増加したこと、特別会計の繰出金で簡易水道事業及び公共下水道事業の繰上償還部分の増、また、新たな後期高齢者医療と介護保険の繰り出しが増加し、老人保健と国民健康保険の繰り出しについてはそれぞれ減少をしております。また、行財政改革の取り組みにより、人件費、物件費などの経常経費につきましてもそれぞれ減額になっているところでもあります。

平成20年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに各関係機関、団体等の御理解を賜り、総合計画の実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところでもあります。それぞれ事業ごとの内容につきましては、歳入歳出事項別明細書の歳出の部におきまして予算書と同様に記載してありますので後ほど御高覧いただきたいと思っております。

以下、議案及び平成20年度各会計収支総括並びに財産の移動関係を申し上げて提案の説明をさせていただきますと思っております。

議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開き願いたいと思っております。この表は、平成20年度の各会計別収支総括であります。この表によりまして、各会計全体の金額の御説明を申し上げます。

一般会計及び七つの特別会計の合計欄を見ていただきたいと思っております。予算額では115億2,447万円、調定額では114億3,975万9,770円、収入済額では113億5,763万4,443円、不納欠損額では75万7858円、収入未済額では7,455万4,469円、支出済額では109億8,228万7,987円で、差引残額が3億7,534万6,456円となったところでもあります。

次に、収入調定に対する収入割合の調定対比では99.28%、予算に対する収入割合の予算対比で

は98.55%、予算に対する支出割合の支出予算対比が95.30%となったところであり、この表の丸括弧書きは平成19年度会計から平成20年度会計への繰越明許費であり、大括弧書きは平成20年度会計から平成21年度会計への繰越明許費であり、それぞれ内数であります。

平成20年度の繰越明許費の歳入の予算額につきましては、決算書の12ページから13ページに、歳出の予算額につきましては18ページから19ページにその内容を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

次に、各会計の不納欠損の状況であります、D欄を見ていただきたいと思っております。一般会計では町民税、固定資産税、保育料、住宅使用料で197万7,064円の欠損処分を行っております。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分で491万3,948円の欠損処分を行っております。

公共下水道事業特別会計では、下水道使用料で49万6,946円の欠損処分を行っております。

介護保険特別会計では、介護保険料で18万2,900円の欠損処分を行っております。

次に、収入未済額であります、E欄を見ていただきたいと思っております。一般会計では、町税関係と保育料及び住宅使用料などで2,714万6,279円の未済額であります。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分、退職分で3,802万6,156円の未済額であります。

簡易水道事業特別会計では、水道使用料で9万6,163円の未済額であります。

公共下水道事業特別会計では、受益者負担金分担金及び下水道使用料で691万8,471円の未済額であります。

介護保険特別会計では、介護保険料で203万7,700円の未済額であります。

後期高齢者医療特別会計では、医療保険で32万9,700円の未済額であります。

なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書に係る附属調書にそれぞれ調書として載せてありますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。

次に、各会計の差し引き残額であります、G欄を見ていただきたいと思っております。一般会計では、2億6,170万1,127円であり、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費分7,541万3,965円を除いた1億8,628万7,162円が実質収支額となっております。

国民健康保険特別会計以下特別会計につきましては、記載のとおりであります。

次に、財産関係について御説明を申し上げます。決算書の後ろのほうで409ページをお開き願いたいと思っております。

財産に関する調書であります。平成20年度中における公有財産の移動のみについて御説明を申し上げます。

1、公有財産、(1)土地及び建物、(ア)行政財産であります、区分欄の消防施設の欄の土地185.44平方メートルの減であります、中央分遣所の用地の売却と普通財産への変更によるものであります。

学校欄の土地1,142平方メートルの減であります、東中小学校用地の一部を道路用地への分筆による減であります。

その他の施設の欄の1万3,041平方メートルの減であります、深山峠展望台用地を普通財産への変更と雪捨て場用地の一部を土地改良区用地との交換による減であります。

次に建物関係であります、消防施設団の建物木造77.76平方メートルの減であります、中央分遣所の取り壊しによるものであります。

その他の施設の欄の建物、木造317.93平方メートルの増であります、木造と非木の構造区分による修正であります。

次に、非木造建物の公営住宅の欄の236.54平方メートルの増であります、富町団地の新築取り壊しによる増減であります。

その他の施設の欄の770.14平方メートルの減であります、西保育所の無償譲渡と木造建物への構造区分の修正による減であります。

次の(イ)普通財産関係であります、区分欄での教員住宅の欄の土地364平方メートルの減であります、旭町教員住宅の一部を用途廃止し、その他の施設への区分変更による減であります。

その他の施設の欄の土地、1万4,476.94平方メートルの増であります、行政財産から用途変更による、中央分遣所、深山峠展望台用地、東中小学校用地の一部と教員住宅からその他の施設への区分変更による増から、旧商工会用地の売却、あすなる官舎隣接用地の一部を河川用地への分筆による減を差し引いた増であります。

次に、建物関係であります、区分欄の教員住宅とその他の施設の木造116.64平方メートルの増減であります、旭町教員住宅1棟2戸の用途変更によるその他への施設への区分変更によるものであります。

以上が、公有財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページをお開き願いたいと思っております。

(2) 有価証券であります、前年同様であります。

(3) 出資による権利金であります、新たな地方公共企業等金融機構への出資金120万円ですが、平成19年の5月に地方公共企業等金融機構法が成立し、新たな仕組みとして地方分権改革の理念に沿って国の機関から地方公共団体が共同で設立し、自立的、主体的に運営する機関に移行し、地方自治体の資金調達を補完する地方公営企業等金融機構が設立されたことによる出資金であります。

次、2の物品関係であります、年度中の車両関係の増減であります。年度中に新たに乗用車4台、うち1台は消防への賃貸契約を交わしております。大型トラック1台はじん芥車であります。マイクロバスは町営バス2台で計7台を購入し、老朽化に伴う廃車3台、売却2台、購入に伴う下取り4台で、計9台の処分を行っております。よって、年度末保有台数は75台となっております。

3の債権関係であります、上富良野高等学校卒業生修学資金貸付金であります。年度中での124万円の減につきましては、8名の方々からの償還分であります。年度末では288万円で、実人数では4名となっております。

次のページをお開きください。4の基金関係であります、平成20年度におきましては、一般会計及び特別会計を合わせまして14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。この表の上段網かけにつきましては、平成21年5月31日現在の金額であります。14基金の合計金額ですが、表中の右下の上段の網かけ部分で、平成21年5月31日現在、20億1,616万7,475円で、下段の年度末の3月31日現在、18億7,497万3,684円となっており、とらえておいてください。

以上が、財産に関する状況であります。

以上で、議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件についての説明とさせていただきます。具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成20年度各会計主要施策の成果報告書に取りまとめております。また、決算にかかわります付表を各会計歳入歳出決算書に係る附属調書としまして、あわせて取りまとめておりますので、審議の参考とされまして御審議賜り、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 各会計決算及び各基金の運用状況につきまして、審査意見を申し述べま

す。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された平成20年度上富良野町一般会計外7特別会計の歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、関係調書及び各基金の運用状況を示す書類が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合のほか、担当者から意見を聞き取りするなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数及び各基金の運用状況を示す書類の計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

審査の詳細についてはお手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思っておりますので、概要のみ御説明させていただきます。

平成20年度一般会計及び特別会計の決算状況は、3ページ、表1の各会計別の収支状況のとおりで、収入総合計額は前年度に比べて6.6%、7億782万8,000円増の113億5,763万4,000円、歳出総合計額は4.9%、5億803万6,000円増の109億8,228万8,000円と前年度を上回っております。差し引き残高は3億7,534万6,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として一般会計の繰越明許費繰越額を控除した実質収支額は2億9,993万2,000円で、前年度に比べ1億2,445万4,000円の増加となっております。

予算の執行状況については、2ページの意見書のとおりであります、収入未済額については7,455万4,000円で、前年度収入未済額から繰越明許費を差し引いた実質的な比較では、9.9%、673万6,000円の増加となっております。

次に、各会計別の決算概要について御説明いたします。4ページをお開きください。

一般会計の平成20年度決算は、平成19年度から繰り越された4事業に係る繰越明許費繰越額を含めた予算現額80億7,485万6,000円に対し、歳入決算額は78億8,159万2,000円、歳出決算額は76億1,989万1,000円で、歳入歳出差引額2億6,170万1,000円が剰余金となっており、繰越明許費繰越額を控除した実質収支額7,541万3,000円が翌年度へ繰り越されております。

歳入の収納状況は、6ページ、表2の歳入の収納

状況で示すとおりであります。町税の現年度課税分の収納額は前年度と比較して234万4,000円減少しております。この減少した主な要因は、昨年秋からの世界的な経済同時不況による景気や雇用状況の悪化によるものと考えております。また、地方交付税は1億4,208万2,000円増額されております。

次に、一般会計の歳出についてであります。7ページ、表3の歳出の性質別経費状況で示すとおり、前年度と比較して普通建設事業費、補助費等積立金及び繰入金が増加しており、人件費や公債費、投資及び出資金等が減少しております。

また、町の財政状況をあらわす財政指標は、8ページ、表4のとおりであります。全体的に前年度と比べて若干よくなっていると思えます。

次に、特別会計について2点触れておきます。

まず1点目は、一般会計と同様、未収金の問題であります。国民健康保険税の未収金は、前年度と比較して7.0%、248万9,000円増加し、3,802万6,000円と大きな額となっており、国民健康保険特別会計の財政の安定には収納率の向上が欠かせないものであり、今後とも未収金の解消に一層の取り組み強化が必要と考えられます。

また、介護保険料の未収金も増加傾向にあり、制度の理解度を深める啓蒙活動を行い、収納対策を強化して未収金の解消に向けた努力を望みたいと思えます。

2点目は、各会計とも歳入歳出の差引残高は黒字となっておりますが、一般会計からの基準外の繰入金を除いた場合、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は剰余金を生じておりません。町財政が厳しくなり、一般会計からの繰り入れも厳しくなっているため、特別会計の収支についてもあらゆる角度から検討を加え、健全経営に向けた努力を望みたいと思えます。

20ページの各基金の運用状況についてであります。各基金の計数は決算書付表の数値と一致しており、適正であると認めます。基金運用面については、各会計の一時借入金への繰り替え運用等により成果を上げており、今後もより一層の安全かつ有利な方法で計画的な運用を望みます。

最後に、各会計全般について検討及び改善を求める事項は、未収金や不納欠損金の問題であります。町民が厳しい生活状況に置かれ、各滞納者の複雑な事情がうかがえますが、公平な負担の原則と健全財政を維持するため、引き続きより一層の適切な対応と取り組みを強化されることを望みます。

今後、町政執行に当たり地方自治体に課せられた責任は地方分権の推進や財政健全化法により一段と

重くなってきております。この責任を果たしていくためには、制度改正など、国や道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。なお、23ページ以降に各種資料などを参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、説明にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） 次に、町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明させていただきます。

議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

まず最初に、病院事業会計から御説明させていただきます。病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。要点につきまして御説明申し上げます。

平成20年度上富良野町立病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

病院事業は、平成20年度の診療報酬改定でトータルの0.82%のマイナス改定となり、厳しい経営環境にありましたが、病院事業収益は前年度比2,332万円の増収となり、最終的には498万1,000円の当年度純利益を計上することができました。

その主な要因であります。昨年12月に開設しました介護療養型老人保健施設は94.1%の病床稼働率となりまして、事業収益も4,079万1,000円となりました。これら入院患者数の増により収益増が図られたところであります。

一方、費用におきましては、収益増に伴う材料費の増、給与費につきましては看護師2名、臨床検査技師1名の採用、また、委託費におきましては給食業務経費が通年分の計上となったことなどにより、費用も増加しております。

業務の推進では、昨年7月から富良野協会病院との病病連携の強化によりまして、眼科を開設し、月2回の診療を行い、住民の利便性の向上に努めております。

今後におきましても、医療と介護、そして、救急を担う地域医療の充実に向けて、かなめとなります旭川医大の絶大なる御支援をいただくよう、緊密な連携調整に努めてまいりたいと思えます。

次に、8ページ以降の患者数の状況等につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開きください。

平成20年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。以下、決算額のみ申し上げます。

収入。第1款、病院事業収益8億4,302万8,005円。

支出。第1款、病院事業費用8億4,235万124円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。第1款、資本的収入6,985万2,290円。

支出。第1款資本的支出6,985万2,290円。

以下、3ページ以降からの各種財務諸表につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) 次に、建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) 続きまして、平成20年度水道事業会計決算報告書について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成20年度決算の概要を申し上げます。7ページをお開き願います。

本事業は、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道事業の安定供給を開始して以来35年を経過いたしました。当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億6,263万5,335円、支出1億5,173万5,823円であり、純利益1,089万9,512円で決算することができました。

次に、資本的収支では、過去に発行した起債の償還金免除繰上償還が昨年度より認められたことから、高金利起債の繰上償還並びに借り替えを実施したこともあり、収入1億3,000万円、支出2億7,878万9,904円で、不足する額1億4,878万9,904円については、減債積立金9,919万7,205円及び過年度分損益勘定留保資金4,959万2,699円で補てんし、事業経営の健全化を進めました。

20年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の減少傾向という推移と、節水意識の高まりや飲料水志向の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受受益者負担の原則を堅持するとともに、

コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開きください。

平成20年度上富良野町水道事業会計決算報告書。以下、款のみの決算額を申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。第1款、水道事業収益1億7,032万8,735円。

支出。第1款水道事業費用1億5,837万1,223円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。第1款、資本的収入1億3,000万円。

支出。第1款、資本的支出2億7,878万9,904円。

さきに概況報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,878万9,904円は、減債積立金9,919万7,205円と、過年度分損益勘定留保資金4,959万2,699円で補てんしております。以下、各計算書、業務明細書等については御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上で説明といたします。御審議を賜りまして、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 企業会計決算審査につきまして、審査意見を申し述べます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、決算報告書、財務諸表及び附属書類が関係法令に準拠して作成され、その事業の経営成績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、また計数にも誤りがなく、経営成績及び財政状況を適正に示されているものと認められます。

審査の詳細についてはお手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思いますので概要のみ御説明させていただきます。

初めに病院事業会計であります。本会計年度の

病院事業収支は総収益8億4,104万7,000円、総費用8億3,606万6,000円で決算され、差し引き498万1,000円の純利益が計上され、累積欠損金は8億886万1,000円となっております。黒字決算の主な要因としては、収入面で入院収益が3億7,241万8,000円と、前年度対比で2,024万1,000円と減少しましたが、老人保健施設事業の4,940万3,000円の収益増が大きく寄与しているものと思います。

支出面では、医業費用の薬品費や委託料、老人保健施設事業費用が増加しています。給与費は医業費用分が老人保健施設への振りかえにより減少しておりますが、老人保健施設事業費分と合わせると実質的に増加しております。患者数の状況を見ますと、入院は増加しておりますが、外来が減少しており、科別では、内科、外科、泌尿器科が減少しております。患者総数で見ましても、年々患者数が減少してきておりますが、入院基本料10対1の施設基準や専門分野の治療など、診療単価が上がったことから医業収益が増加となっております。

年度末の未収金は167件、430万3,000円となっております、前年度対比で11万8,000円の減となっております、努力の成果がうかがえます。経営の主要指標について見ますと、経常収支比率、医業収支比率、さらに、他会計からの繰入金を除いた実質経常収支比率は前年度を下回り、医業収益は前年度と比べて減少していることを示しております。また、病床利用率は69.2%と、前年度より2.8ポイント上昇しております。

以上、病院事業会計の決算内容について、審査、分析を行いました。経営面では、老人保健施設への転換などさまざまな改善の効果があらわれてきております。しかしながら、医業収益の減少や老人保健施設への転換などにより、前年度と比較ができないことから、今後の経過を見守らなければなりません。町民の健康と生命を守るため医療体制の充実を図り、医療器械を初め施設設備の整備が継続して行われておりますが、その有効活用と維持管理費の増大など、今後の病院事業の病病連携などの方向性ともあわせて大きな検討課題と思われます。今後も、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として住民医療サービスの向上と経営の改善に努められることを望みます。

次に、水道事業会計であります。水道事業収支は総収益1億6,263万5,000円、総費用1億5,173万6,000円で、差し引き1,089万9,000円が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は3,048万9,000円となっております。年度末の未収金は1,217件、1,273万

9,000円となっておりますので、利用者の公平な負担の原則から引き続き徴収計画を作成し、未収金の回収に向けた一層の努力を望みます。

なお、不誠実な未納者に対しては上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた、断固とした態度で当たることも必要と思われます。水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給していますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、今後とも町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である「公共の福祉の増進と企業の経済性発揮」のもとで、自主、自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望みます。

なお、16ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議題第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第6 議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の提案要旨について御説明申し

上げます。

1点目は、本年度の普通交付税が既決予算額を1億1,147万1,000円上回る額で7月下旬に確定したとあわせて、地方特例交付金についてもそれぞれの額が確定しましたので、歳入の各項目に所要の額を計上いたしました。

なお、地方債につきましては、島津地区道営経営体育成基盤整備事業、興農地区道営経営体育成基盤整備事業の事業費増により、また、臨時財政対策債は発行額の確定により限度額の変更をお願いするものです。

2点目は、課税客体の確定に伴い、個人町民税において2,200万円を増額計上するものです。

3点目は、障害防止の3事業において資材費の高騰などによる事業費の増額調整を行うとともに、債務負担行為の限度額についてもそれぞれ増額変更をお願いするものであります。

4点目は、国の経済危機対策に伴う公共投資臨時交付金の対応事業として興農地区経営体育成基盤整備事業及び学校施設の耐震診断事業について、同交付金の第一次配分の通知があったことから所要額を計上するとともに、興農地区経営体育成基盤整備事業においては補正予算化の発行をあわせてお願いするものであります。

5点目は、幼児教育期の負担に配慮する観点から実施される子育て応援特別手当について事務費も含め、本町の支給対象予定320名分の所要額を計上するものです。

6点目は、特定防衛調整交付金事業について、入札執行における事業費の確定などを含め、事業費の調整を図ることで、東町4丁目3番通改良舗装工事の前倒し実施をお願いするものであります。

7点目は、建設改良のための町立病院への出資金の計上であります。必要に迫られている施設設備の改良更新をお願いするとともに、将来に向けた公共施設の整備や農業基盤整備を支える財源として公共施設整備基金及び農業振興基金へ一定額の積み立てを計上するものです。

以上申し上げたことを主な要素として財源調整を行った上で、冷夏の影響が心配されます農業経営対策や需要期に向けて上昇傾向にある燃料価格への対応など、今後予想される財政需要に備えるため予備費に計上されている既決予算額を確保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正

予算（第4号）。

平成21年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,371万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,144万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税2,200万円。

9款地方特例交付金356万1,000円の減。

10款地方交付税1億1,147万1,000円。

14款国庫支出金2,759万6,000円。

15款道支出金197万1,000円。

16款財産収入289万4,000円。

17款寄附金51万円。

20款諸収入623万2,000円。

21款町債460万円。

歳入合計が1億7,371万3,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費6,323万円。

3款民生費1,558万5,000円。

4款衛生費1,133万7,000円。

6款農林業費6,528万円。

8款土木費2,136万円。

10款教育費243万9,000円の減。

14款予備費64万円の減。

歳出合計が1億7,371万3,000円となります。

3ページに移ります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、障害防止事業の北24号排水路支線整備事業、南部地区土砂流出対策事

業、東1線排水路整備事業の3事業が事業費調整により増額となったことから、限度額の増額変更をお願いします。

次に、第3表、地方債補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、島津地区道管経営体育成基盤整備事業、興農地区道管経営体育成基盤整備事業につきましては、事業費調整の事業費増により限度額の増額を、また、臨時財政対策債は発行額の確定により限度額の減額をお願いします。

以上、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点か質問をさせていただきます。

今回の国の経済対策の交付税等の中に学校の耐震診断等の予算も計上されているかと思いますが、今回その対象となる部分、あるいは、今後、耐震診断をしなければならない、そういう施設がまだあるかというふうに思います。そういった部分については、公表も義務づけられているかと思いますが、実態はどういうふうになっているのかお伺いしておきたいと思ひます。

次に伺いたいのは、18ページの環境衛生の部分の地球環境の温暖化対策策定という形になっておまして、委員もおられて、今後、この省エネルギービジョンの委託という計画策定という形の中で進められておりますが、こういう中で、町長として上富良野町が将来この地球温暖化対策のこういう計画を立てた中で、町の環境、あるいは温暖化対策というのは、どういうものを柱にしてこの温暖化対策をこの町で進めて、クリーンなイメージをさらに高める必要があると思うのですが、町長の持っておられるイメージ等がありましたらお伺いしておきたいというふうに思ひますが、この点お伺いいたします。

次に伺いたいのは、地域活性化交付金等の中で、町道の維持関係という形で25ページ関係の既に実施されているもの等がありますが、最終的に簡易舗装等については、既に整備されているところ、終わったところ、あるいはこれから整備するところもありまして、最終的には、傷んでいる簡易舗装関係というのはほぼこれで網羅できたのかどうか、この点確認しておきたいというふうに思ひ

ます。

次に伺いたいのは、29ページの島津公園の整備の関係であります。この点について、今、町のほうにおいては、島津公園も含めた中での各地域の公園の整備等が進められているかというふうに思ひます。島津公園の整備のあり方という点については、土砂の除去だとか護岸工事も進められていますが、島津公園をどういふような地域の人たちが憩いの場として、もっと使われるような、利用されるような公園整備という形で計画も持っておられたかというふうに思ひますが、この点についてはどういふ計画を今お持ちなのかお尋ねしておきたいというふうに思ひます。

次に、運動公園の33ページの富原球場の備品の整備ということで得点板ですが、あわせて、いす等が前から要望があったかと思ひますが、今コンクリートのむき出しのいすなのですけれども、あれをもっと改善すべき必要があるのではないかなと思ひますので、この点について、整備計画等にあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢議員の御質問のまず1点の耐震の関連でございますけれども、まず対象の学校につきましては上富良野小学校の校舎、それから西小学校の講堂でございます。なお、この2校につきましても当初予算のほうから計上させていただいて、国の補助事業、それから一般財源の中で予定をさせていただいておりますけれども、今回、経済対策の中で財源組み替えを行うものでありますので、御理解賜りたいと思ひます。

また、次に運動公園、野球場の得点板の関連でございますけれども、これにつきましては、今回、野球をやっていた方が亡くなって、御遺族の方から寄附をいただきました。その寄附を受けてのバックネット横の得点板の更新をしようとするものであります。なお、議員御指摘の観客席のいす等につきましても、今後整備計画を立てながら整備をしていかなければならないというふうに認識をしているところであります。

よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢議員の省エネルギービジョン並びに地球温暖化防止に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員御承知のように、今回、省エネルギービジョンの策定及び温暖化防止推進計画を着手をしたところであります。来年の2月をめどに、これらの計画を策定、完了する見込みであります。その中で、議員御質問の、町としてどのようなことができ

るのか、これらを明らかにしていく予定としてございます。

ただ、この計画を策定に至る経過といたしましては、当然、今問題となっている温暖化部分で言いますと、化石燃料が主な要因だということはわかってございまして、上富良野町の実態で言いますと、産業部門と民生部門がほぼ100%この化石燃料を使っている要因となるところであります。この化石燃料については、産業部門についてはなかなか、生産活動でございまして、これを一気に少なくするというは現実的には難しいかなというふうに考えておりますが、いわゆる民生部門の省エネをどのように図っていくか、あるいは町民に対する啓蒙普及をどのようにしていくかということが課題になるのではないかなというふうな認識をしております。

いずれにいたしましても、来年2月をめどとした計画が明らかになった段階で、これらのことにつきまして機会を設けて御報告もさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、道路、水道の緊急的な整備の方向性についてお答えいたします。

今回の経済対策でたまたま非常に有利な利用ができれば交付金をちょうだいするというので、過去に含めまして計画的に年次計画で道路整備、簡易舗装については年次計画、長い計画になっておりまして実施しております。また、水道事業側におきましても、同じ道路の下に水道管が埋まっている部分についてもあわせて実行するというので、費用対効果、それから、今回一括で一挙にできるということで、春先に15路線、そして、8月の中旬に16路線、合計31路線について今年度施工しております。

この結果、緊急的な修繕を要する部分は一応一息ついたところでございますけれども、非常に多くの損傷箇所が散見しております。同時に、この道路の下にも水道管が埋まっているということで、これをあわせて今後も継続的に行っていくということで決して今回の事業で完了したという状況にはありません。これは引き続き今終わりのないエンドレスの形と考えております。

次に、島津公園の運営、整備の考え方ということでの御質問にお答えいたしますけれども、島津公園につきましては、日の出公園とあわせて大きな二つの大公園となっております。日の出公園のほうにつきましては、観光的要素、それから、大面積があるということで屋外のいろいろな活動、それから観

光事業のスポットとしても整備をして、今年度、一定の集中維持管理を行いました。

島津公園につきましても、御承知のとおり、親水の場所としての大きな役割を持っている池を、長年の汚泥が堆積して異臭を放つ、それから、水面が濁って見通しもきかないという非常に不評をかっていた部分、今回、一挙に水を抜きまして、しゅんせつして整備を進めております。

今般の補正におきまして、この工事の途上で発見しました栈橋の腐食、それから3カ所ある太鼓橋、これらを水がないときに施工することによって、より経費を安く効率的に整備ができるということ、それから、当時、水面下で見えなかった部分、石積みの護岸がありますけれども、これらの損傷がいたってひどい状況が明らかになりまして、今般の補正も追加をお願いしております。

公園の位置としては、ちょうど市街地にありまして、そばにある保育所、子供たちや市街地にお住まいの高齢者まで多年齢に及びます親しみのある公園として整備、維持していきたいと考えております。特に、子供たちが非常に集い、集まる場所として整備が求められていたことから、今後、ある程度大型の遊具を再整備するという計画も検討しているところでありまして、近々具体的に皆様にお配りしたいと考えております。

また、いろいろな利用形態があるかと思っておりますけれども、緑地がありまして、その中で飲食などの懇談の場としても多く使われていることから、東屋なども、一定の利用の要望を聞きまして、今後整備しなければならないということで考えております。とにかく、市街地の中心にある親水公園として、また、池にいろいろな生物も住んでおりまして、観察の場という、自然と親しむ場としても整備していきたいと考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 省エネルギービジョンについては、おっしゃるように民生だとか産業関係、また産業にしても、それぞれの国のほうでも25%削減目標という形の中で、いろいろ指示もあるかと思いますが、そういう中でやはり心構えも含めた啓蒙啓発、また、学校等においても、やはり地域においても、そういった省エネルギー対策におけるやはり啓蒙啓発できるようなメニューを盛り込んで、実際に温暖化対策をこういうふうによれば少しでも実現できるのですという、そういう講座など、多種多様な取り組みをしながらやる必要があると思います。やはり小さいときから教え、勉強すれば、それなり

の効果がありますので、これからという段階でもありますので、ぜひその部分は大いに町としても、やはり価値あるものですから、大いにそういったところも含めて、十分町民の意見なんかも聞き入れながら進める必要があると思いますので、これを確認しておきたいと思います。

公園の管理の点についてであります。島津公園は非常に子供さんが来られて、やはりこれはお金がかかることであって、噴水などあるのですが、じゃぶじゃぶ池をつくってほしいという声も実際あります。そういうものも含めた、今おっしゃったようにちょっと簡易な屋根を整備して焼き肉ができるかどうか、そういった声も前から出ておりますので、こういう要望等も含めた中で、本当にやはり憩える場所として、植物だとかいろいろな観察もできるという場所を設置してほしいと、トンボが飛べるような、身近に見られるようなそういうトンボ池もいろいろあります。そういうものも含めて将来の、今どうにかなるというものではありませんが、ぜひ検討課題として位置づけていただきたいというふうに思います。もう一度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたしますけれども、先ほど説明したとおり、市街地にある子供からお年寄りまで広い年齢層の方に使っていただくという趣旨に基づきまして、今後の整備計画、それから維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

既に御案内のように、この地球温暖化防止対策につきましても、世界的な課題の一つということになってございます。その中で上富良野町はどのようなことが取り組めるのかということ、なかなか難しい問題もありますが、議員おっしゃるように、いわゆる啓蒙普及という部分、上富良野町民がこの問題にどのように取り組むかということが重要なことというふうに思います。

いずれにしろ、長いスパンの中で、一朝一夕の中では完了できない分野でございますので、いわゆる講座を開きながら、あるいは子供たちに教育も含めながら、ぜひこれらを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、また、自治体としてそのようなことが可能なのか、この公共施設等の防止対策について、これらの維持管理の中できっちり取り組めるような方法も考えていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 今の関連なのですが、当初は800万円というふうに計上されていたと思います。改めて減額の説明を、簡単でいいと思いますけれどもお願いしたいと思います。

それと、その上の健康増進費、3月に一般質問をさせていただきまして、町長が忠実に少しでも早くということをおっしゃっていただいたとおり、今回策定の計画や対策に素早く動いてくださったのだというふうに思っております。確認になるかと思いますがけれども、今年度は専門医によるメンタルヘルス及びうつ病に関する研修会の開催を11月以降の実施で予定しているのだと思うのですけれども、適切な職員の対応も兼ねての研修というふうに理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

また、もう一つ、3年にわたり道からの補助が最高額50万円ぐらいまで出ていると思うのですけれども、来年度はこのように補正ではなく、当初からの予算に入れ込んで考えていくということによってよろしいかどうか、その辺も伺いたいと思います。

それと、きのうちょっと発見したのですけれども、厚生文教で資料をいただきまして、2番目なのですけれども、これはちょっと自分でつぶやきになるかもしれませんが、今後の計画というところに歳入で20万で（21年の経済危機対策費）というふうになっておりますので、今、今回こちら側のほうを見ると、自殺対策緊急強化基金等の補助というふうに確認しているのですが、これで間違いはないのかというので三つになりますか、お願いします。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 12番佐川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

実は、当初予算では、独立法人産業技術総合開発機構、いわゆる通称NEDOという機構ですが、その100%の補助を受けまして、この800万円の事業展開を予定していたところでありますが、実はその後、全国の取りまとめの結果、希望市町村が余りにも多いということもあわせて、補助基準額を800万円から600万円に引き下げられた経過がございます。

したがって、今回の補正につきましても、この600万円相当に事業費を組み替えまして、またさらに一部委託費の入札執行残がございましたので、これらを整理することで今回上程をさせていただいたところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

今年度計画しております専門医によるうつ病の健康、学習に関しましては、11月以降に3回ということで間違いありません。

次の、予算に関しましてですけれども、国の経済危機対策の一つとしまして、道に自殺対策緊急強化推進事業の基金が造成されております。それに基づきまして、それぞれの町に、1市町村、最初30万円の上限ということでお話が来ていましたけれども、その後、募集というか、応募する市町村が少なかったために額が上がっております。ただ、今年度に関しましては、町が予定をしたとおりの金額でいこうということで、来年、再来年と、あと2年間の事業計画についても考えておりますので、その中で、今年度さらに実態を見た中で、町の中に必要な中身を考えながら、その50万円の上限額の中で計画を進めていきたいというふうに今の時点では考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、再質問になるかどうかわかりませんが、きょうは9月16日で、実は9月10日から世界の自殺撲滅運動の週間で、日本でもこの週間ということで、きょうが最後の日なものですから、いろいろな啓発啓蒙活動を通して皆さんにいろいろな意味においてわかっていただく、いろいろな意味でわかっていただくという活動も進めていっていただきたいというふうに思います。陰ながら私も頑張りたいと思います。よろしく願います。

議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですか。

健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

町のほうでも、今回の集会に関しましては積極的に進めたいと思ひまして、ふれあいサロンですかとか、さまざまところでのパネル展示なども計画してパネルの手配なども進めていたところなのですが、やはり自殺という言葉の響きに、なかなか、逆にそれがいいのだらうかというふうを感じる方もいらっしゃるというのが実態の中で、今回その計画自体がやはりちょっと認められなかったという経過もあります。

それで、やはり心の健康づくりを今後進めていくときに、自殺自体が防げるものであるとか、さまざまな働きかけによって、その追い詰められている状

況自体をどういうふうに関わりが理解していかなくてはいけないかということからスタートしなければいけないのだということで、本当に普及啓発そのものの抱える課題みたいなものも、動くことによって少しわかりつつあるところです。

まず、いろいろな場面で皆さんがそのことをどう受けとめるのかということ、そのこと自体からまず町の中で実態把握を進めていかなくていけないのだなというふうに思った状況にもありますので、御報告いたします。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 質問になるのかちょっと、やはり今、課長おっしゃったように、周りの偏見的な考え方も要因で、いろいろな立場の人が苦しむということもありますので、私は個人的にはある意味教育的な物の考え方も一緒に進めていっていただきたい、道徳心だとか宗教心だとかいろいろな意味もあると思いますので、そういった意味においてもそういうことも考えながら進めていっていただければなというふうに思いますが、課長はどのようにお考えか、ちょっとお伺いします。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 人の死に関しましては、さまざまな宗教的な背景なども持っている場合もありますので、一概に言い切れないところはありますけれども、ただ、追い込まれていっている過程の中で防ぐ方法、気持ちが追い込まれていっている過程の中で防ぐ方法があるというところにつきましましては、確かに保健分野としては進めていけるかなと思っています。

道徳ですとか、子供の部分に関しまして心の健康をつくるということに関しては十分進めていける余地があるかなとは思っておりますけれども、少し今回の狭まった形の対応となると、また違う、さまざまな、本当に専門性の高い方の支援を受けないと、子供たちの現場の中にとりか持ち込んでいくにはかなり高度な課題かなというふうにも考えております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、19ページの関係で同僚議員も発言がありましたけれども、地球温暖化、それからもう一つは地域推進計画の策定委員のメンバーの関係なのですが、一応この策定委員のメンバーの選出経過と氏名等を含めてちょっとお知らせをいただきたいと思ひます。

それから、2点目は、島津公園の関係等も今出ましたけれども、一応さまざまな都市公園や地域公園なんかいろいろございまして、その遊具の点検、そ

れから、ベンチ等で腐食をしているところ、私も何件か散見をしているのです。それらの状況を、例えば遊具の点検等は定期的にやられているということで承知をしておりますけれども、それらの状況と、それからベンチ等の状況についてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、3点目は中学校のグラウンドのことなのです。この前の中学校の体育大会の折に、町民から町民ポストに意見書が投書されているのです。風が出て非常に砂じんが舞い上がって、下のほうに来るということで出てきておりますので、その意見書も当然教育委員会も見ておられるだろうと思うし、私もそれを見ましたので、やはり運動会のグラウンドの防じん対策をどうするか、それから、運動会の当日の段階をどうするかということも含めて、やはり対策が必要ではないかということで、町民ポストの中の意見を見て感じました。その3点についてお願いをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問でございますが、省エネルギービジョン策定委員のメンバーにつきましては、総勢10名で構成をしております。その中では、北大の准教授を筆頭に学識経験者と、あと財団法人省エネルギーセンター、あるいは上川支庁、北電、これらの関係機関、あと、上富良野町からは、それぞれの関係機関、例えば建築士会の代表ですとか、エネルギー供給をしている事業者の代表ですとか、あとは一般公募2名を含めましての10名の構成で委員会を実施しているところであります。

以上です。（発言する者あり）

議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

議長（西村昭教君） 休憩を解きます。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問でございますが、氏名につきましては手元にございませぬので、後ほどメンバーにつきまして提出をさせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前11時09分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

先ほど、中村有秀君の質問に対しまして町民生活課長より答弁、報告をいただきます。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の省エネルギービジョン策定委員のお名前についての御質問にお答えをさせていただきます。

10名の構成でございますが、まず北海道大学大学院工学研究科准教授の浜田准教授であります。次に、財団法人省エネルギーセンター北海道支部事務局長、藤崎様。北海道電力株式会社富良野営業所所長、松井様。有限会社南プロパン代表取締役社長、三本様。上富良野町建設業協会、佐川様。上富良野町商工会、田中様。社団法人上富良野十勝岳観光協会、濱本様。上富良野町校長会代表、瀬尾様。町民公募代表といたしまして島瀬様、安川様、この10名のほかに、オブザーバーといたしまして独立法人新エネルギー産業技術総合開発機構、これは組織代表となっておりますので毎回違う方が来ております。あと、北海道経済産業局から小貫様、北海道上川支庁産業振興部商工労働課長の高木課長。オブザーバー3名を加えまして、この構成で委員会が構成されてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 先ほど同僚議員の説明の中では、言うなれば産業、それから民生ということを含めてやっていかなければならないというようなことになっていました。現実の問題として、富良野もこれらが発足しております。そうすると、私は上富良野の場合、例えばエネルギー供給業者ということで北電とLPガスの三本さんが南プロパンということで入っているということは承知をしておりました。ところが、そのエネルギー供給者の石油、灯油等を扱う業者はどうなのかという問題が一つ。

それからもう一つは、産業ということで建設業等も、それから商工会等も入っているのであれば、農業関係者が入っていないのです。富良野の場合見ますと、富良野農協の支所の佐々木秀樹さんという方が富良野の場合は入っていて、そういう意見の反映ができるというようなことで、それからもう一つは、住民会関係ということで、言うなればもう一つ住民会の皆さん方いろいろな形で町民に協力をしていただくということになると、これらが入っていない。富良野の場合は富良野市連合町内協議会の方が入っています。

したがって、これらが町民代表が公募というのはよろしいと思います、それから、教育関係者も江幌

小学校の瀬尾校長が入っているということで、先ほど米沢議員が言ったように、そういう学校での教育等も必要だということで、そういう立場でこれから策定する段階でいろいろ意見の場が出てきて、最終的に集約されるのかなということになると、私は、エネルギー供給業者でLPガスばかりでなく石油、灯油の関係、それから産業関係では農業者の関係、それから民生の関係では住民会の関係の人がぜひ入るべきだと、そういう感じがいたします。

したがって、それらを入れなかった原因は何か、それとも定数がきちっと決められているのかどうかも含めてお聞きをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問のように、LPガス以外のいわゆる石油、灯油の取り扱い業者、あるいは農業関係者が入っていないのは事実でございますが、議員御承知のように、この省エネルギービジョン、あるいは地球温暖化防止にかかわるものにつきましては、いわゆる国民全員にかかわる問題でございます、どこまでこの委員を代表として委嘱するかという点につきましては非常に悩ましい問題もございます。

この委員10名にした経過につきましては、先ほどの質問にもお答えをいたしましたように、実は800万円の予算組みをしていた当初は15名の委員を予定していたところでありますが、200万円減額になりましたことから、委員の報酬あるいは先進地視察の旅費等の精査を行わざるを得ない段階で、実は10名に委員を絞り込んだ経過がございます。

いずれにいたしましても、この灯油扱い業者、あるいは農業関係団体が全く関係がないということでは決してございませんので、これらの方を抜いた形でこの計画が策定をされますが、先ほどお答えをいたしましたように、策定後は、国民全員、あるいは町民全員の問題として普及活動を行いたいというふうに考えてございますので、その点御了承いただきたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 視察研修等もあるということで、予算が減額されたから15名から10名にしたということだと思う。やはりあなたは自治基本条例の担当課長でしょう、実際に町民と協働の力で発揮するといったら、農業者や、それから住民会の皆さん方を抜きにして、そういう意見反映で、こうできましたらお願いしますということは、やはり僕は適切ではないと思うのです。

そうすれば、これから補充してでも農業者だとか、住民会関係の皆さん方だとか、そして、できる

だけそういう報酬等も含めていろいろな事務費を削減する中でやはりやっていくべきだと思うのです。こんな、言っていることとやっていることと全然違うのです。僕はある委員から聞きました。いやいや住民会からも出てきていない、産業から応援もらおうと思っても農協の関係の人もだれも出てきていないと、こんなことで町が一丸となってこの策定ができるのかと、できた段階で、ああでもない、こうでもないと言われるのであれば、最初からきちっと入れて、その意見反映をして策定をするというのが本来の姿でないのかなという気がいたします。

その点、町長どうですか。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

経過等については担当課長が申し上げたとおりであります。今、各関係の団体の方々で構成する10名の中に、今言われたような分野の方が参画されていないというのは事実でございますし、また、この組織が発足以来、2回目の協議を重ねていると思っておりますが、この効果を十分に上げるためには、今私のほうで少し御意見をいただいてイメージしているのは、委員の中に入れる入れないの議論もあるでしょうけれども、素案、それから審議過程等を関係の団体の方々にお話をさせていただいて、関係の団体から御意見をいただく、そういう補完的な取り組みの中で、町を通じまして委員会の中にそういう意見を持ち込むということもできますし、そういう補完的な取り組みで十分意見が反映されるような対応を早々に考えたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

議長（西村昭教君） それでは、先ほど中村議員のほうからもう2点ほど質問等がありましたが、先ほど私が申し上げましたとおり、全く関連がないわけではありませんけれども、非常に薄いということで、私の判断で別の機会に御質問をいただくということで、ひとつ中村議員に御了解のほどをお願い申し上げます。

次に移ります。

ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、1点目は、75歳到達月における自己負担限度額の特例制度創設によりまして、平成20年4月から12月に75歳に到達し後期高齢者制度の被保険者となった方について高額療養費の差額相当分を支給する額が確定いたしましたこと、2点目は、介護従事者の処遇改善を図るために実施されました介護報酬改定により、介護保険料の急激な上昇を抑制する目的で支給されます平成21年度の介護従事者処遇改善臨時特別交付金の制度が創設されましたこと、3点目は、国の緊急少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月まで実施されます出産育児一時金が4万円引き上げになったこと、4点目は、平成21年度の財政安定化支援事業の交付額が確定いたしましたこと、これらを主な要因といたしまして所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、出産育児一時金の引き上げ及び当初の出産見込み数が増加する見込みであること、さらに、平成20年度の療養給付費が確定したことに伴い、一般被保険者の療養給付費等負担金の超過返還額が確定いたしましたことにより、所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承お願いいたします。

議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ14億955万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2 款国庫支出金120万4,000円。

3 款療養給付費交付金87万2,000円。

8 款繰入金66万9,000円の減。

歳入合計は140万7,000円であります。

次に、2、歳出であります。2 款保険給付費112万円。

1 1 款諸支出金1,060万6,000円。

1 2 款予備費1,031万9,000円の減。

歳出合計といたしましては、140万7,000円となります。

以上で、平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただけますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第3号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました、議案第3号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては四つの案件で構成され

ておりますが、1点目はベッドの更新についてであります。ベッドの利用状況につきましては、老人保健施設にありましては、昨年12月に開設以来、ほぼ満床の状況であります。また、一般病床の病床利用率につきましては、国の公立病院改革ガイドラインでモデルとして示されました80%を目標に病院運営に当たっておりますが、本年4月以降は前年比較で10%ほどアップしまして、80%台でほぼ推移している状況にあります。また、入院患者の状況であります。入院されている方の約7割の方は自分では移動できない等の患者さんで、また、入退院の件数におきましても毎月ほぼ60件程度あるようなことで推移しております。これらのことから、ベッド利用率の高まりと入院患者の重篤度合いに対応するために必要となります15台を更新することにより、患者さんの入院環境の早急な改善を図りたく補正をお願いするものであります。

2点目は、電話機設備の更新についてであります。現在使用しております電話機設備につきましては、平成6年に導入し15年が経過している状況にあります。平成18年度の時点では、メーカー側からの部品の供給等、また、修理ができない状況を迎えておりますが、その段階で当面は院内保管の予備電話機等で対応するというようなことにした経過にあります。しかしながら、本年度に入りまして、電話機の故障、また、通話時の雑音障害等、設備の心臓部であります交換機のふぐあいにより業務全般に支障が非常に懸念される状況になりましたので、年度途中であります。今回補正をお願いするものであります。

3点目は、救急玄関の整備についてであります。救急車で搬送される年間件数は300件ほどありまして、救急指定病院として町民が安心して暮らせる救急体制を整え、救急業務に当たっております。救急患者の受け入れ環境では、現在の救急玄関のひさしが小さいことから、今日まで、搬送される患者さんはもとより、医師、看護師、救急隊員等は、雨、雪の天気の際にはさらされながら、また、冬季には路面の凍結等、足元の悪い状況で救急患者の受け入れを行ってきた現状にあります。このたび、これらの状況の改善策について検討させていただいた結果、冬場を迎える前に救急玄関屋根を早急に整備することで、患者さんの受け入れ及び救急業務の環境改善を図りたく補正をお願いするものであります。

上記3項目の整備財源としましては、一般会計のほうから所要額1,250万円を出資として受けさせていただきまして、財源として整備しようとするものであります。

次に4点目でございますが、御寄附を1件3万円

をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に添いまして備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第3号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

(総則)。

第1条、平成21年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、1,253万円の増。

第1項出資金、1,250万円の増。

第3項寄附金、3万円の増。

支出。

第1款資本的支出、1,253万円の増。

第2項建設改良費、1,253万円の増。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第3号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

議長(西村昭教君) 日程第9 議案第6号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） ただいま上程いただきました、議案第6号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案要旨について御説明申し上げます。

同条例により設置している日新会館の屋内運動場につきましては、昭和29年に旧日新小学校の屋内運動場として建設され、昭和54年に日新小学校が上富良野西小学校に統合されたことから、日新会館屋内運動場として設置されておりました。本施設は木造で建設後50年以上を経過していることから老朽化が著しく、平成19年度から地域住民会等と協議を行い、使用を中止していたところであります。このたび、国の経済対策臨時交付金を財源として解体することとなったことから、上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例第4条関係の別表から削除するために改正しようとするものであります。

以下、議案を朗読しまして、説明にかえさせていただきます。

議案第6号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年上富良野町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中、日新会館の集会室、調理室、屋内運動場を日新会館集会室、調理室に改める。

附則。

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上でございます。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第7号上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました、議案第7号上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、国民誰もが犯罪被害者等になる可能性が高まっている現代社会におきまして、犯罪被害者等の権利及び利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法が平成16年12月に制定されたところであります。同基本法では、地方公共団体に対し国との適切な役割分担を踏まえて地域状況に応じた施策をみずから策定し、実施する責務が課せられております。特に市町村においては、住民に身近な存在であるとともに、各種保険、医療、福祉サービスの実施機関でありますことから、一時的な相談窓口として、また、その他の関係機関及び団体等と連携して支援することが求められていることから、上富良野町生活安全推進条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第7号上富良野町生活安全推進条例の一部を改正する条例。

上富良野町生活安全推進条例（平成17年上富良野町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支援）。

第7条、町は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

附則。

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

議長(西村昭教君) 日程第11 議案第8号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました、議案第8号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国の緊急少子化対策の一環として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金の支給額を一律に4万円引き上げられることに伴い、当町の国民健康保険の出産育児一時支給に関しまして条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第8号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例(昭和34年上富良野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)。

2、被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは「42万円」とする。

附則。

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号

議長(西村昭教君) 日程第12 議案第9号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました、議案第9号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

不燃物のごみ処理手数料は平成18年10月1日から料金改定が実施され現在の手数料料金となっておりますが、改正時前に使用していた不燃ごみ指定袋の在庫が多く残っていたために、改正後の手数料料金との差額分につきまして、差額シールを張る方法で現在まで対応してきたところであります。このたび、不燃ごみ指定袋の在庫がなくなることに伴い、料金改定後の新しい指定袋に切りかえ、差額シールの添付を解消して、町民の利便性の向上を図ろうとするものであります。このため、既に町民へ販売済みの差額シール及び旧指定袋を町が買い取り、または販売する必要があるため、同条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第9号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年上富良野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「町長が指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)」を「町長又は町長が指定する売りさばき人(以下「指定売りさばき人」という。)」に改め、同条第2項中「売りさばき人」を「指定売りさばき人」に改め、同条第3項中「売りさばき人」を「指定売りさばき人」に改める。

第14条中「証紙は、」を「指定売りさばき人が買い受けた証紙は、」に、「売りさばき人」を「指定売りさばき人」に改め、同条に次の1項を加える。

2、家庭ごみを排出するために購入した証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することはできない。ただし、第11条の規定による証紙の種類又は形式を変更し、又は廃止したとき、その他町長がやむを得ないと認めると

きはこの限りでない。

附則。

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号から

日程第15 議案第12号まで

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第10号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び日程第14 議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第15 議案第12号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第10号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第12号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案の要旨を一括して御説明申し上げます。

本件は、湧別町と上湧別町が本年10月5日に合併し、新たに湧別町となり、また、両湧別学校給食組合が解散、脱退することから、組合規約の変更が必要になり、地方自治法第286条の第1項の規定により組合組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案第10号から議案第12号までを朗読をもって説明といたします。

議案第10号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次の議案をごらんください。

議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁24」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加え、第10項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次の議案をごらんください。

議案第12号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町、湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削る。附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより各議案ごとに採決いたします。

最初に、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸 般 の 報 告

議長（西村昭教君） この際、諸般の報告をいたさせます。

各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が私の手元に届いておりますので、報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

総務産建常任委員会の委員長に岩田浩志議員、副委員長に今村辰義議員。

厚生文教常任委員会の委員長に谷忠議員、副委員長に米沢義英議員。

議会運営委員会の委員長に中村有秀議員、副委員長に村上和子議員と決定されました。

以上であります。

日程第16 議案第15号

議長（西村昭教君） 次に、日程第16 議案第15号上富良野町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第15号上富良野町土地開発公社の解散について、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町土地開発公社は、昭和48年の設立以来、公共用地の先行取得及び処分等を通じて、公共施設の整備のほか町民の住環境整備などに大いに貢献してきたところでありますが、平成14年の南町分譲地の販売を最後に具体の事業実績がなく、今後の計画も特に想定されない状況にあることから、その必要性について協議を進めてきたところであります。去る8月17日開催の同公社理事会において、全会一致で解散の決定がなされました。このことから、公有地の拡大の推進に関する法律及び同公社定款の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第15号上富良野町土地開発公社の解散について。

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項及び上富良野町土地開発公社定款第25条第1項の規定により、上富良野町土地開発公社を解散する。

1、解散の時期。北海道知事の認可を受けた日。

2、解散の理由。別紙のとおり。裏面をごらんください。

上富良野町土地開発公社解散理由。

上富良野町土地開発公社は、昭和49年に公共用地の先行取得及び処分を行い、計画的な地域の整備

と町民生活の向上に寄与することを目的として上富良野町が全額出資して設立されました。設立以来34年を経過し、この間、町有公共施設整備や道路・上下水道などのインフラ整備のための用地取得、公営住宅・団地造成販売などの町民の住環境の整備等々に力を注いでまいりました。

しかしながら、平成14年の南町分譲地の販売を最後に、近年土地の取得や処分の実績もなく、また、今後大きな公共用地の取得などの計画も不透明な状況にあります。仮に公共事業に伴う用地の取得や処分の事案が生じた場合には、各種基金の活用や補助制度などを活用し、町が直接行うことも一つの方法であることから、当公社の必要性は低くなってきております。

このような状況により、事務等の合理化や経費の縮減、公社資産の有効な活用の観点から、このたび、上富良野町土地開発公社の解散認可申請を行うものであります。

表面に戻ります。

3、財産目録。別紙のとおり。裏面をごらんください。

財産目録につきましては、理事会解散決議時点の額であります。普通貯金、定期貯金合わせまして合計額が5,150万2,629円となっております。

表面にお戻りください。

4、残余財産の処分。上富良野町に帰属させる。

5、清算人。上富良野町土地開発公社理事長、田浦孝道。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時07分 再開

議長（西村昭教君） 休憩を解き、会議を再開い

たします。

日程第17 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第17 議案第13号副町長の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました副町長の選任の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきますと存じます。

議案第13号副町長の選任の件。

上富良野町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、上富良野町新町3丁目3番30号。

氏名、田浦孝道。昭和25年11月13日生まれ。

以上でございます。よろしく御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております副町長の選任の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第18 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第18 議案第14号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました、議案第14号教育委員会委員の任命の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきますと思っております。

議案第14号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記。

住所、上富良野町栄町3丁目2番27号。

氏名、増田修一。昭和21年10月5日生まれ。

以上でございます。御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件も、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

日程第19 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） ただいま上程されました発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成19年8月、一般選挙から施行した本条例につきまして、3常任委員会を2常任委員会としたこと、及び、町民生活課と税務課が機構改革により統合したことにより、総務常任委員会が所管していた税務収納対策、自治推進関係を厚生文教の所管としてこの2年間取り扱ってきた経緯があります。しかし、町財政の根幹である税収入を担当する税務班と平成21年4月1日から施行されました自治基本条例、住民自治などを担当する自治推進班の事務分掌は、本来、総務産建常任委員会の所管として審議したほうが適切で適切であることから、上富良野町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を

改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員村上和子。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんください。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）。

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

1、総務産建常任委員会、7人。

（1）総務課に関する事項。

（2）町民生活課の税務班（国民健康保険税に関する事項を除く。）、収納対策担当及び自治推進班に関する事項。

（3）会計管理者の事務部局に関する事項。

（4）産業振興課に関する事項。

（5）建設水道課に関する事項。

（6）選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び監査委員に関する事項。

（7）他の常任委員会の所管に属しない事項。

2、厚生文教常任委員会、7人。

（1）町民生活課の税務班（国民健康保険税に関する事項）、総合窓口班、生活環境班及びクリーンセンターに関する事項。

（2）保健福祉課に関する事項。

（3）町立病院に関する事項。

（4）ラベンダーハイツに関する事項。

（5）教育委員会に関する事項。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。御審議賜りまして、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第1号を採決いたしたいと思っております。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第2号

議長(西村昭教君) 日程第20 発議案第2号
議会広報特別委員会設置に関する決議の件を議題と
いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) ただいま上程されました発
議案第2号を、朗読をもって説明させていただきます。

発議案第2号議会広報特別委員会設置に関する決
議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項
の規定により提出します。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員村上和子。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己、上富良野
町議会議員中村有秀。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置
するものとする。

記。

1、名称。議会広報特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第110条及び委員
会条例第5条。

3、目的。住民に議会活動を理解していただくた
め、議会広報に関しての発行及び調査研究を目的と
する。

4、委員の定数。6人。

5、設置期間。本委員会は委員の任期まで継続
し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上でございます。御審議賜りまして、御承認く
ださいますようよろしくお願いいたします。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第2号を採決い
たします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委
員の選任については、委員会条例第7条第1項の規
定により、議長より指名いたしたいと思いを。

岡本康裕君、今村辰義君、一色美秀君、和田昭彦
君、佐川典子君、長谷川徳行君を指名いたしたいと
思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広
報特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第21 発議案第3号

議長(西村昭教君) 日程第21 発議案第3号
町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたし
ます。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番(渡部洋己君) ただいま上程いただきま
した、発議案第3号町内行政調査実施に関する決議
の議案を朗読をもって内容の説明といたしたいと思
います。

発議案第3号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項
の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査
する。

記。

1、実施の期日。議決の日以降において1日以内
とする。

2、実施の目的。町内の公共施設及び財政援助を
行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資す
るため。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設
の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付
すものについては各常任委員会の所管事務調査とし
てそれぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うも
のとする。

以上、説明を終わらせたいと思いを。審議いた
だきまして、議決くださいますようお願いいたしま
す。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第22 発議案第4号生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程いただきました、発議案第4号生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件について、議案の朗読によって提案いたします。

発議案第4号生活保護の「母子加算」の復活を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

裏面をごらんください。

生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書。

昭和24年に生活保護に母子加算ができてから60年目のことし、数年間の減額措置を経て平成21年3月31日で全廃されました。母子家庭からは、「食費を削り、ふろの回数も減らした」「本当は野球部に入りたいけれど我慢している息子を見るのはつらい」「あらゆるものを節約。交際もほとんどできません。支給額を減らすのではなく、もう少しでいいのでふやしてほしい」との声が上がっている。

母子加算の廃止は、「消費支出額が一般母子世帯の水準と比べ生活保護のほうが高い」との理由によるが、貧困な状態にある母子世帯の底上げをすることこそ求められる。

厚生労働省は就労を促進すると言っているが、日本の母子世帯の就労率は諸外国より高く、既に84%が就労している。母子加算がなくなった分、生活保護基準が引き下げられ、貧困化が一層進むことは

目に見えている。子供の貧困化、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となっているとき、母子加算の廃止はそれに逆行するものである。

母子加算の財源200億円は平成21年度予算の補正予算の700分の1、0.14%使うだけでできる額である。母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子供の健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乗せではなく、幼児や成長期の子供がいる生活保護家庭では母子加算があつてこそ初めて最低限度の生活が保障されるものである。子供が熱を出しても仕事も休めず、ベビーシッターをお願いするなど、経済的負担とともに父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担がある。

母子家庭は、一般世帯の4割に満たない収入である。憲法第25条の「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって、政府に対し、生活保護の母子加算を復活するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月16日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あてに提出をしたいと思います。

以上、提案を申し上げます。御審議をいただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第23 発議案第5号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） ただいま上程されました、発議案第5号を朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第5号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議會議員村上和子。

賛成者、上富良野町議會議員渡部洋己、上富良野町議會議員中村有秀。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により議員を派遣する。記。

1、富良野沿線市町村議會議員研修会。

(1) 目的。分権時代に対応した議會議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所。南富良野町。

(3) 期間。平成21年10月6日、1日間。

(4) 派遣議員。全議員14名。

2、上川町村議會議長主催の議員研修会。

(1) 目的。分権時代に対応した議會議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所。旭川市。

(3) 期間。平成21年10月26日、1日間。

(4) 派遣議員。全議員14名。

以上でございます。御審議賜りまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略して、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続調査申出の件

議長（西村昭教君） 日程第24 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において別紙配付の申し出の事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

諸般の報告

議長（西村昭教君） この際、諸般の報告をいたさせます。

議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が私の手元に届いておりますので報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

議会広報特別委員会の委員長に和田昭彦議員、副委員長に佐川典子議員と決定されました。

以上であります。

議長（西村昭教君） 以上で、諸般の報告を終わります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

副町長のあいさつ

議長（西村昭教君） ここで、副町長に再任されました田浦孝道君から抱負のごあいさつをいただきたいと思っておりますので、発言を許します。

よろしくお願いいたします。

副町長（田浦孝道君） ただいま西村議長から発言の機会をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと思います。

このたび、向山町長より不肖私が副町長再任の御推挙をいただき、また、本日議員各位の格別なる御高配によりまして御同意を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

この間、微力な私が重責をとにかく果たすことができましたことは議員各位並びに関係の皆様方の格別なる御指導、御鞭撻のたまものと、心より感謝申し上げます。

御案内のとおり、現下の地方自治体を取り巻く状況につきましては、価値観の多様化に伴い、地域のニーズ、あるいは課題が多様化、あるいは複雑化しておりますのでございます。その対応につきましては、従来の方法を改め、新しい取り組みが求められてきているところでございます。

このような中で、向山町政の一翼を担い改めて微力を傾け職責を果たすべく、新たに決意をしておりますので、議員各位並びに関係の皆様方の特段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心から

お願いを申し上げ、甚だ言葉足らずではございますが
ごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。(拍手)

閉 会 宣 告

議長(西村昭教君) これにて、平成21年第3
回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時34分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年9月16日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 田 浩 志

署名議員 谷 忠